

資料3-1 公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準(27項目)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6(ただし、蒸留操作は装置にて行わない)の分析を行う方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表1(蒸留操作は装置にて行う)に掲げる方法
鉛	0.01mg/L以下	規格K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法
六価クロム	0.02mg/L以下	規格K0102-3 24.3(24.3.3及び24.3.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1及び2に掲げる場合にあっては、それぞれ1及び2に定めるところによる。) <ol style="list-style-type: none"> <li>規格K0102-3 24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合(24.3.3.4のb)による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70~120%であることを確認すること。</li> <li>規格K0102-3 24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1に定めるところによるほか、規格K0170-7 7の a)又は b)に定める操作を行うこと。</li> </ol>
砒素	0.01mg/L以下	規格K0102-3 20.3、20.4又は20.5に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	公共用水域告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	公共用水域告示付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと	公共用水域告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4に定める方法
ふっ素	0.8mg/L以下	規格K0102-2 5.2及び5.3、5.2及び5.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mLに硫酸10mL、りん酸60mL及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mLを混合し、水を加えて1,000mLとしたものを用い、規格K0170-6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)又は5.2(蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を半判別する。懸濁物質及びビオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、蒸留操作を省略することができる。)及び5.5に定める方法
ほう素	1mg/L以下	規格K0102-3 5.2、5.5又は5.6に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	公共用水域告示付表7に掲げる方法

備考

- 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。

- 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

資料3-2 生活環境の保全に関する環境基準

1 河川

(1) 河川(湖沼を除く。)

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道2級 水産1級 及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと。	2mg/L 以上	—
測定方法		規格 K0102-1 12 に定める方法又は ガラス電極を用いる 水質自動監視測定装 置によりこれと同程 度の計測結果の得 られる方法	規格 K0102-1 18 に定める方法	公共用水域告示 付表 8 に掲げる 方法	規格 K0102-1 21.2、21.3、 21.4 及び 21.5 に定める方法又は 隔膜電極若しくは 光学式センサを用 いる水質自動監視 測定装置によりこ れと同程度の計測 結果の得られる方 法	規格 K0102-5 5.6.2 (5.6.2.7 は除く。) に定め る方法 (ただし、 試料採取後直ちに 試験ができない ときは、0～5℃ (凍結させない) の暗所に保存し、 9時間以内に試 験することが望 ましく、12時間 以内に試験する。 。)

備考

- 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の 0.9×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値(0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる。)
- 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼海域もこれに準ずる。)
- 水道1級を利用目的としている測定点(自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数

100CFU/100mL 以下とする。

- いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100mL 以下とする。
- 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 大腸菌数に用いる単位は CFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全  
 2 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3 水産1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 水産3級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用  
 4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの  
 5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
測定方法		規格 K0102-3 12.2、12.3、12.4 及び 12.5 に定める方法	公共用水域告示付表 9に掲げる方法	規格 K0102-4 6.2.5 に定める方法

備考

- 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

(2) 湖沼(天然湖沼及び貯水量が 1,000 万<sup>3</sup>m以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道2、3級 水産2級 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこ と。	2mg/L 以上	—
測定方法		規格 K0102-1 12 に定める方法又 はガラス電極を 用いる水質自動 監視測定装置に よりこれと同程 度の計測結果の 得られる方法	規 格 K0102-1 17.2 に定める方 法	公共用水域告示 付表 8 に掲げる 方法	規 格 K0102-1 21.2、21.3、 21.4 及び 21.5 に定める方法又 は隔膜電極若し くは光学式セン サを用いる水質 自動監視測定装 置によりこれと 同程度の計測結 果の得られる方 法	規 格 K0102-5 5.6.2 (5.6.2.7 は除く。) に定 める方法 (ただ し、試料採取後 直ちに試験がで きないときは、 0～5℃ (凍結 させない) の暗 所に保存し、9 時間以内に試験 することが望 ましく、12 時間 以内に試験す る。)

備考

- 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
- 水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。
- 水道3級を利用目的としている測定点（水浴又は水道2級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100mL 以下とする。
- いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。
- 大腸菌数に用いる単位は CFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2、3級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級:ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用

- 水産3級:コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
  - 5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

## イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道1、2、3級(特殊なものを除く。) 水産1種及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道3級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
測定方法		規格 K0102-2 17.3、 17.4 又は 17.5 (17.5.3.2 を除く。)に 定める方法	規格 K0102-2 18.4 (18.4.1.4 の b) を除 く。)に定める方法

## 備考

- 基準値は年間平均値とする。
- 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全  
 2 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)  
 3 水産1種:サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用  
 水産2種:ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用  
 水産3種:コイ、フナ等の水産生物用  
 4 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

## ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
測定方法		規格 K0102-3 12.2、 12.3、12.4 及び 12.5 に定める方法	公共用水域告示付表 9 に掲げる方法	規格 K0102-4 6.2.5 に定 める方法

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産 する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を 保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い 水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物 が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において 貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場 を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を 保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水 生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を 解消する水域	2.0mg/L 以上
測定方法		規格 K0102-1 21.2、21.3、 21.4 及び 21.5 に定める方法又 は公共用水域告示付表 10 に掲 げる方法

備考

- 基準値は、日間平均値とする。
- 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

2 海域

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出 物質(油分等)
A	水産1級 自然環境保全 及びB以下の 欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下	検出されないこと。
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に 掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—
測定方法		規格 K0102-1 12 に定める方法又は ガラス電極を用いる 水質自動監視測定装置 によりこれと同程度の 計測結果の得られる 方法	規格 K0102-1 17.2 に定める 方法(ただし、 B 類型の工業用水 及び水産2級の うちノリ養殖の 利水点における 測定方法はアルカリ 性法)	規格 K0102-1 21.2、21.3、 21.4 及び21.5 に 定める方法又は 隔膜電極を用いる 水質自動監視測定 装置によりこれと 同程度の計測結果 の得られる方法	規格 K0102-5 5.6.2 (5.6.2.7 は除く。) に定める方法(ただし、 試料採取後直ちに 試験ができないときは、 0~5℃(凍結させない) の暗所に保存し、 9時間以内に試験 することが望ましく、 12 時間以内に試験 する。)	規格 K0102-1 22.5 に定める 方法

備考

- アルカリ性法とは、次のものをいう。

試料 50mL を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液 (10w/v%) 1mL を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液 (2mmol/L) 10mL を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液 (10w/v%) 1mL とアジヒナトリウム溶液 (4w/v%) 1滴を加え、冷却後、硫酸 (2+1) 0.5mL を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。

同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。

$$\text{COD}(\text{O}_2\text{mg/L}) = 0.08 \times ((b) - (a)) \times f\text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000 / 50$$

(a) : チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の滴定値 (mL)

(b) : 蒸留水について行った空試験値 (mL)

fNa<sub>2</sub>S<sub>2</sub>O<sub>3</sub> : チオ硫酸ナトリウム溶液 (10 mmol/L) の力価

- いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点 (自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。) については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。

- 大腸菌数に用いる単位は CFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) / 100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

2 水産1級: マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
水産2級: ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産1種及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下
測定方法		規格K0102-2 17.4 又は 17.5 (17.5.3.2を除く。)	規格K0102-2 18.4 (18.4.1.4のb)を除く。)に定める方法

備考

- 基準値は、年間平均値とする。
- 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水産1種:底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種:一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種:汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3 生物生息環境保全:年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下
測定方法		規格K0102-3 12.2、12.3、12.4 及び12.5に定める方法	公共用水域告示付表 9に掲げる方法	規格K0102-4 6.2.5に 定める方法

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
測定方法		規格K0102-1 21.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は公共用水域告示付表10に掲げる方法

備考

- 基準値は、日間平均値とする。
- 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

資料3-3 水質環境基準の類型指定状況

(1) pH、COD等

水 域		類型	達成期間	備 考
燧灘北西部海域	燧灘北西部	A	イ	昭和49年5月13日 環境庁告示第39号
燧灘東部海域	伊予三島港	C	ロ	平成14年3月29日 環境省告示第33号
	三島・川之江地先海域(1)			
	三島・川之江地先海域(2)			
	三島・川之江地先海域(3)	B	ロ	
	三島・川之江地先海域(4)			
燧灘東部	A	ロ	昭和49年5月13日 環境庁告示第39号	
伊予三島・土居海域	伊予三島・土居海域	A	イ	昭和48年3月6日 愛媛県告示第246号
新居浜海域	新居浜港航路泊地	C	イ	
	新居浜海域甲	C	ロ	
	沢津漁港	B	イ	
	新居浜海域乙	B	ロ	
	新居浜海域丙	A	ロ	
西条海域	東予港西条地区航路泊地甲	C	イ	
	東予港西条地区航路泊地乙	B	ロ	
	西条海域甲	B	ロ	
	西条海域丙	A	ロ	
東予海域	東予港壬生川地区	C	イ	
	東予海域甲	B	ロ	
	東予海域乙	B	ロ	
	東予海域丙	A	イ	
	河原津漁港	B	ロ	
伊予灘	三津内港(甲)	C	ロ	昭和49年4月12日 愛媛県告示第421号
	三津内港(乙)	B	イ	
	吉田浜船溜り(甲)	C	ロ	
	吉田浜船溜り(乙)	B	ロ	
	和気港	B	ロ	
	松山外港	B	ロ	
	松前港	B	ロ	
	伊予灘(一般)	A	イ	
宇和海	八幡浜港	B	ロ	
	宇和島港	B	ロ	
	宇和海(一般)	A	イ	

水 域		類型	達成期間	備 考
重信川水系	石手川(甲)	B	イ	令和6年3月29日 愛媛県告示262号 〔昭和49年4月12日〕 愛媛県告示第421号
	石手川(乙)	AA	イ	昭和49年4月12日 愛媛県告示第421号
	重信川(甲)	A	ロ	
	重信川(乙)	AA	イ	
肱川水系	肱川水域(甲)	A	ロ	昭和50年5月23日 愛媛県告示第511号
	肱川水域(乙)	AA	イ	
	鹿野川湖	B	イ	
加茂川水系	加茂川水域	AA	イ	昭和51年6月25日 愛媛県告示第677号
	黒瀬ダム貯水池	A	イ	
中山川水系	中山川水域(甲)	AA	イ	
	中山川水域(乙)	A	イ	
渡川水系	広見川水域(甲)	AA	イ	
	広見川水域(乙)	A	イ	
	三間川水域	A	イ	
銅山川水系	銅山川水域	AA	イ	昭和52年9月20日 愛媛県告示第1034号
	柳瀬ダム貯水池	A	イ	
	新宮ダム貯水池	A	イ	
仁淀川水系	仁淀川水域	AA	イ	令和6年3月29日 愛媛県告示262号 〔昭和52年9月20日〕 愛媛県告示第1034号
	面河ダム	A	イ	昭和52年9月20日 愛媛県告示第1034号
蒼社川水系	蒼社川水域	AA	イ	令和6年3月29日 愛媛県告示262号 〔昭和53年12月8日〕 愛媛県告示第1377号
岩松川水系	岩松川	AA	イ	昭和53年12月8日 愛媛県告示第1377号

注) 達成期間の区分「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内のできるだけ早い時期に達成。

## (2) 全窒素、全燐

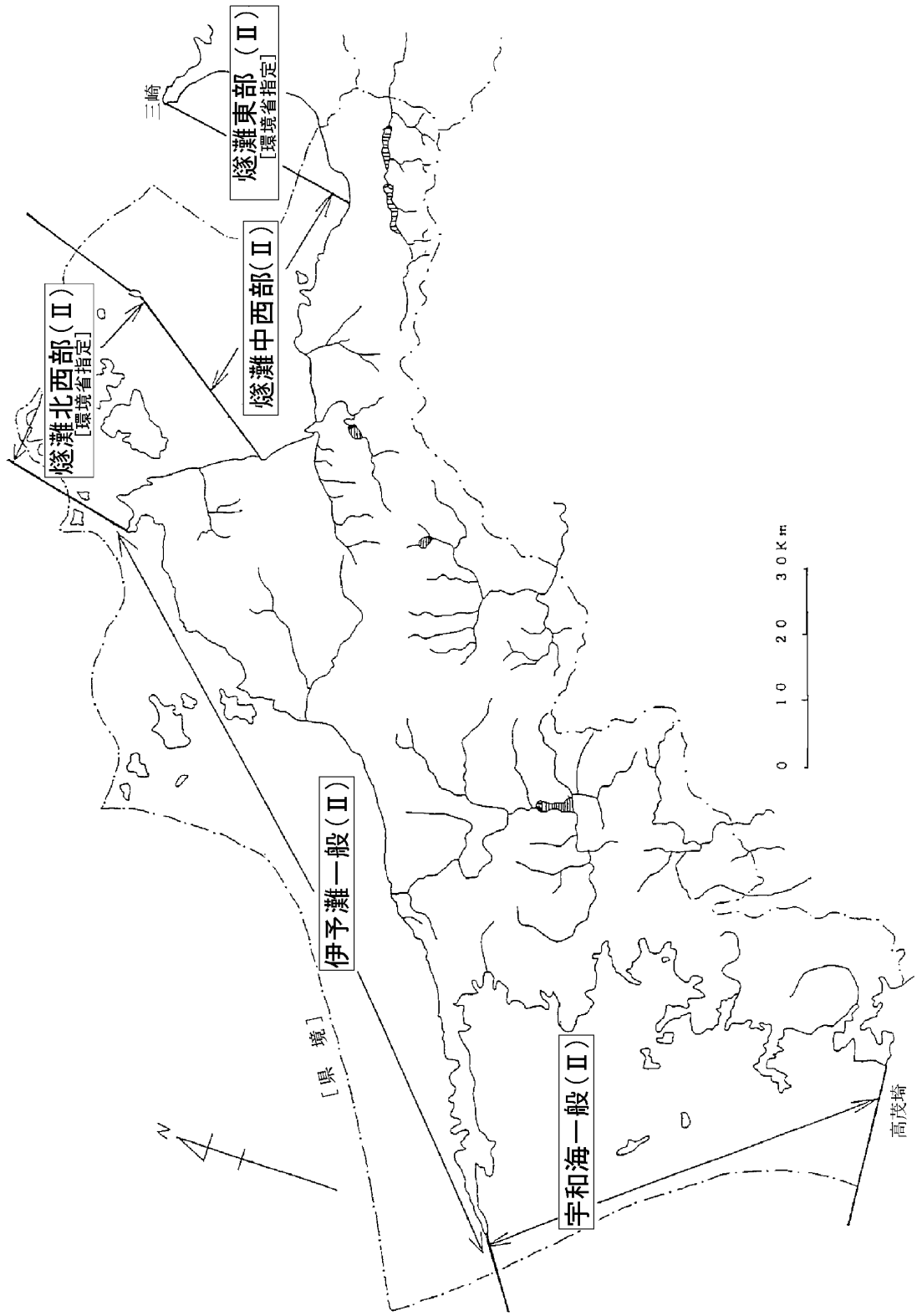
水 域	類型	達成期間	備 考
燧灘東部	Ⅱ	直ちに達成	平成15年3月27日 環境省告示第35号
燧灘北西部	Ⅱ	直ちに達成	
燧灘中西部	Ⅱ	直ちに達成	平成9年4月25日 愛媛県告示第640号
伊予灘一般	Ⅱ	直ちに達成	
宇和海一般	Ⅱ	直ちに達成	

## (3) 全亜鉛等

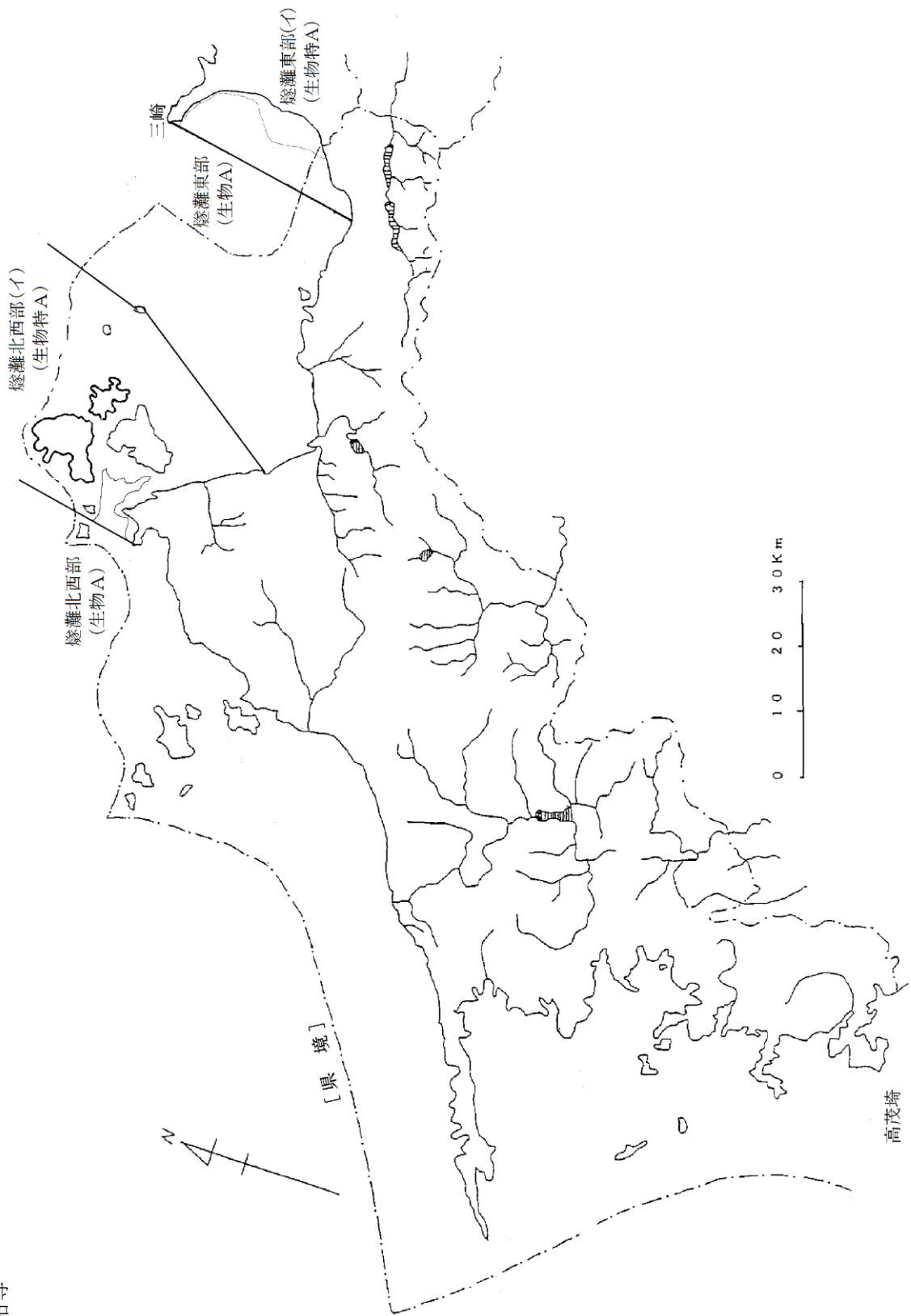
水 域	類型	達成期間	備 考
燧灘東部(ただし、燧灘東部(イ)に係る部分を除く。)	生物A	イ	平成27年3月31日 環境省告示第51号
燧灘東部(イ)	生物特A	イ	
燧灘北西部(ただし、燧灘北西部(イ)に係る部分を除く。)	生物A	イ	平成29年5月22日 環境省告示第47号
燧灘北西部(イ)	生物特A	イ	



(2) 全窒素、全磷



(3) 全亜鉛等



資料3-5 地下水の水質汚濁に係る環境基準(28項目)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本産業規格(以下「規格」という。 )K0102-3 14.3、14.4 又は 14.5 に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格 K0102-2 9.3.2 若しくは 9.3.3 の蒸留操作を行い、9.4、9.5 若しくは 9.6(ただし、蒸留操作は装置にて行わない。 )の分析を行う方法又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。 )付表1(蒸留操作は装置にて行う。 )に掲げる方法
鉛	0.01mg/L以下	規格 K0102-3 13.2、13.3、13.4 又は 13.5 に定める方法
六価クロム	0.02mg/L以下	規格 K0102-3 24.3(24.3.3 及び 24.3.7 を除く。 )に定める方法(ただし、次の1及び2に掲げる場合にあつては、それぞれ1及び2に定めるところによる。 ) 1 規格 K0102-3 24.3.4、24.3.5 又は 24.3.6 に定める方法による場合(24.3.3.4 の b)による場合に限る。 ) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70~120%であることを確認すること。 2 規格 K0102-3 24.3.2 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1に定めるところによるほか、規格 K0170-77 の a) 又は b) に定める操作を行うこと。
砒素	0.01mg/L以下	規格 K0102-3 20.3、20.4 又は 20.5 に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	公共用水域告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	公共用水域告示付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと	公共用水域告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン (塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下	平成9年3月環境庁告示第 10 号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	シス体にあつては規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては、規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格 K0102-3 26.2、26.3 又は 26.4 に定める方法
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 に定める方法
ふっ素	0.8mg/L以下	規格 K0102-2 5.2 及び 5.3、5.2 及び 5.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、規格 K0170-6 6 図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。 ) 又は 5.2(蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。 ) 及び 5.5 に定める方法
ほう素	1mg/L以下	規格 K0102-3 5.2、5.5 又は 5.6 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	公共用水域告示付表 7 に掲げる方法

## 備考

- 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
- 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。



資料3-6 公共用水域水質測定結果地点別総括表(令和6年度) 健康項目(27項目)

河川及び湖沼

(単位:mg/L)

水域名	地点名	地点番号	シクロマタン		四塩化炭素		1,2-ジクロロエタン		1,1-ジクロロエチレン		1,1,2-ジクロロエチレン		1,1,1-トリクロロエタン		1,1,1,2-テトラクロロエタン	
			m/n	最大値/平均値	m/n	最大値/平均値	m/n	最大値/平均値	m/n	最大値/平均値	m/n	最大値/平均値	m/n	最大値/平均値	m/n	最大値/平均値
石手川(甲)	市坪	1-51	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.0002/<0.0002	0/2	<0.0004/<0.0004	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.004/<0.004	0/2	<0.001/<0.001	0/2	<0.0006/<0.0006
石手川(乙)	石手川ダム	2-1	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.0002/<0.0002	0/2	<0.0004/<0.0004	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.004/<0.004	0/2	<0.001/<0.001	0/2	<0.0006/<0.0006
重信川(甲)	川口大橋	3-1	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.0002/<0.0002	0/2	<0.0004/<0.0004	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.004/<0.004	0/2	<0.001/<0.001	0/2	<0.0006/<0.0006
重信川(甲)	出合橋	3-2	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.0002/<0.0002	0/2	<0.0004/<0.0004	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.004/<0.004	0/2	<0.001/<0.001	0/2	<0.0006/<0.0006
重信川(甲)	中川原橋	3-3	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.0002/<0.0002	0/2	<0.0004/<0.0004	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.004/<0.004	0/2	<0.001/<0.001	0/2	<0.0006/<0.0006
重信川(乙)	拝志大橋	4-2	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.0002/<0.0002	0/2	<0.0004/<0.0004	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.004/<0.004	0/2	<0.001/<0.001	0/2	<0.0006/<0.0006
重信川(乙)	重信橋	4-3	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.0002/<0.0002	0/2	<0.0004/<0.0004	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.004/<0.004	0/2	<0.001/<0.001	0/2	<0.0006/<0.0006
重信川(甲)	祇園大橋	5-1	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.0002/<0.0002	0/2	<0.0004/<0.0004	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.004/<0.004	0/2	<0.001/<0.001	0/2	<0.0006/<0.0006
重信川(甲)	肥川橋	5-2	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.0002/<0.0002	0/2	<0.0004/<0.0004	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.004/<0.004	0/2	<0.001/<0.001	0/2	<0.0006/<0.0006
肥川水城(甲)	天神橋	5-4														
肥川水城(甲)	下宇和橋	5-5	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.0002/<0.0002	0/2	<0.0004/<0.0004	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.004/<0.004	0/2	<0.001/<0.001	0/2	<0.0006/<0.0006
肥川水城(甲)	生々橋	5-6	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.0002/<0.0002	0/2	<0.0004/<0.0004	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.004/<0.004	0/2	<0.001/<0.001	0/2	<0.0006/<0.0006
肥川水城(甲)	肥川水城St-15	5-52														
肥川水城(甲)	野村ダムサイト	5-55	0/1	<0.002/<0.002	0/1	<0.0002/<0.0002	0/1	<0.0004/<0.0004	0/1	<0.002/<0.002	0/1	<0.004/<0.004	0/1	<0.001/<0.001	0/1	<0.0006/<0.0006
肥川水城(甲)	明間	5-63														
肥川水城(甲)	畑ヶ谷	5-64														
加茂川水城	加茂川橋	7-1	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.0002/<0.0002	0/2	<0.0004/<0.0004	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.004/<0.004	0/2	<0.001/<0.001	0/2	<0.0006/<0.0006
加茂川水城	加茂川水城St-7	7-52														
加茂川水城	加茂川水城St-8	7-53														
中山川水城(甲)	中山川橋上流	8-1														
中山川水城(甲)	新倉橋	8-52														
中山川水城(乙)	落合	9-1	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.0002/<0.0002	0/2	<0.0004/<0.0004	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.004/<0.004	0/2	<0.001/<0.001	0/2	<0.0006/<0.0006
広見川水城(甲)	鏡川橋	10-51														
広見川水城(甲)	藤川橋	10-53														
広見川水城(乙)	高知県境上流	11-1	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.0002/<0.0002	0/2	<0.0004/<0.0004	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.004/<0.004	0/2	<0.001/<0.001	0/2	<0.0006/<0.0006
三間川水城	泉橋	12-1	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.0002/<0.0002	0/2	<0.0004/<0.0004	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.004/<0.004	0/2	<0.001/<0.001	0/2	<0.0006/<0.0006
銅山川水城	寺尾	13-51	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.0002/<0.0002	0/2	<0.0004/<0.0004	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.004/<0.004	0/2	<0.001/<0.001	0/2	<0.0006/<0.0006
銅山川水城	新倉ダム流入部(甲/中/下)	13-53														
銅山川水城	上小川	13-54														
銅山川水城	富郷ダム	13-57	0/1	<0.002/<0.002	0/1	<0.0002/<0.0002	0/1	<0.0004/<0.0004	0/1	<0.002/<0.002	0/1	<0.004/<0.004	0/1	<0.001/<0.001	0/1	<0.0006/<0.0006
銅山川水城	別子橋	13-57														
蒼社川	落合	16-52	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.0002/<0.0002	0/2	<0.0004/<0.0004	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.004/<0.004	0/2	<0.001/<0.001	0/2	<0.0006/<0.0006
砥部川水城	三島	18-1	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.0002/<0.0002	0/2	<0.0004/<0.0004	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.004/<0.004	0/2	<0.001/<0.001	0/2	<0.0006/<0.0006
砥部川水城	砥部川水城St-1	201-1														
砥部川水城	砥部川水城St-2	201-2														
金生川	川之江橋	210-1	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.0002/<0.0002	0/2	<0.0004/<0.0004	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.004/<0.004	0/2	<0.001/<0.001	0/2	<0.0006/<0.0006
国領川	城下橋	212-1	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.0002/<0.0002	0/2	<0.0004/<0.0004	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.004/<0.004	0/2	<0.001/<0.001	0/2	<0.0006/<0.0006
鹿野川湖	ダム堰堤	501-1	0/1	<0.002/<0.002	0/1	<0.0002/<0.0002	0/1	<0.0004/<0.0004	0/1	<0.002/<0.002	0/1	<0.004/<0.004	0/1	<0.001/<0.001	0/1	<0.0006/<0.0006
鹿野川湖	ダム中央	501-2														
柳瀬ダム貯水池	ダム堰堤	503-1	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.0002/<0.0002	0/2	<0.0004/<0.0004	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.004/<0.004	0/2	<0.001/<0.001	0/2	<0.0006/<0.0006
柳瀬ダム貯水池	翠波橋	503-52														
柳瀬ダム貯水池	下長瀬	503-54														
新宮ダム貯水池	ダム堰堤	504-1	0/1	<0.002/<0.002	0/1	<0.0002/<0.0002	0/1	<0.0004/<0.0004	0/1	<0.002/<0.002	0/1	<0.004/<0.004	0/1	<0.001/<0.001	0/1	<0.0006/<0.0006
合計			0/48		0/48		0/48		0/48		0/48		0/48		0/48	

m: 環境基準値を超える検体数 n: 総検体数

資料3-6 公共用水域水質測定結果地点別総括表(令和6年度) 健康項目(27項目)

河川及び湖沼

(単位:mg/L)

水域名	地点名	地点番号	トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		1,3-ジクロロプロペン		チウラム		シマジン		チオベンカルブ		ベンゼン	
			m/n	最大値/平均値	m/n	最大値/平均値	m/n	最大値/平均値	m/n	最大値/平均値	m/n	最大値/平均値	m/n	最大値/平均値	m/n	最大値/平均値
石手川(甲)	市坪	1-51	0/2	<0.001/<0.001	0/2	<0.001/<0.001	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.006/<0.006	0/2	<0.003/<0.003	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.001/<0.001
石手川(乙)	右手川ダム	2-1	0/2	<0.001/<0.001	0/2	<0.001/<0.001	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.006/<0.006	0/2	<0.003/<0.003	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.001/<0.001
重信川(甲)	川口大橋	3-1	0/2	<0.001/<0.001	0/2	<0.001/<0.001	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.006/<0.006	0/2	<0.003/<0.003	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.001/<0.001
重信川(甲)	出合橋	3-2	0/2	<0.001/<0.001	0/2	<0.001/<0.001	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.006/<0.006	0/2	<0.003/<0.003	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.001/<0.001
重信川(甲)	中川原橋	3-3	0/2	<0.001/<0.001	0/2	<0.001/<0.001	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.006/<0.006	0/2	<0.003/<0.003	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.001/<0.001
重信川(乙)	拝志大橋	4-2	0/2	<0.001/<0.001	0/2	<0.001/<0.001	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.006/<0.006	0/2	<0.003/<0.003	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.001/<0.001
重信川(乙)	重信大橋	4-3	0/2	<0.001/<0.001	0/2	<0.001/<0.001	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.006/<0.006	0/2	<0.003/<0.003	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.001/<0.001
肥前川(甲)	重信橋	5-1	0/2	<0.001/<0.001	0/2	<0.001/<0.001	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.006/<0.006	0/2	<0.003/<0.003	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.001/<0.001
肥前川(甲)	肥川橋	5-2	0/2	<0.001/<0.001	0/2	<0.001/<0.001	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.006/<0.006	0/2	<0.003/<0.003	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.001/<0.001
肥前川(甲)	天神橋	5-4														
肥前川(甲)	下宇和橋	5-5	0/2	<0.001/<0.001	0/2	<0.005/<0.005	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.006/<0.006	0/2	<0.003/<0.003	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.001/<0.001
肥前川(甲)	生々橋	5-6	0/2	<0.001/<0.001	0/2	<0.001/<0.001	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.006/<0.006	0/2	<0.003/<0.003	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.001/<0.001
肥前川(甲)	肥川水城St-15	5-52														
肥前川(甲)	ダム直下	5-55														
肥前川(甲)	野村ダムサイト	5-62	0/1	<0.001/<0.001	0/1	<0.001/<0.001	0/1	<0.002/<0.002	0/1	<0.006/<0.006	0/1	<0.003/<0.003	0/1	<0.002/<0.002	0/1	<0.001/<0.001
肥前川(甲)	明間	5-63														
肥前川(甲)	畑ヶ谷	5-64														
加茂川水城	加茂川橋	7-1	0/2	<0.001/<0.001	0/2	<0.005/<0.005	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.006/<0.006	0/2	<0.003/<0.003	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.001/<0.001
加茂川水城	加茂川水城St-7	7-52														
加茂川水城	加茂川水城St-8	7-53														
中山川水城	中山川橋上流	8-1														
中山川水城	新倉橋	8-52														
中山川水城(乙)	落合	9-1	0/2	<0.001/<0.001	0/2	<0.005/<0.005	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.006/<0.006	0/2	<0.003/<0.003	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.001/<0.001
広見川水城(甲)	鏡川橋	10-51														
広見川水城(甲)	藤川橋	10-53														
広見川水城(乙)	高知県境上流	11-1	0/2	<0.001/<0.001	0/2	<0.005/<0.005	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.006/<0.006	0/2	<0.003/<0.003	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.001/<0.001
三間川水城	泉橋	12-1	0/2	<0.001/<0.001	0/2	<0.005/<0.005	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.006/<0.006	0/2	<0.003/<0.003	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.001/<0.001
銅山川水城	寺尾	13-51	0/2	<0.001/<0.001	0/2	<0.005/<0.005	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.006/<0.006	0/2	<0.003/<0.003	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.001/<0.001
銅山川水城	新宮ダム流入部(甲/中/下)	13-53														
銅山川水城	上小川	13-54														
銅山川水城	富郷ダム	13-56	0/1	<0.001/<0.001	0/1	<0.005/<0.005	0/1	<0.002/<0.002	0/1	<0.006/<0.006	0/1	<0.003/<0.003	0/1	<0.002/<0.002	0/1	<0.001/<0.001
銅山川水城	別子橋	13-57														
蒼社川	仕出	14-4	0/2	<0.001/<0.001	0/2	<0.005/<0.005	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.006/<0.006	0/2	<0.003/<0.003	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.001/<0.001
蒼社川	落合	16-52	0/2	<0.001/<0.001	0/2	<0.005/<0.005	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.006/<0.006	0/2	<0.003/<0.003	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.001/<0.001
岩松川水城	三島	18-1	0/2	<0.001/<0.001	0/2	<0.005/<0.005	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.006/<0.006	0/2	<0.003/<0.003	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.001/<0.001
砥部川水城	砥部川水城St-1	201-1														
砥部川水城	砥部川水城St-2	201-2														
金生川	川之江橋	210-1	0/2	<0.001/<0.001	0/2	<0.005/<0.005	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.006/<0.006	0/2	<0.003/<0.003	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.001/<0.001
国領川	城下橋	212-1	0/2	<0.001/<0.001	0/2	<0.005/<0.005	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.006/<0.006	0/2	<0.003/<0.003	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.001/<0.001
鹿野川湖	ダム堰堤	501-1	0/1	<0.001/<0.001	0/1	<0.001/<0.001	0/1	<0.002/<0.002	0/1	<0.006/<0.006	0/1	<0.003/<0.003	0/1	<0.002/<0.002	0/1	<0.001/<0.001
鹿野川湖	ダム中央	501-2														
柳瀬ダム貯水池	ダム堰堤	503-1	0/2	<0.001/<0.001	0/2	<0.005/<0.005	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.006/<0.006	0/2	<0.003/<0.003	0/2	<0.002/<0.002	0/2	<0.001/<0.001
柳瀬ダム貯水池	翠波橋	503-52														
柳瀬ダム貯水池	下長瀬	503-54														
新宮ダム貯水池	ダム堰堤	504-1	0/1	<0.001/<0.001	0/1	<0.005/<0.005	0/1	<0.002/<0.002	0/1	<0.006/<0.006	0/1	<0.003/<0.003	0/1	<0.002/<0.002	0/1	<0.001/<0.001
合計			0/48		0/48		0/48		0/47		0/47		0/47		0/48	

m: 環境基準値を超える検体数 n: 総検体数

資料3-6 公共用水域水質測定結果地点別総括表(令和6年度) 健康項目(27項目)

河川及び湖沼

(単位:mg/L)

水域名	地点名	地点番号	セレン		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		ふっ素		ぼう素		1,4-ジオキサソ	
			m/n	最大値/平均値	m/n	最大値/平均値	m/n	最大値/平均値	m/n	最大値/平均値	m/n	最大値/平均値
石手川(甲)	市坪	1 - 51	0 / 2	<0.001 / <0.001	0 / 2	1.50 / 0.37	0 / 2	0.52 / 0.15	0 / 2	0.20 / 0.15	0 / 2	<0.005 / <0.005
石手川(乙)	右手川ダム	2 - 1	0 / 2	<0.001 / <0.001	0 / 12	0.8 / 0.14	0 / 2	0.14 / 0.1	0 / 2	<0.1 / <0.1	0 / 2	<0.005 / <0.005
重信川(甲)	川口大橋	3 - 1	0 / 2	<0.001 / <0.001	0 / 2	1.00 / 0.21	0 / 2	0.21 / 0.1	0 / 2	<0.1 / <0.1	0 / 2	<0.005 / <0.005
重信川(甲)	出合橋	3 - 2	0 / 2	<0.001 / <0.001	0 / 2	1.1 / 0.99	0 / 2	0.2 / 0.1	0 / 2	<0.1 / <0.1	0 / 2	<0.005 / <0.005
重信川(甲)	中川原橋	3 - 3	0 / 2	<0.001 / <0.001	0 / 2	1.1 / 0.99	0 / 2	<0.08 / <0.08	0 / 2	<0.1 / <0.1	0 / 2	<0.005 / <0.005
重信川(乙)	排苅大橋	4 - 2	0 / 2	<0.001 / <0.001	0 / 2	0.76 / 0.77	0 / 2	<0.08 / <0.08	0 / 2	<0.1 / <0.1	0 / 2	<0.005 / <0.005
重信川(乙)	重信橋	4 - 3	0 / 2	<0.001 / <0.001	0 / 2	0.72 / 0.75	0 / 2	<0.08 / <0.08	0 / 2	<0.1 / <0.1	0 / 2	<0.005 / <0.005
肥前川(甲)	祇園大橋	5 - 1	0 / 2	<0.001 / <0.001	0 / 2	0.59 / 0.58	0 / 2	<0.08 / <0.08	0 / 2	<0.1 / <0.1	0 / 2	<0.005 / <0.005
肥前川(甲)	肥川橋	5 - 2	0 / 2	<0.001 / <0.001	0 / 2	1 / 1	0 / 2	0.08 / 0.08	0 / 2	<0.02 / <0.02	0 / 2	<0.005 / <0.005
肥前川(甲)	天神橋	5 - 4										
肥前川(甲)	下宇和橋	5 - 5	0 / 2	<0.002 / <0.002	0 / 2	0.84 / 0.74	0 / 2	<0.08 / <0.08	0 / 2	<0.1 / <0.1	0 / 2	<0.005 / <0.005
肥前川(甲)	生々橋	5 - 6	0 / 2	<0.001 / <0.001	0 / 2	0.63 / 0.49	0 / 2	<0.08 / <0.08	0 / 2	<0.1 / <0.1	0 / 2	<0.005 / <0.005
肥前川(甲)	肥前川水城(甲)	5 - 52										
肥前川(甲)	野村ダムサイト	5 - 62	0 / 1	<0.001 / <0.001	0 / 1	0.19 / 0.19	0 / 1	<0.08 / <0.08	0 / 1	<0.1 / <0.1	0 / 1	<0.005 / <0.005
肥前川(甲)	明間	5 - 63										
肥前川(甲)	畑ヶ谷	5 - 64										
加茂川水城	加茂川橋	7 - 1	0 / 2	<0.002 / <0.002	0 / 2	0.51 / 0.43	0 / 2	<0.08 / <0.08	0 / 2	0.02 / 0.02	0 / 2	<0.005 / <0.005
加茂川水城	加茂川水城St-7	7 - 52										
加茂川水城	加茂川水城St-8	7 - 53										
中山川水城(甲)	中山川橋上流	8 - 1										
中山川水城(甲)	新倉橋	8 - 52										
中山川水城(乙)	落合	9 - 1	0 / 2	<0.002 / <0.002	0 / 2	1.1 / 0.94	0 / 2	<0.08 / <0.08	0 / 2	0.02 / 0.02	0 / 2	<0.005 / <0.005
遠見川水城(甲)	鏡川橋	10 - 51										
遠見川水城(甲)	藤川橋	10 - 53										
遠見川水城(乙)	高知県境上流	11 - 1	0 / 2	<0.002 / <0.002	0 / 2	0.38 / 0.33	0 / 2	<0.08 / <0.08	0 / 2	<0.02 / <0.02	0 / 2	<0.005 / <0.005
三間川水城	泉橋	12 - 1	0 / 2	<0.002 / <0.002	0 / 2	0.58 / 0.51	0 / 2	<0.08 / <0.08	0 / 2	<0.02 / <0.02	0 / 2	<0.005 / <0.005
銅山川水城	寺尾	13 - 51	0 / 2	<0.002 / <0.002	0 / 2	0.53 / 0.51	0 / 2	<0.08 / <0.08	0 / 2	0.03 / 0.03	0 / 2	<0.005 / <0.005
銅山川水城	新宮ダム流入部(甲/中/下)	13 - 53										
銅山川水城	上小川	13 - 54										
銅山川水城	富郷ダム	13 - 56	0 / 1	<0.001 / <0.001	0 / 36	0.41 / 0.30	0 / 1	<0.1 / <0.1	0 / 1	<0.1 / <0.1	0 / 1	<0.005 / <0.005
銅山川水城	別子橋	13 - 57										
仁淀川	仕出	14 - 4	0 / 2	<0.002 / <0.002	0 / 2	0.23 / 0.22	0 / 2	<0.08 / <0.08	0 / 2	<0.02 / <0.02	0 / 2	<0.005 / <0.005
蒼社川	落合	16 - 52	0 / 2	<0.002 / <0.002	0 / 2	0.7 / 0.64	0 / 2	0.23 / 0.20	0 / 2	<0.02 / <0.02	0 / 2	<0.005 / <0.005
岩松川水城	三島	18 - 1	0 / 2	<0.002 / <0.002	0 / 2	0.38 / 0.36	0 / 2	<0.08 / <0.08	0 / 2	<0.02 / <0.02	0 / 2	<0.005 / <0.005
砥部川水城	砥部川水城St-1	201 - 1										
砥部川水城	砥部川水城St-2	201 - 2										
金生川	川之江橋	210 - 1	0 / 2	<0.002 / <0.002	0 / 2	1.3 / 1.3	0 / 2	<0.08 / <0.08	0 / 2	0.02 / 0.02	0 / 2	<0.005 / <0.005
国領川	城下橋	212 - 1	0 / 2	<0.002 / <0.002	0 / 2	0.82 / 0.8	0 / 2	<0.08 / <0.08	0 / 2	<0.02 / <0.02	0 / 2	<0.005 / <0.005
鹿野川湖	ダム堰堤	501 - 1	0 / 1	<0.001 / <0.001	0 / 36	0.93 / 0.58	0 / 1	<0.08 / <0.08	0 / 1	<0.1 / <0.1	0 / 1	<0.005 / <0.005
鹿野川湖	ダム中央	501 - 2										
柳瀬ダム貯水池	ダム堰堤	503 - 1	0 / 2	<0.001 / <0.001	0 / 36	0.4 / 0.32	0 / 2	<0.08 / <0.08	0 / 2	<0.1 / <0.1	0 / 2	<0.005 / <0.005
柳瀬ダム貯水池	翠波橋	503 - 52										
柳瀬ダム貯水池	下長瀬	503 - 54										
新宮ダム貯水池	ダム堰堤	504 - 1	0 / 1	<0.001 / <0.001	0 / 36	0.58 / 0.38	0 / 1	<0.1 / <0.1	0 / 1	<0.1 / <0.1	0 / 1	<0.005 / <0.005
合計			0 / 48		0 / 311		0 / 48		0 / 48		0 / 48	

m: 環境基準値を超える検体数 n: 総検体数

資料3-6 公共用水域水質測定結果地点別総括表(令和6年度) 健康項目(25項目)

海域

水域名	地点名	地点番号	カドミウム		全シアン		鉛		六価クロム		砒素		総水銀		アルキル水銀	
			m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値
新居浜港航路泊地	新居浜海域St-8	606 - 1	0 / 1	<0.0003	0 / 1	<0.1	0 / 1	<0.005	0 / 1	<0.01	0 / 1	<0.005	0 / 1	<0.0005		
新居浜海域(丙)	新居浜海域St-3	610 - 3	0 / 1	<0.0003	0 / 1	<0.1	0 / 1	<0.005	0 / 1	<0.01	0 / 1	<0.005	0 / 1	<0.0005		
東予港西条地区船路泊地(甲)	西条海域St-5	611 - 1	0 / 1	<0.0003	0 / 1	<0.1	0 / 1	<0.005	0 / 1	<0.01	0 / 1	<0.005	0 / 1	<0.0005		
西条海域(甲)	西条海域St-1	613 - 1	0 / 2	<0.0003	<0.0003	0 / 2	<0.005	<0.005			0 / 2	<0.005	<0.005			
東予港壬生川地区	東予海域St-4	616 - 1	0 / 1	<0.0003	0 / 1	<0.1	0 / 1	<0.005	0 / 1	<0.01	0 / 1	<0.005	0 / 1	<0.0005		
三津内港(乙)	松山海域St-6	622 - 1	0 / 1	<0.0003	0 / 1	<0.1	0 / 1	<0.005	0 / 1	<0.02	0 / 1	<0.005	0 / 1	<0.0005		
吉田浜船溜り(甲)	松山海域St-9	623 - 1	0 / 6	<0.0003	0 / 1	<0.1	0 / 1	<0.005	0 / 6	<0.02	0 / 1	<0.005	0 / 6	<0.0005		
吉田浜船溜り(乙)	松山海域St-10	624 - 1											0 / 6	<0.0005		
和気港	松山海域St-2	625 - 1	0 / 1	<0.0003	0 / 1	<0.1	0 / 1	<0.005	0 / 1	<0.02	0 / 1	<0.005	0 / 1	<0.0005		
松山外港	松山海域St-8	626 - 1							0 / 6	<0.02						
伊予灘一般	松山海域St-4	628 - 4	0 / 1	<0.0003	0 / 1	<0.1	0 / 1	<0.005	0 / 1	<0.01	0 / 1	<0.005	0 / 1	<0.0005		
伊予灘一般	北条海域St-1	628 - 7	0 / 1	<0.0003	0 / 1	<0.1	0 / 1	<0.005	0 / 1	<0.02	0 / 1	<0.005	0 / 1	<0.0005		
伊予灘一般	松山海域St-3	628 - 11	0 / 1	<0.0003	0 / 1	<0.1	0 / 1	<0.005	0 / 1	<0.02	0 / 1	<0.005	0 / 1	<0.0005		
伊予灘一般	松山海域St-11	628 - 14	0 / 1	<0.0003	0 / 1	<0.1	0 / 1	<0.005	0 / 1	<0.02	0 / 1	<0.005	0 / 1	<0.0005		
伊予灘一般	松前海域St-2	628 - 18	0 / 1	<0.0003	0 / 1	<0.1	0 / 1	<0.005	0 / 1	<0.01	0 / 1	<0.005	0 / 1	<0.0005		
伊予灘一般	長浜海域St-2	628 - 24	0 / 1	<0.0003	0 / 1	<0.1	0 / 1	<0.005	0 / 1	<0.01	0 / 1	<0.005	0 / 1	<0.0005		
伊予灘一般	松山海域St-15	628 - 51							0 / 6	<0.02						
八幡浜港	八幡浜・保内海域St-5	629 - 1	0 / 1	<0.0003	0 / 1	<0.1	0 / 1	<0.005	0 / 1	<0.01	0 / 1	<0.005	0 / 1	<0.0005		
宇和島港	宇和島海域St-2	630 - 2	0 / 1	<0.0003	0 / 1	<0.1	0 / 1	<0.005	0 / 1	<0.01	0 / 1	<0.005	0 / 1	<0.0005		
宇和海一般	吉田海域St-2	631 - 19	0 / 1	<0.0003	0 / 1	<0.1	0 / 1	<0.005	0 / 1	<0.01	0 / 1	<0.005	0 / 1	<0.0005		
宇和海一般	内海御荘海域St-3	631 - 28	0 / 1	<0.0003	0 / 1	<0.1	0 / 1	<0.005	0 / 1	<0.01	0 / 1	<0.005	0 / 1	<0.0005		
三島川之江地先海域(1)	伊予三島川之江海域St-9	634 - 2	0 / 1	<0.0003	0 / 1	<0.1	0 / 1	<0.005	0 / 1	<0.01	0 / 1	<0.005	0 / 1	<0.0005		
総瀬貫部	伊予三島川之江海域St-1	636 - 1	0 / 1	<0.0003	0 / 1	<0.1	0 / 1	<0.005	0 / 1	<0.01	0 / 1	<0.005	0 / 1	<0.0005		
合 計			0 / 26		0 / 19	0 / 21			0 / 36		0 / 21		0 / 30			

(注)別添、松山海域St-14地点において、底質調査(総水銀、アルキル水銀)あり。

m: 環境基準値を超える検体数 n: 総検体数

資料3-6 公共用水域水質測定結果地点別総括表(令和6年度) 健康項目(2.5項目)

海域

水域名	地点名	地点番号	PCB		ジクロロタン		四塩化炭素		1,1-ジクロロエタン		1,1-ジクロロエチレン		シス-1,2-ジクロロエチレン		平均値		
			m	n	m	n	m	n	m	n	m	n	m	n		m	n
新居浜港航路泊地	新居浜海域St-8	606 - 1	0	1	<0.0005	0	1	<0.002	<0.002	0	1	<0.002	<0.002	0	1	<0.004	<0.004
	新居浜海域(丙)	610 - 3	0	1	<0.0005	0	1	<0.002	<0.002	0	1	<0.002	<0.002	0	1	<0.004	<0.004
	東予港西条地区船路泊地(甲)	611 - 1	0	1	<0.0005	0	1	<0.002	<0.002	0	1	<0.002	<0.002	0	1	<0.004	<0.004
西条海域(甲)	西条海域St-1	613 - 1															
	東予港壬生川地区	616 - 1	0	1	<0.0005	0	1	<0.002	<0.002	0	1	<0.002	<0.002	0	1	<0.004	<0.004
三津内港(乙)	松山海域St-6	622 - 1	0	1	<0.0005	0	1	<0.002	<0.002	0	1	<0.002	<0.002	0	1	<0.004	<0.004
	吉田浜船溜り(甲)	623 - 1	0	1	<0.0005	0	6	<0.002	<0.002	0	1	<0.002	<0.002	0	1	<0.004	<0.004
吉田浜船溜り(乙)	松山海域St-10	624 - 1				6	<0.002	<0.002									
	和気港	625 - 1	0	1	<0.0005	0	1	<0.002	<0.002	0	1	<0.002	<0.002	0	1	<0.004	<0.004
松山外港	松山海域St-8	626 - 1															
	伊予灘一般	628 - 4	0	1	<0.0005	0	1	<0.002	<0.002	0	1	<0.002	<0.002	0	1	<0.004	<0.004
伊予灘一般	北条海域St-1	628 - 7	0	1	<0.0005	0	1	<0.002	<0.002	0	1	<0.002	<0.002	0	1	<0.004	<0.004
	伊予灘一般	628 - 11	0	1	<0.0005	0	1	<0.002	<0.002	0	1	<0.002	<0.002	0	1	<0.004	<0.004
伊予灘一般	松山海域St-11	628 - 14	0	1	<0.0005	0	1	<0.002	<0.002	0	1	<0.002	<0.002	0	1	<0.004	<0.004
	松前海域St-2	628 - 18	0	1	<0.0005	0	1	<0.002	<0.002	0	1	<0.002	<0.002	0	1	<0.004	<0.004
伊予灘一般	長浜海域St-2	628 - 24	0	1	<0.0005	0	1	<0.002	<0.002	0	1	<0.002	<0.002	0	1	<0.004	<0.004
	伊予灘一般	628 - 51															
八幡浜港	宇和島海域St-5	629 - 1	0	1	<0.0005	0	1	<0.002	<0.002	0	1	<0.002	<0.002	0	1	<0.004	<0.004
	宇和島海域St-2	630 - 2	0	1	<0.0005	0	1	<0.002	<0.002	0	1	<0.002	<0.002	0	1	<0.004	<0.004
宇和海一般	吉田海域St-2	631 - 19	0	1	<0.0005	0	1	<0.002	<0.002	0	1	<0.002	<0.002	0	1	<0.004	<0.004
	内海御荘海域St-3	631 - 28	0	1	<0.0005	0	1	<0.002	<0.002	0	1	<0.002	<0.002	0	1	<0.004	<0.004
三島川之江地先海域(1)	伊予三島川之江海域St-9	634 - 2	0	1	<0.0005	0	1	<0.002	<0.002	0	1	<0.002	<0.002	0	1	<0.004	<0.004
	伊予三島川之江海域St-1	636 - 1	0	1	<0.0005	0	1	<0.002	<0.002	0	1	<0.002	<0.002	0	1	<0.004	<0.004
総括	計		0	19		0	30			0	19			0	19		

m: 環境基準値を超える検体数 n: 総検体数

資料3-6 公共用水域水質測定結果地点別総括表(令和6年度) 健康項目(25項目)

海域

水域名	地点名	地点番号	1, 1, 1-トリクロロエタン		1, 1, 2-トリクロロエタン		トリクロロエチレン		ペントクロロエチレン		1, 3-ジクロロプロペン		チウラム				
			m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値
新居浜港航路泊地	新居浜海域St-8	606 - 1	0 / 1	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.006	<0.006
新居浜海域(丙)	新居浜海域St-3	610 - 3	0 / 1	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.006	<0.006
東予港西条地区船路泊地(甲)	西条海域St-5	611 - 1	0 / 1	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.006	<0.006
西条海域(甲)	西条海域St-1	613 - 1															
東予港壬生川地区	東予海域St-4	616 - 1	0 / 1	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.006	<0.006
三津内港(乙)	松山海域St-6	622 - 1	0 / 1	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.006	<0.006
吉田浜船溜り(甲)	松山海域St-9	623 - 1	0 / 1	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.006	<0.006
吉田浜船溜り(乙)	松山海域St-10	624 - 1															
和気港	松山海域St-2	625 - 1	0 / 1	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.006	<0.006
松山外港	松山海域St-8	626 - 1															
伊予灘一般	松山海域St-4	628 - 4	0 / 1	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.006	<0.006
伊予灘一般	北条海域St-1	628 - 7	0 / 1	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.006	<0.006
伊予灘一般	松山海域St-3	628 - 11	0 / 1	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.006	<0.006
伊予灘一般	松山海域St-11	628 - 14	0 / 1	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.006	<0.006
伊予灘一般	松前海域St-2	628 - 18	0 / 1	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.006	<0.006
伊予灘一般	長浜海域St-2	628 - 24	0 / 1	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.006	<0.006
伊予灘一般	松山海域St-15	628 - 51															
八幡浜港	八幡浜・保内海域St-5	629 - 1	0 / 1	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.006	<0.006
宇和島港	宇和島海域St-2	630 - 2	0 / 1	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.006	<0.006
宇和海一般	吉田海域St-2	631 - 19	0 / 1	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.006	<0.006
宇和海一般	内海御荘海域St-3	631 - 28	0 / 1	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.006	<0.006
三島川之江地先海域(1)	伊予三島川之江海域St-9	634 - 2	0 / 1	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.006	<0.006
総瀬貫部	伊予三島川之江海域St-1	636 - 1	0 / 1	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.006	<0.006
合 計			0 / 19			0 / 19			0 / 19			0 / 19			0 / 19		

m: 環境基準値を超える検体数 n: 総検体数

資料3-6 公共用水域水質測定結果地点別総括表(令和6年度) 健康項目(25項目)

海域

水域名	地点名	地点番号	シマジン		チオペンカルブ		ベンゼン		セレン		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		1,4-ジオキサン				
			m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値			
新居浜港航路泊地	新居浜海域St-8	606 - 1	0/1	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.002	<0.001	0/1	<0.002	<0.002	0/1	0.08	0.08	0/1	<0.005	<0.005
新居浜海域(丙)	新居浜海域St-3	610 - 3	0/1	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.002	<0.001	0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.02	<0.02	0/1	<0.005	<0.005
東予港西条地区船着泊地(甲)	西条海域St-5	611 - 1	0/1	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.002	<0.001	0/1	<0.002	<0.002	0/1	0.1	0.1	0/1	<0.005	<0.005
西条海域(甲)	西条海域St-1	613 - 1															
東予港壬生川地区	東予海域St-4	616 - 1	0/1	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.002	<0.001	0/1	<0.002	<0.002	0/1	0.58	0.58	0/1	<0.005	<0.005
三津内港(乙)	松山海域St-6	622 - 1	0/1	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.002	<0.001	0/1	<0.002	<0.002	0/1	0.2	0.2	0/1	<0.005	<0.005
吉田浜船溜り(甲)	松山海域St-9	623 - 1	0/1	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.002	<0.001	0/1	<0.002	<0.002	0/1	0.11	0.11	0/1	<0.005	<0.005
吉田浜船溜り(乙)	松山海域St-10	624 - 1															
和気港	松山海域St-2	625 - 1	0/1	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.002	<0.001	0/1	<0.002	<0.002	0/1	0.33	0.33	0/1	<0.005	<0.005
松山外港	松山海域St-8	626 - 1															
伊予灘一般	松山海域St-4	628 - 4	0/1	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.002	<0.001	0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.02	<0.02	0/1	<0.005	<0.005
伊予灘一般	北条海域St-1	628 - 7	0/1	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.002	<0.001	0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.02	<0.02	0/1	<0.005	<0.005
伊予灘一般	松山海域St-3	628 - 11	0/1	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.002	<0.001	0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.02	<0.02	0/1	<0.005	<0.005
伊予灘一般	松山海域St-11	628 - 14	0/1	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.002	<0.001	0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.02	<0.02	0/1	<0.005	<0.005
伊予灘一般	松前海域St-2	628 - 18	0/1	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.002	<0.001	0/1	<0.002	<0.002	0/1	0.43	0.43	0/1	0.015	0.015
伊予灘一般	長浜海域St-2	628 - 24	0/1	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.002	<0.001	0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.02	<0.02	0/1	<0.005	<0.005
伊予灘一般	松山海域St-15	628 - 51															
八幡浜港	八幡浜・保内海域St-5	629 - 1	0/1	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.002	<0.001	0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.02	<0.02	0/1	<0.005	<0.005
宇和島港	宇和島海域St-2	630 - 2	0/1	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.002	<0.001	0/1	<0.002	<0.002	0/1	0.97	0.97	0/1	<0.005	<0.005
宇和海一般	吉田海域St-2	631 - 19	0/1	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.002	<0.001	0/1	<0.002	<0.002	0/1	2.6	2.6	0/1	<0.005	<0.005
宇和海一般	内海御荘海域St-3	631 - 28	0/1	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.002	<0.001	0/1	<0.002	<0.002	0/1	0.25	0.25	0/1	<0.005	<0.005
三島川之江地先海域(1)	伊予三島川之江海域St-9	634 - 2	0/1	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.002	<0.001	0/1	<0.002	<0.002	0/1	0.04	0.04	0/1	<0.005	<0.005
綾灘真部	伊予三島川之江海域St-1	636 - 1	0/1	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.002	<0.001	0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.02	<0.02	0/1	<0.005	<0.005
合 計			0/19			0/19			0/19			0/19			0/19		

m: 環境基準値を超える検体数 n: 総検体数







資料3-9 環境基準達成状況(全亜鉛等)

海域(全亜鉛)

類型指定 水域名	類型	達成 期間	指定 年度	環境基準 地点数	達成状況(年度)									
					H27	28	29	30	R元	2	3	4	5	6
燧灘東部	生物A	イ	H26	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
燧灘東部(イ)	生物特A	イ	H26	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
燧灘北西部	生物A	イ	H29	1	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○
燧灘北西部(イ)	生物特A	イ	H29	2	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○
達成水域数 類型指定水域数				(6)	<u>2</u> 2	<u>2</u> 2	<u>4</u> 4	<u>4</u> 4	<u>4</u> 4	<u>4</u> 4	<u>4</u> 4	<u>4</u> 4	<u>4</u> 4	<u>4</u> 4
達成率(%)				—	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

海域(ノニルフェノール)

類型指定 水域名	類型	達成 期間	指定 年度	環境基準 地点数	達成状況(年度)									
					H27	28	29	30	R元	2	3	4	5	6
燧灘東部	生物A	イ	H26	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
燧灘東部(イ)	生物特A	イ	H26	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
燧灘北西部	生物A	イ	H29	1	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○
燧灘北西部(イ)	生物特A	イ	H29	2	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○
達成水域数 類型指定水域数				(6)	<u>2</u> 2	<u>2</u> 2	<u>4</u> 4	<u>4</u> 4	<u>4</u> 4	<u>4</u> 4	<u>4</u> 4	<u>4</u> 4	<u>4</u> 4	<u>4</u> 4
達成率(%)				—	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

海域(直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩)

類型指定 水域名	類型	達成 期間	指定 年度	環境基準 地点数	達成状況(年度)									
					H27	28	29	30	R元	2	3	4	5	6
燧灘東部	生物A	イ	H26	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
燧灘東部(イ)	生物特A	イ	H26	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
燧灘北西部	生物A	イ	H29	1	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○
燧灘北西部(イ)	生物特A	イ	H29	2	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○
達成水域数 類型指定水域数				(6)	<u>2</u> 2	<u>2</u> 2	<u>4</u> 4	<u>4</u> 4	<u>4</u> 4	<u>4</u> 4	<u>4</u> 4	<u>4</u> 4	<u>4</u> 4	<u>4</u> 4
達成率(%)				—	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

注) ○:環境基準を達成している水域 ×:環境基準を達成していない水域

資料3-10 公共用水域水質測定結果地点別総括表(令和6年度)生活圏跡項目

水域名 (河川名)	地点番号	観測時期	pH		DO(mg/L)		BOD(mg/L)		SS(mg/L)		大腸菌群数(CFU/100mL)		平均値	SS(mg/L)		大腸菌群数(CFU/100mL)		平均値		
			最小~最大	m/n	最小~最大	m/n	最小~最大	m/n	最小~最大	m/n	最小~最大	m/n		最小~最大	m/n	最小~最大	m/n		最小~最大	m/n
石手川(甲)	1-1	B	7.7	9.3	12	8.6	12	0.6	1.5	0	12	15	1800	5	15	1800	12	15	1800	
	1-2	B	7.8	9.2	6	8.3	0	0.7	1.8	0	12	6	900	7	0	900	12	6	900	
石手川(甲)	1-51	B	7.6	9.1	3	24	5.8	14	0.6	2.5	0	24	11	65	4	24	11	730	0	290
	2-1	AA	7.6	7.9	0	12	9.2	12	0.6	0.5	0	12	3	1	1	200	5	12	42	100
石手川(乙)	2-2	AA	7.6	8.6	1	12	8.2	12	0.6	1.5	3	12	25	0.9	1	1	1	1	1	1
	3-1	A	7.5	8.9	3	2	6.9	13	2	12	0.5	0.9	0	12	0	0.6	0.6	0.4	1	0
重信川(甲)	3-2	A	7.6	9.1	8	36	5.1	13	3	36	10	0.3	1.4	0	0.7	0.6	0.9	1	2	24
	3-3	A	7.8	8.2	0	12	7.7	12	0	9.8	0.3	12	0.3	1.2	0	0.7	0.6	0.9	1	2
重信川(乙)	4-1	AA	7.7	8.9	1	12	8.1	10	0	9.6	0.3	0.9	0	12	0	0.6	0.5	0.6	1	7
	4-2	AA	7.8	8.2	0	12	8.7	13	0	10	0.3	0.8	0	12	0	0.6	0.5	0.6	1	140
重信川(甲)	4-3	AA	7.5	8.1	0	12	7.1	10	2	8.6	0.3	0.5	0	12	0	0.5	0.3	0.3	1	68
	5-1	A	7.5	8.1	0	12	8.7	11	0	9.7	0.3	0.9	0	12	0	0.5	0.6	0.4	1	20
肥前川(甲)	5-2	A	7.4	8	0	12	7.4	11	1	12	9.6	0.3	0.8	0	0.6	0.5	0.6	1	140	
	5-3	A	7.3	8.9	1	12	7.5	12	0	9.6	0.3	0.8	0	12	0	0.6	0.5	0.6	1	22
肥前川(甲)	5-4	A	7.3	8.8	1	12	8.2	12	0	9.5	0.3	1.3	0	12	0	0.8	0.7	0.9	1	11
	5-5	A	7.2	7.7	0	12	8	12	0	9.5	0.6	1.3	0	12	0	0.8	0.8	0.9	2	33
肥前川(甲)	5-6	A	7.6	8	0	12	7.7	11	0	9.3	0.5	2.5	2	17	1	0.8	0.9	2	20	
	5-7	A	7.5	7.9	0	12	8	12	0	9.6	0.5	1.4	0	12	0	0.6	0.5	0.5	1	7
肥前川(甲)	5-8	A	7.6	8.6	1	12	8.8	13	0	10	0.5	0.7	0	12	0	0.5	0.5	0.5	1	6
	5-9	A	7.7	8.6	1	12	8.3	14	0	10	0.5	0.9	0	12	0	0.6	0.5	0.5	1	4
肥前川(甲)	5-10	A	7.7	8.6	1	12	8.3	14	0	10	0.5	1.1	0	12	0	0.5	0.5	0.5	1	10
	5-54	A	7.5	7.9	0	6	7.4	11	6	9.5	0.5	1.1	0	6	0	0.6	0.5	0.7	1	6
肥前川(甲)	5-55	A	7.4	8.1	0	12	7	12	1	12	9.6	0.5	1.4	0	0.8	0.8	0.9	1	7	
	5-56	A	7.1	7.8	0	4	8.5	13	0	10	0.5	1.2	0	4	0	0.9	0.9	1.1	5	
肥前川(甲)	5-60	A	7.6	8	0	6	7.4	11	6	9.2	0.5	0.7	0	6	0	0.6	0.5	0.6	1	5
	5-61	A	7.8	8.1	0	6	8.4	11	0	6	0.5	1	0	6	0	0.6	0.5	0.5	3	7
肥前川(甲)	5-62	A	7.5	9.2	3	36	0.5	13	14	36	7.1	0.3	3.3	5	36	0.5	2.3	1	12	
	5-63	A	7.5	8.4	0	12	8.5	13	0	10	0.3	1.2	0	12	0	0.7	0.6	0.8	1	10
肥前川(甲)	5-64	A	7.6	8.1	0	12	8.3	13	0	10	0.3	0.7	0	12	0	0.8	0.8	0.9	1	8
	6-1	AA	7.9	8.4	0	12	8.6	13	0	10	0.3	0.7	0	12	0	0.5	0.5	0.5	1	4
加波川(甲)	7-1	AA	7.5	8	0	12	8.3	13	0	10	0.3	1.5	1	12	0	0.6	0.5	0.3	1	8
	7-2	AA	7.5	8.1	0	12	8.3	13	0	10	0.3	0.5	0	12	0	0.5	0.3	0.3	1	2
加波川(甲)	7-3	AA	7.2	8.1	0	12	8.1	13	0	10	0.3	0.5	0	12	0	0.5	0.3	0.3	1	2
	7-51	AA	7.6	8.2	0	4	8.7	10	0	9.5	0.3	1.2	1	4	25	0.7	0.5	0.5	1	2
中川川(甲)	8-1	AA	6.8	7.3	0	12	8.1	11	0	4	0.5	1.2	0	12	0	0.5	0.5	0.5	1	8
	8-2	AA	7.5	9.2	1	12	9	14	0	10	0.3	0.7	0	12	0	0.5	0.5	0.5	1	2
中川川(甲)	8-52	AA	7.3	7.9	0	4	8.3	12	0	4	10	0.5	0.5	0	0	0.5	0.5	0.5	1	4
	9-1	A	7.7	7.9	0	12	7.2	11	1	12	9.9	0.5	1.9	0	12	0	0.8	0.6	0.9	1
中川川(甲)	9-51	A	6.9	7.2	0	4	9.4	11	0	4	10	0.5	0.6	0	4	0	0.5	0.5	1	3
	10-1	AA	7.3	8.6	1	12	8.5	12	0	10	0.5	0.6	0	12	0	0.5	0.5	0.5	1	3
瓜尾川(甲)	10-2	AA	7.4	8.2	0	12	8.3	13	0	10	0.5	0.6	0	12	0	0.5	0.5	0.5	1	2
	11-1	A	7.5	8.7	3	12	8	12	0	9.7	0.5	1.2	0	12	0	0.7	0.6	0.7	1	8
瓜尾川(甲)	11-51	A	7.9	8.8	4	6	8.3	12	0	6	0.5	1	0	6	0	0.7	0.9	1	11	
	12-1	AA	7.6	8.2	0	12	8.3	12	1	12	9.6	0.5	1.3	2	12	0	0.7	0.6	0.7	1
銅山川(甲)	13-1	AA	7.5	7.9	0	12	8.1	12	1	12	0.5	1.2	0	12	0	0.7	0.6	0.7	1	5
	13-2	AA	7.8	8	0	12	8.3	11	0	9.8	0.5	1.1	1	12	0	0.7	0.6	0.7	1	1
銅山川(甲)	13-51	AA	7.7	7.9	0	4	8.3	12	0	4	0.5	0.7	0	4	0	0.6	0.6	0.6	1	0
	13-53	AA	7.2	7.9	0	12	8.3	12	0	10	0.3	0.5	0	12	0	0.5	0.5	0.5	1	0
銅山川(甲)	13-54	AA	7.2	7.9	0	12	8.3	12	0	10	0.3	0.5	0	12	0	0.5	0.5	0.5	1	0
	13-56	AA	7.1	7.7	0	12	8.5	12	0	10	0.3	0.5	0	12	0	0.5	0.5	0.5	1	6
銅山川(甲)	13-57	AA	7.7	8.7	3	12	8.3	14	0	11	0.3	0.9	0	12	0	0.8	0.6	0.6	1	0
	14-1	AA	7.6	8.7	3	12	8.3	14	0	11	0.3	0.9	0	12	0	0.8	0.6	0.6	1	0
高尾川(甲)	14-2	AA	7.4	8	0	12	6.3	13	1	12	9.9	0.3	0.7	0	12	0	0.5	0.3	0.3	1
	14-3	AA	7.4	7.9	0	12	7.9	13	0	10	0.3	0.6	0	12	0	0.5	0.3	0.3	1	1
仁徳川(甲)	14-4	AA	7.5	8.1	0	12	8.1	13	0	10	0.3	0.7	0	12	0	0.5	0.3	0.3	1	1
	14-5	AA	7.7	8.8	1	12	7.7	12	0	9.9	0.3	0.9	0	12	0	0.7	0.7	0.8	1	5
書津川	16-1	AA	7.6	7.8	0	12	6	12	1	12	0.3	0.5	0	12	0	0.5	0.5	0.5	1	6
	16-2	AA	7.7	7.9	0	12	8.8	13	0	10	0.3	0.5	0	12	0	0.5	0.5	0.5	1	5
書津川	16-3	AA	7.6	7.9	0	12	8.8	13	0	12	0.5	0.8	0	12	0	0.6	0.5	0.5	1	9
	16-51	AA	7.2	8.4	0	12	8.4	11	1	12	9.4	0.5	1.2	3	12	0	0.7	0.7	1	1
岩松川(甲)	18-1	AA	6.9	7.2	0	12	6.9	10	2	12	8.6	0.5	0.9	0	12	0	0.6	0.5	0.5	1
	18-51	AA	7.5	8.2	0	4	8.5	12	0	9.8	0.5	0.5	0	4	0	0.5	0.5	0.5	1	3
小野川(甲)	202-1	AA	7.6	8.5	4	6	8	12	4	10	0.3	1.1	4	3	1	2	1.8	2.1	3	
	203-1	AA	7.7	8.9	4	4	9.8	12	4	11	0.3	1.5	4	4	1.2	1.3	1.1	4		
おび川(甲)	204-1	AA	7.8	8.8	12	8.1	13	13	0	10	0.3	0.9	13	12	0	0.8	0.8	0.8	1	3
	205-2	AA	7.4	8	6	7.1	12	7.4	8	9.4	0.5	1.3	6	20	28	0.7	0.8	2	98	
肥前川(甲)	205-5	AA	7.7	8.1	6	7.5	13	10	6	9.5	0.5	2.1	6	6	0.8	0.5	2.1	6		
	205-8	AA	7.3	7.5	6	6.6	9.9	6.8	6	6.6	0.9	6.8	6	6	2.6	1.8	2.5	3		

2. 湖沼





資料3-11 公共用水域水質測定結果地点別総括表(令和6年度)生活環境項目(全窒素及び全燐)

(単位:mg/L)

海域名	地点名	地点番号	全窒素				全燐							
			最小～最大	m / n	平均	海域平均	最小～最大	m / n	平均	海域平均				
燧灘東部	伊予三島・川之江海域ST-1	636 - 1	0.1	0.27	0	12	0.16	0.18	0.011	0.033	3	12	0.021	0.021
	伊予三島・川之江海域ST-3	636 - 2	0.11	0.67	1	12	0.21	0.18	0.012	0.043	2	12	0.023	
	伊予三島・川之江海域ST-8	636 - 3	0.09	0.45	1	12	0.17	0.18	0.011	0.031	1	12	0.018	
燧灘中西部	土居海域ST-1	605 - 1	0.11	0.46	1	12	0.17	0.18	0.012	0.028	0	12	0.018	0.019
	土居海域ST-2	605 - 2	0.1	0.2	0	12	0.14	0.18	0.011	0.027	0	12	0.017	
	土居海域ST-3	605 - 3	0.1	0.18	0	12	0.12	0.18	0.011	0.027	0	12	0.016	
	土居海域ST-4	605 - 4	0.11	0.17	0	12	0.13	0.18	0.01	0.027	0	12	0.016	
	土居海域ST-5	605 - 5	0.1	0.18	0	12	0.12	0.18	0.011	0.03	0	12	0.017	
	土居海域ST-6	605 - 6	0.1	0.18	0	12	0.12	0.18	0.01	0.03	0	12	0.017	
	新居浜海域ST-1	610 - 1	0.1	0.23	0	12	0.15	0.18	0.011	0.029	0	12	0.018	
	新居浜海域ST-2	610 - 2	0.1	0.26	0	12	0.16	0.18	0.013	0.027	0	12	0.019	
	新居浜海域ST-3	610 - 3	0.14	0.83	4	12	0.3	0.18	0.019	0.055	3	12	0.027	
	新居浜海域ST-4	610 - 4	0.13	0.31	1	12	0.18	0.18	0.013	0.037	1	12	0.021	
	新居浜海域ST-6	610 - 5	0.11	0.22	0	12	0.17	0.18	0.012	0.033	1	12	0.02	
	新居浜海域ST-12	610 - 6	0.1	0.27	0	12	0.17	0.18	0.011	0.034	1	12	0.018	
	新居浜海域ST-14	610 - 7	0.09	0.25	0	12	0.16	0.18	0.012	0.041	2	12	0.02	
	西条海域ST-2	615 - 1	0.13	0.41	1	12	0.22	0.18	0.015	0.036	1	12	0.02	
	西条海域ST-3	615 - 2	0.13	0.66	4	12	0.33	0.18	0.015	0.037	1	12	0.022	
	西条海域ST-7	615 - 3	0.12	0.45	2	12	0.23	0.18	0.016	0.041	2	12	0.024	
	西条海域ST-8	615 - 4	0.1	0.27	0	12	0.16	0.18	0.011	0.029	0	12	0.016	
	東予海域ST-1	619 - 1	0.13	0.46	2	12	0.23	0.18	0.014	0.031	1	12	0.022	
	東予海域ST-5	619 - 2	0.1	0.26	0	12	0.18	0.18	0.013	0.03	0	12	0.019	
	東予海域ST-8	619 - 3	0.1	0.26	0	12	0.17	0.18	0.011	0.028	0	12	0.019	
燧灘北西部	今治海域ST-1	632 - 1	0.09	0.2	0	12	0.14	0.15	0.014	0.03	0	12	0.019	0.021
	今治海域ST-2	632 - 2	0.09	0.33	1	12	0.15	0.15	0.013	0.032	1	12	0.02	
	今治海域ST-3	632 - 3	0.09	0.41	2	12	0.19	0.15	0.014	0.061	3	12	0.028	
	今治海域ST-4	632 - 4	0.09	0.19	0	12	0.13	0.15	0.014	0.031	1	12	0.02	
	今治海域ST-5	632 - 5	0.1	0.19	0	12	0.13	0.15	0.013	0.031	1	12	0.02	
伊予灘一般	波方・大西・菊間海域ST-1	628 - 1	0.09	0.17	0	4	0.12	0.15	0.012	0.026	0	4	0.017	0.018
	波方・大西・菊間海域ST-2	628 - 2	0.1	0.43	1	4	0.19	0.15	0.013	0.049	1	4	0.024	
	波方・大西・菊間海域ST-3	628 - 3	0.1	0.18	0	4	0.13	0.15	0.013	0.027	0	4	0.018	
	波方・大西・菊間海域ST-4	628 - 4	0.1	0.2	0	4	0.14	0.15	0.013	0.027	0	4	0.018	
	波方・大西・菊間海域ST-5	628 - 5	0.11	0.2	0	4	0.15	0.15	0.014	0.026	0	4	0.019	
	波方・大西・菊間海域ST-6	628 - 6	0.09	0.18	0	4	0.13	0.15	0.011	0.025	0	4	0.017	
	波方・大西・菊間海域ST-7	628 - 30	0.1	0.17	0	4	0.13	0.15	0.012	0.026	0	4	0.018	
	北条海域ST-1	628 - 7	0.09	0.15	0	6	0.11	0.15	0.014	0.023	0	6	0.018	
	北条海域ST-2	628 - 8	0.08	0.15	0	6	0.11	0.15	0.014	0.023	0	6	0.018	
	北条海域ST-3	628 - 9	0.09	0.15	0	6	0.11	0.15	0.014	0.023	0	6	0.018	
	北条海域ST-4	628 - 31	0.09	0.15	0	6	0.11	0.15	0.015	0.023	0	6	0.018	
	松山海域ST-1	628 - 10	0.08	0.14	0	6	0.11	0.15	0.014	0.024	0	6	0.019	
	松山海域ST-3	628 - 11	0.09	0.15	0	6	0.11	0.15	0.015	0.024	0	6	0.019	
	松山海域ST-4	628 - 12	0.08	0.15	0	6	0.11	0.15	0.014	0.023	0	6	0.018	
	松山海域ST-7	628 - 13	0.11	0.48	1	6	0.2	0.15	0.016	0.03	0	6	0.022	
	松山海域ST-11	628 - 14	0.09	0.16	0	6	0.12	0.15	0.014	0.024	0	6	0.019	
	松山海域ST-12	628 - 15	0.09	0.16	0	6	0.12	0.15	0.015	0.025	0	6	0.02	
	松山海域ST-13	628 - 16	0.09	0.17	0	6	0.14	0.15	0.015	0.027	0	6	0.02	
	松前海域ST-1	628 - 17	0.14	0.57	1	4	0.27	0.15	0.015	0.036	1	4	0.024	
	松前海域ST-2	628 - 18	0.14	0.64	1	4	0.28	0.15	0.016	0.041	1	4	0.025	
	伊予海域ST-1	628 - 19	0.15	0.21	0	4	0.17	0.15	0.017	0.024	0	4	0.02	
	伊予海域ST-2	628 - 20	0.13	0.18	0	4	0.16	0.15	0.015	0.024	0	4	0.018	
	伊予海域ST-3	628 - 32	0.11	0.17	0	4	0.14	0.15	0.011	0.02	0	4	0.016	
	双海海域ST-1	628 - 21	0.13	0.17	0	4	0.15	0.15	0.013	0.02	0	4	0.016	
	双海海域ST-2	628 - 22	0.1	0.25	0	4	0.15	0.15	0.013	0.017	0	4	0.016	
	長浜海域ST-1	628 - 23	0.1	0.14	0	4	0.12	0.15	0.013	0.02	0	4	0.017	
	長浜海域ST-2	628 - 24	0.1	0.14	0	4	0.12	0.15	0.013	0.018	0	4	0.016	
	長浜海域ST-3	628 - 25	0.12	0.52	2	4	0.3	0.15	0.018	0.031	1	4	0.024	
	長浜海域ST-4	628 - 26	0.11	0.14	0	4	0.12	0.15	0.012	0.021	0	4	0.016	
	長浜海域ST-5	628 - 33	0.11	0.14	0	4	0.12	0.15	0.014	0.018	0	4	0.016	
	伊方海域ST-1	628 - 27	0.1	0.13	0	4	0.12	0.15	0.009	0.017	0	4	0.014	
	瀬戸海域ST-1	628 - 28	0.1	0.22	0	4	0.14	0.15	0.011	0.019	0	4	0.015	
	瀬戸海域ST-3	628 - 34	0.09	0.15	0	4	0.12	0.15	0.009	0.019	0	4	0.014	
	三崎海域ST-1	628 - 29	0.13	0.46	1	4	0.29	0.15	0.013	0.019	0	4	0.016	
	宇和海一般	三崎海域ST-2	631 - 1	0.13	0.22	0	4	0.17	0.20	0.014	0.022	0	4	
三崎海域ST-3		631 - 34	0.09	0.15	0	4	0.12	0.20	0.012	0.019	0	4	0.015	
瀬戸海域ST-2		631 - 2	0.09	0.17	0	4	0.12	0.20	0.01	0.02	0	4	0.015	
伊方海域ST-2		631 - 3	0.11	0.17	0	4	0.13	0.20	0.011	0.021	0	4	0.016	
伊方海域ST-3		631 - 4	0.12	0.21	0	4	0.15	0.20	0.011	0.027	0	4	0.019	
伊方海域ST-4		631 - 5	0.12	0.17	0	4	0.14	0.20	0.011	0.021	0	4	0.016	
八幡浜・保内海域ST-1		631 - 6	0.13	0.25	0	4	0.19	0.20	0.014	0.03	0	4	0.02	
八幡浜・保内海域ST-2		631 - 7	0.13	0.4	1	4	0.23	0.20	0.016	0.026	0	4	0.02	
八幡浜・保内海域ST-3		631 - 8	0.12	0.17	0	4	0.14	0.20	0.012	0.021	0	4	0.016	
八幡浜・保内海域ST-4		631 - 9	0.12	0.23	0	4	0.16	0.20	0.014	0.028	0	4	0.02	
八幡浜・保内海域ST-6		631 - 10	0.12	0.22	0	4	0.16	0.20	0.013	0.027	0	4	0.019	
八幡浜・保内海域ST-7		631 - 35	0.09	0.17	0	4	0.12	0.20	0.011	0.02	0	4	0.015	
三瓶海域ST-1		631 - 11	0.14	0.41	1	4	0.24	0.20	0.017	0.027	0	4	0.022	
三瓶海域ST-2		631 - 12	0.13	0.22	0	4	0.17	0.20	0.016	0.023	0	4	0.019	
三瓶海域ST-3		631 - 13	0.11	0.29	0	4	0.19	0.20	0.013	0.027	0	4	0.02	
明浜海域ST-1		631 - 14	0.12	0.16	0	4	0.14	0.20	0.013	0.02	0	4	0.017	
明浜海域ST-2		631 - 15	0.13	0.17	0	4	0.15	0.20	0.015	0.023	0	4	0.019	
明浜海域ST-3		631 - 16	0.12	0.23	0	4	0.16	0.20	0.014	0.02	0	4	0.017	
明浜海域ST-4		631 - 17	0.12	0.15	0	4	0.13	0.20	0.012	0.019	0	4	0.015	
吉田海域ST-1		631 - 18	0.12	0.45	1	4	0.22	0.20	0.013	0.023	0	4	0.019	
吉田海域ST-2		631 - 19	0.11	2.9	1	4	0.85	0.20	0.016	0.1	1	4	0.042	
吉田海域ST-3		631 - 20	0.12	0.87	1	4	0.36	0.20	0.017	0.039	1	4	0.027	
宇和島海域ST-3		631 - 21	0.15	0.8	1	4	0.37	0.20	0.022	0.067	2	4	0.038	
宇和島海域ST-4		631 - 22	0.12	0.23	0	4	0.19	0.20	0.016	0.025	0	4	0.02	
宇和島海域ST-5		631 - 36	0.11	0.32	1	4	0.18	0.20	0.01	0.037	1	4	0.021	
宇和海津島海域ST-1		631 - 23	0.12	0.19	0	4	0.16	0.20	0.013	0.022	0	4	0.019	
宇和海津島海域ST-2		631 - 24	0.11	0.38	1	4	0.22	0.20	0.015	0.034	1	4	0.023	
宇和海津島海域ST-3		631 - 25	0.12	0.29	0	4	0.2	0.20						

資料3-12 公共用水域水質測定結果地点別総括表(令和6年度)生活環境項目(全重鉛等)

(単位:mg/L)

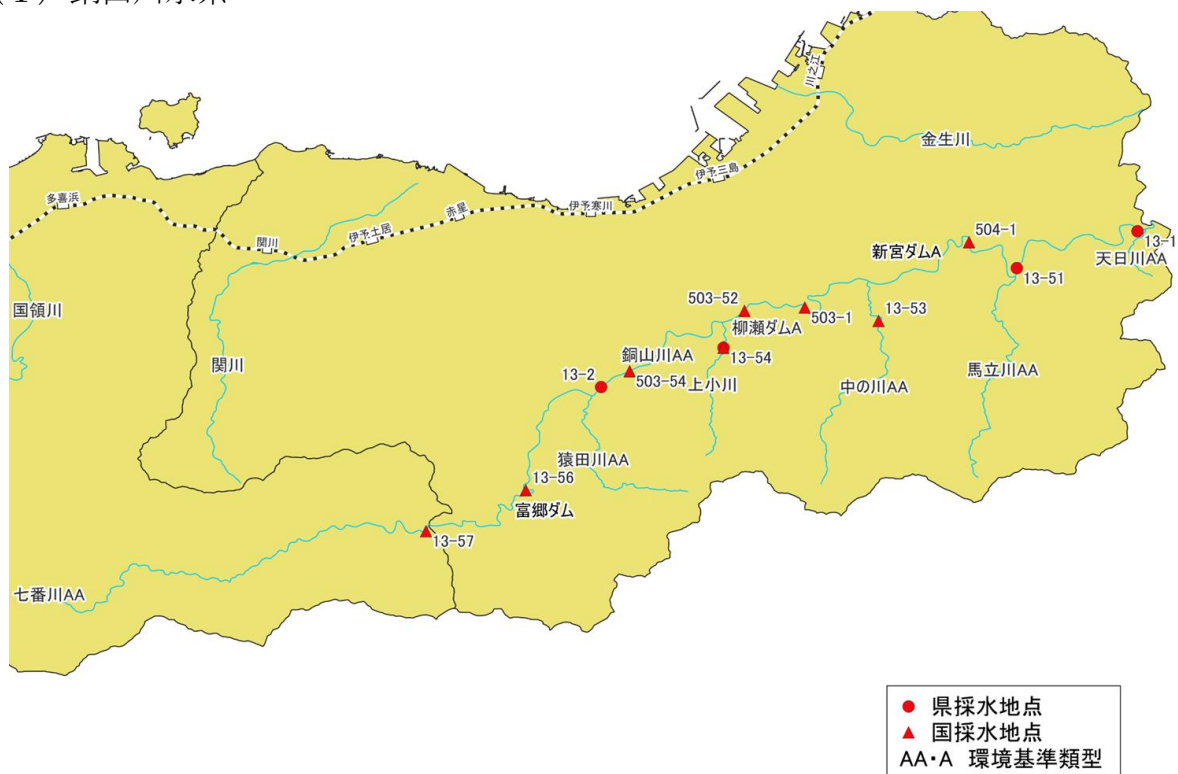
水域名	地点名	地点番号	類型	全重鉛			ノニルフエノール			直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩			
				最小～最大	m / n	平均値	最小～最大	m / n	平均値	最小～最大	m / n	平均値	
燧灘東部(イ)	伊予三島川之江海域St-1	636	1 生物特A	<0.001	0 / 2	0.001	<0.00006	0 / 2	<0.00006	0 / 2	<0.00006	0 / 2	<0.00006
燧灘東部	伊予三島川之江海域St-3	636	2 生物A	<0.001	0 / 2	0.002	<0.00006	0 / 2	<0.00006	0 / 2	<0.00006	0 / 2	<0.00006
燧灘東部	伊予三島川之江海域St-8	636	3 生物A	<0.001	0 / 2	0.002	<0.00006	0 / 2	<0.00006	0 / 2	<0.00006	0 / 2	<0.00006
燧灘北西部(イ)	今治海域St-2	632	2 生物特A	0.001	0 / 2	0.002	<0.00006	0 / 2	<0.00006	0 / 2	<0.00006	0 / 2	<0.00006
燧灘北西部(イ)	今治海域St-4	632	4 生物特A	0.001	0 / 2	0.002	<0.00006	0 / 2	<0.00006	0 / 2	<0.00006	0 / 2	<0.00006
燧灘北西部	今治海域St-5	632	5 生物A	0.002	0 / 2	0.004	<0.00006	0 / 2	<0.00006	0 / 2	<0.00006	0 / 2	<0.00006

m: 環境基準値を超える検体数 n: 総検体数

# 資料 3-13 水質調査地点図

## 1 河川及び湖沼

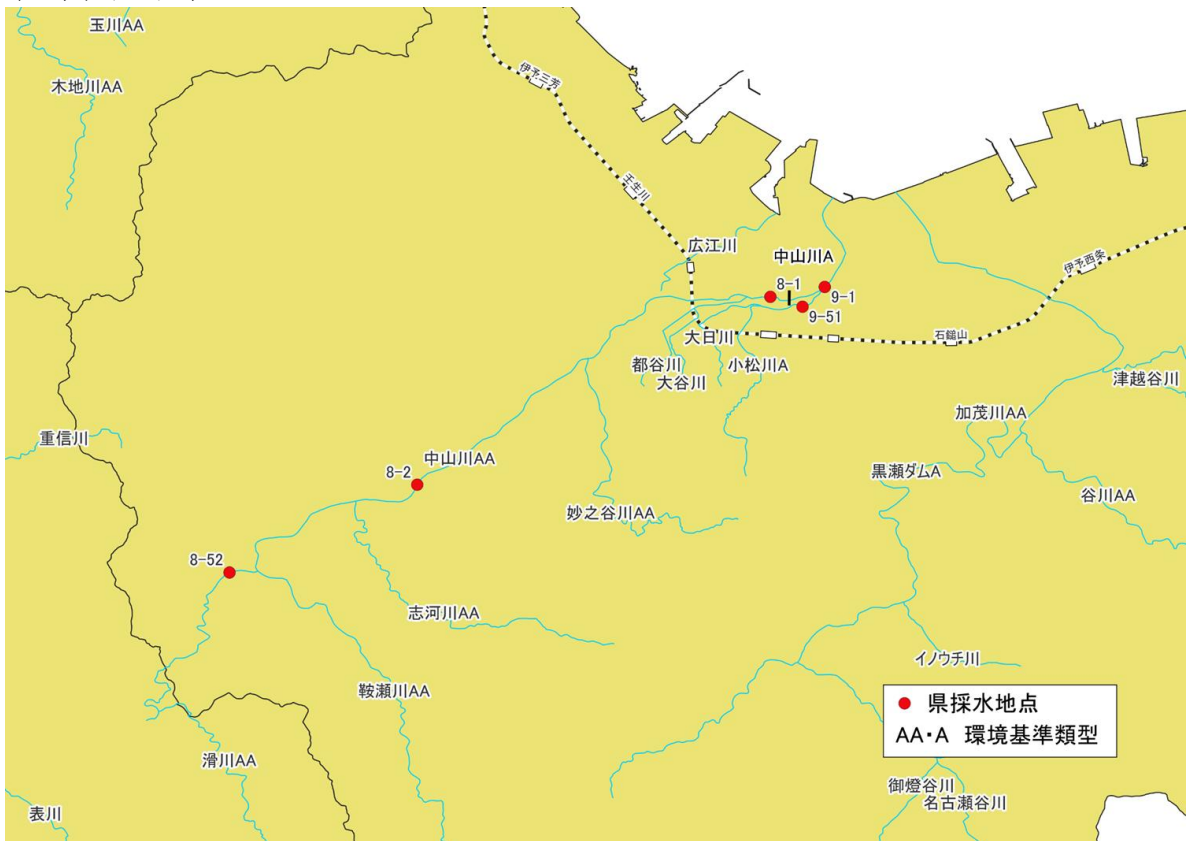
### (1) 銅山川水系



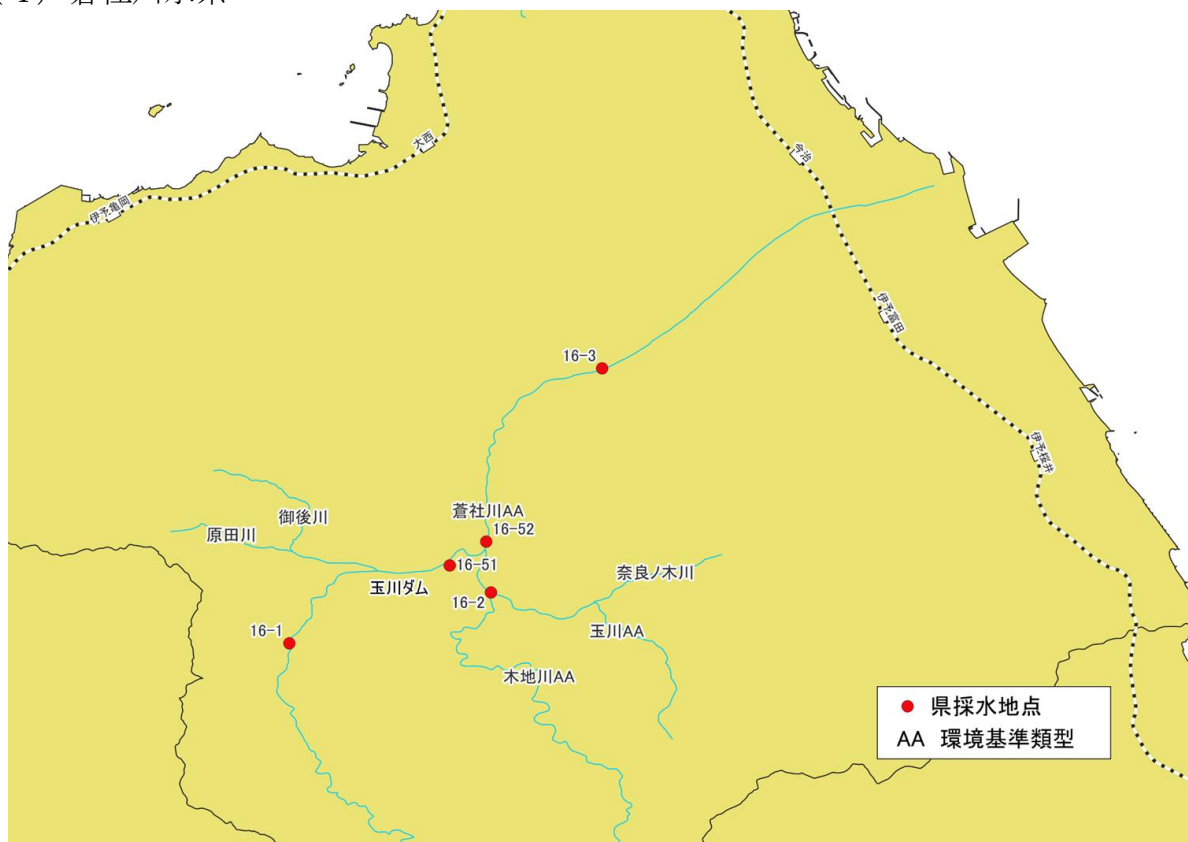
### (2) 加茂川水系



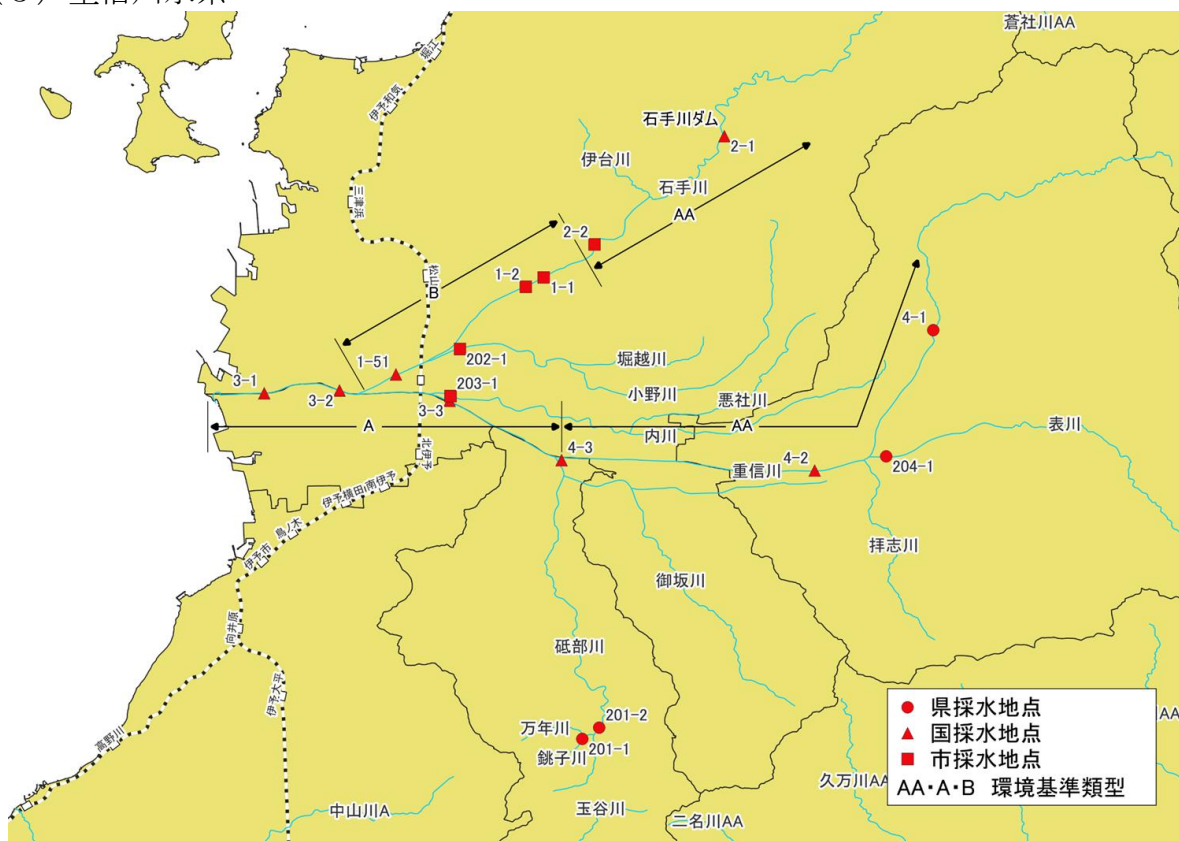
(3) 中山川水系



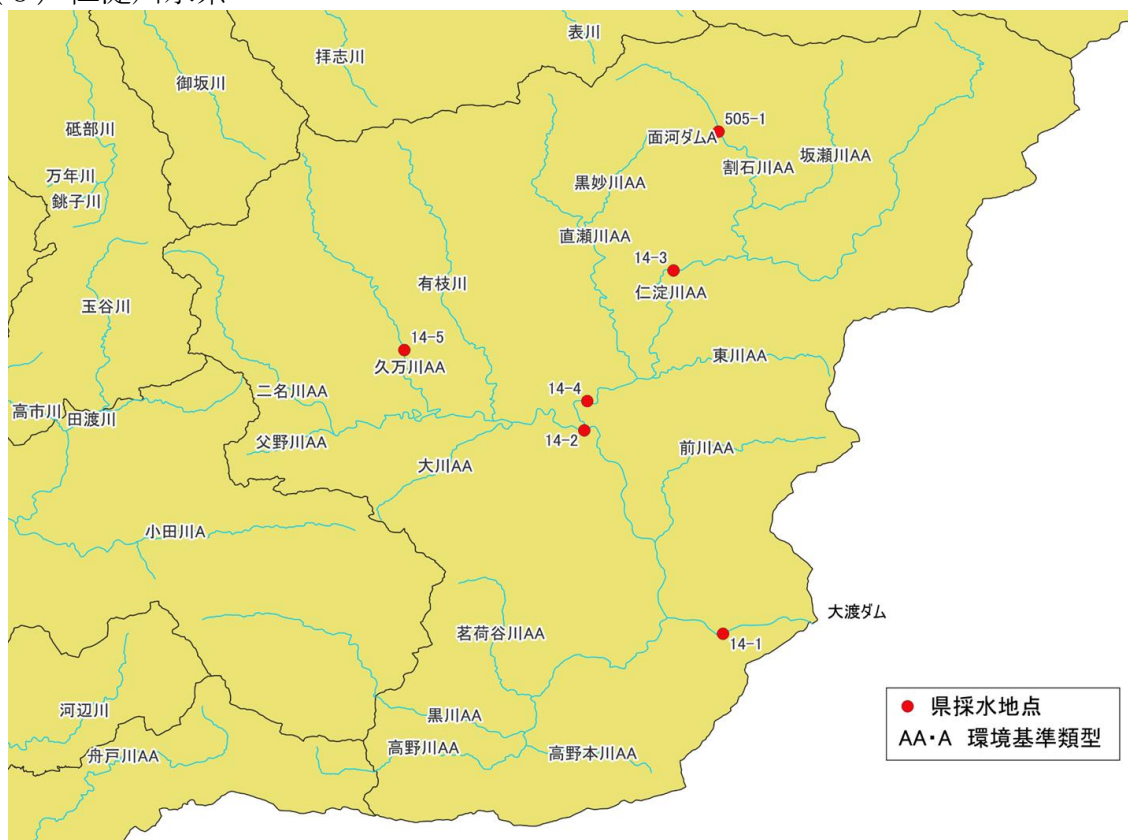
(4) 蒼社川水系



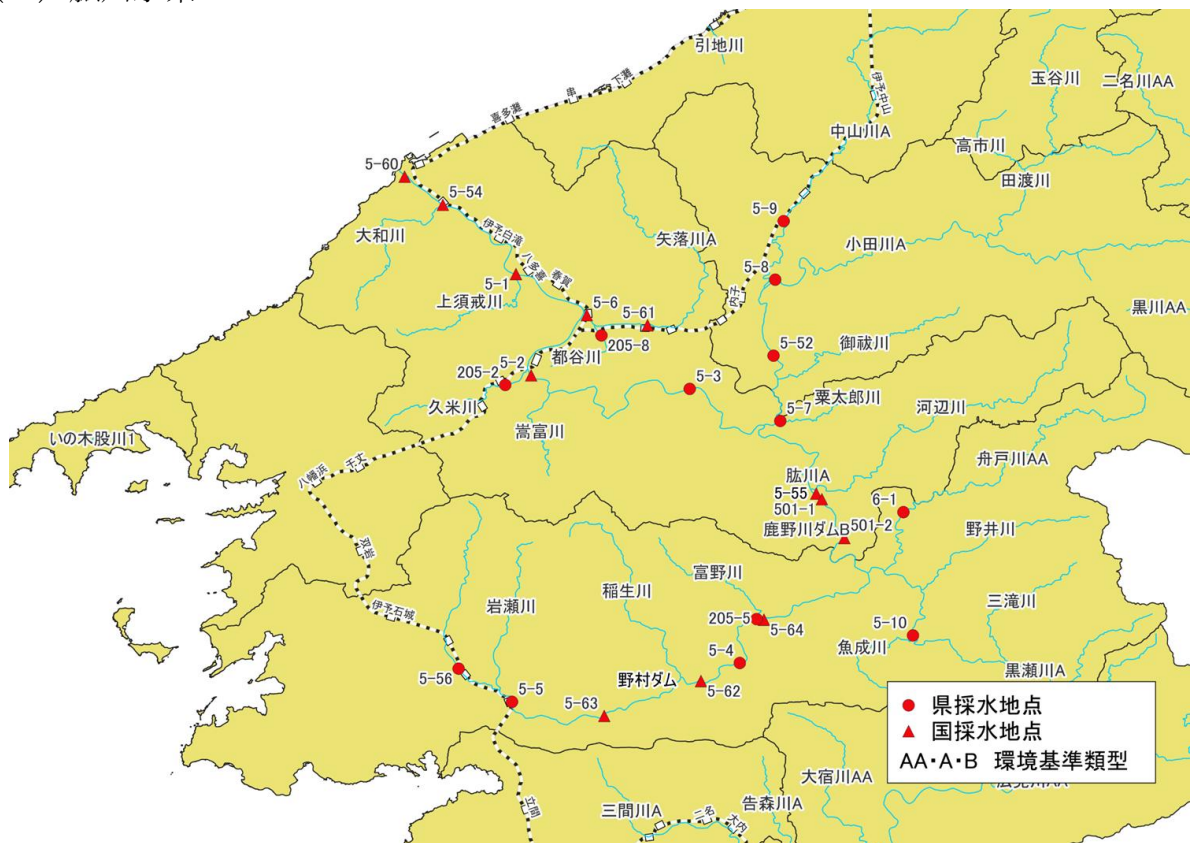
(5) 重信川水系



(6) 仁淀川水系



(7) 肱川水系



(8) 広見川水系

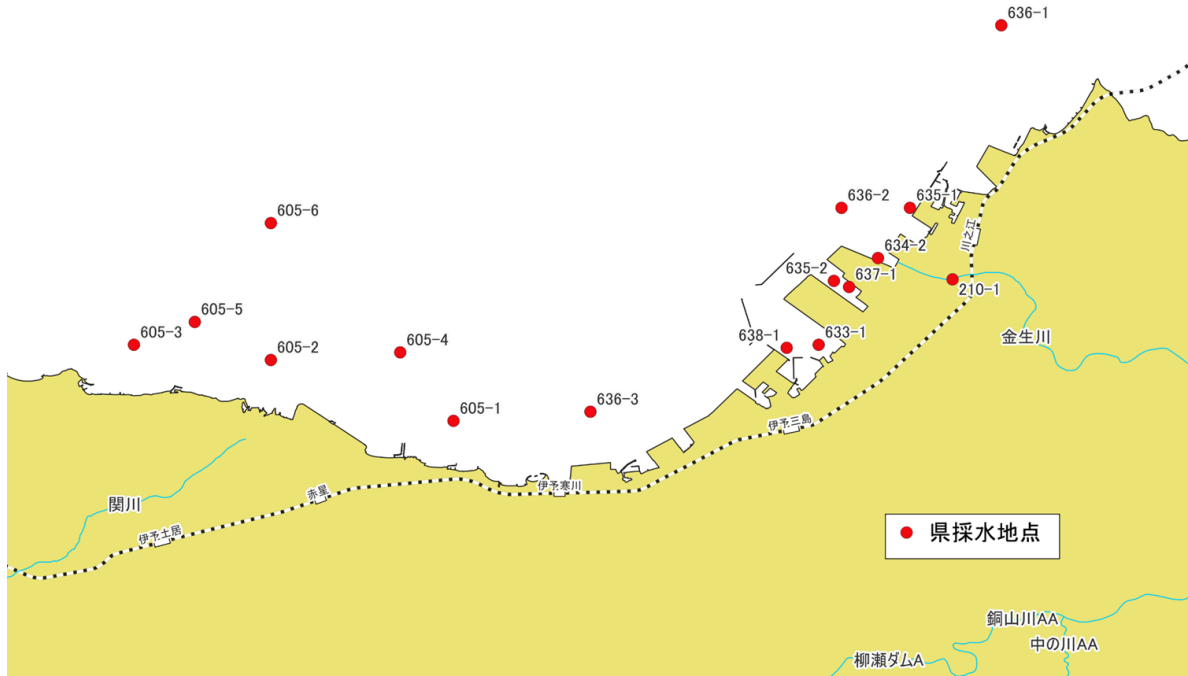


(9) 岩松川水系

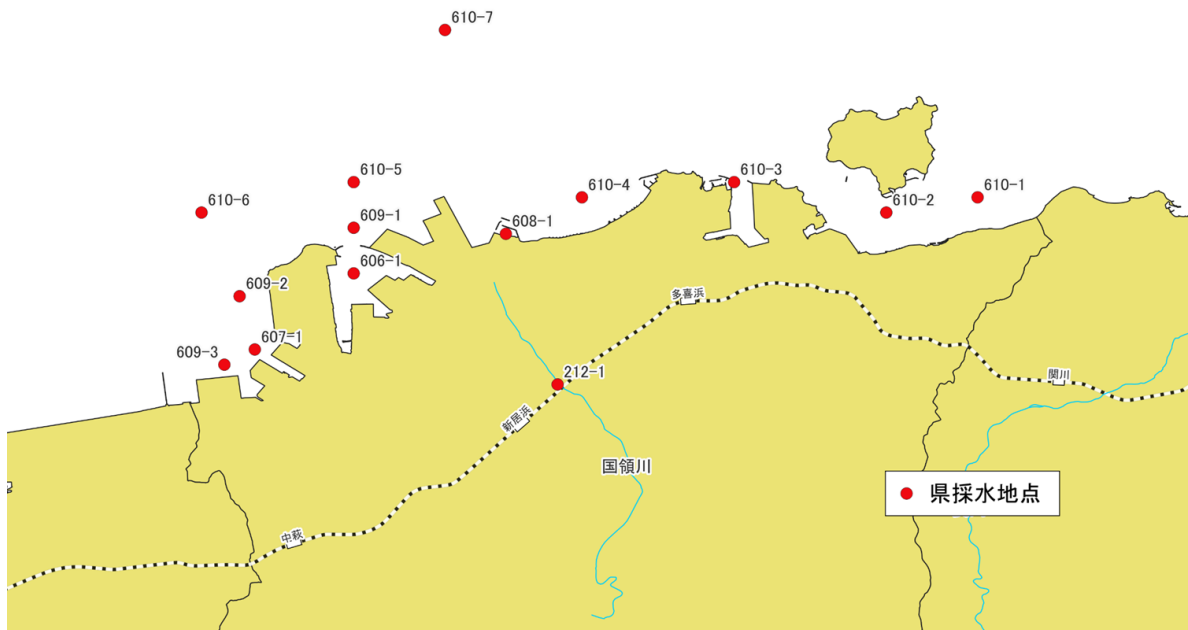


## 2 海域

### (1) 四国中央海域

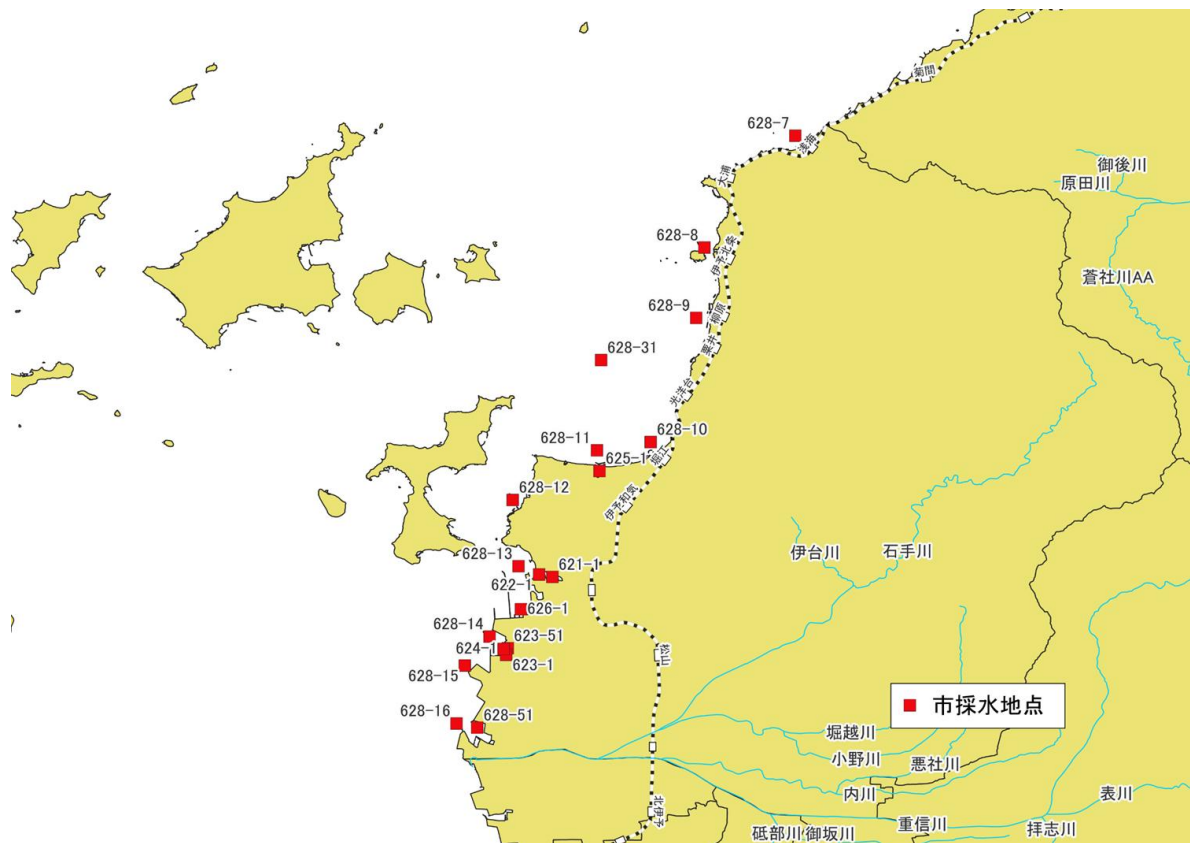


### (2) 新居浜海域

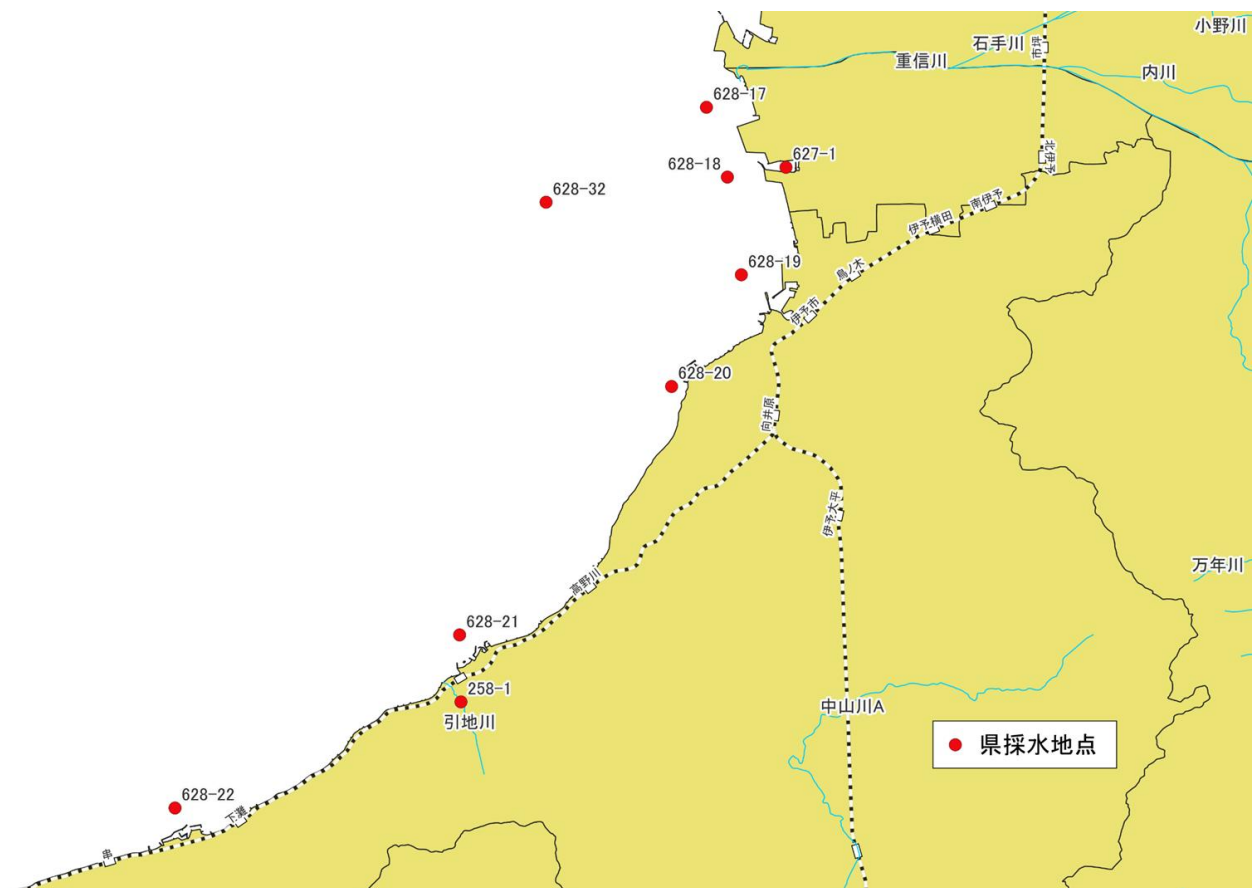




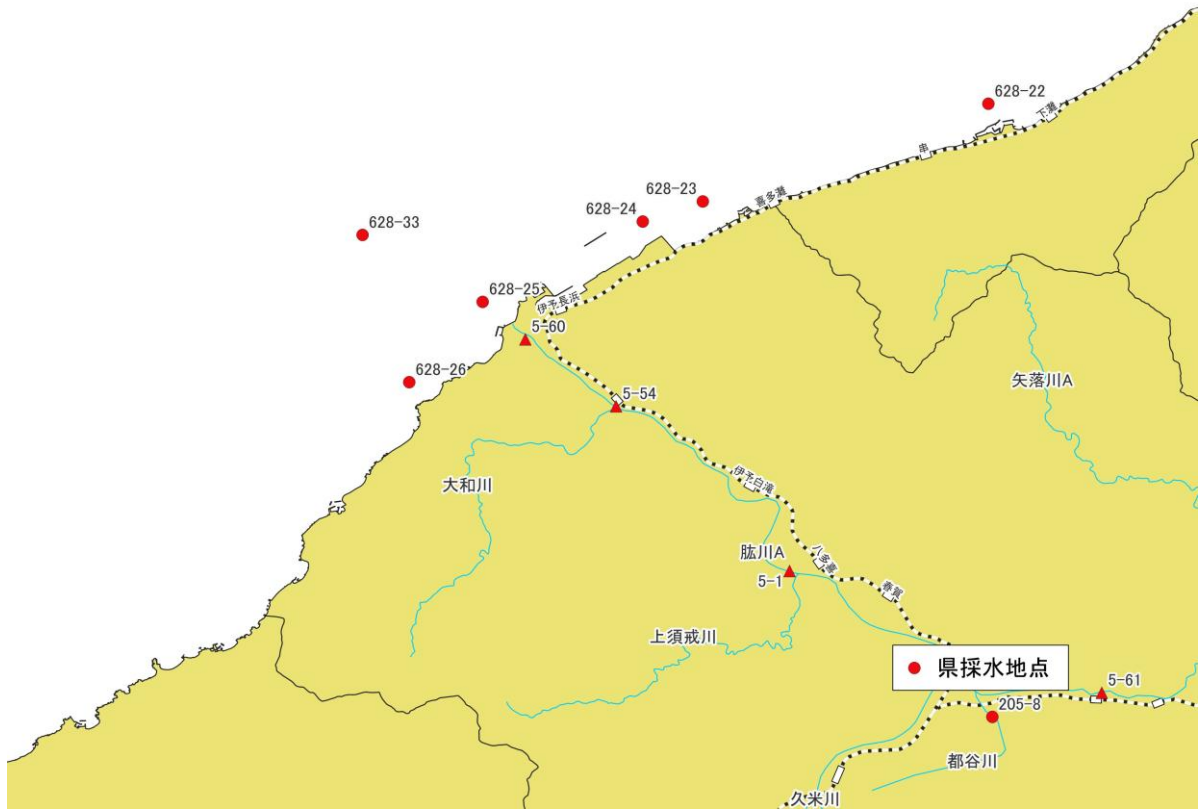
(5) 松山海域



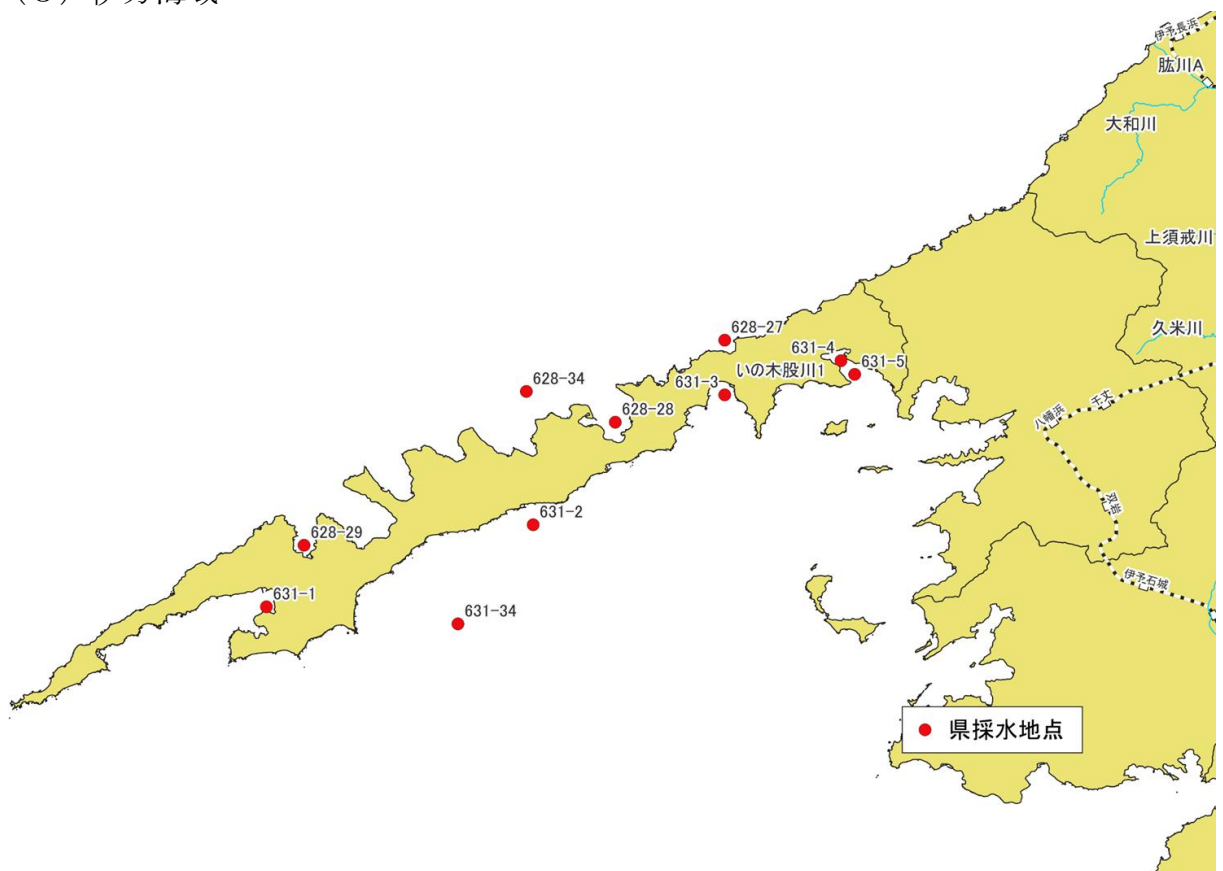
(6) 松前・伊予海域



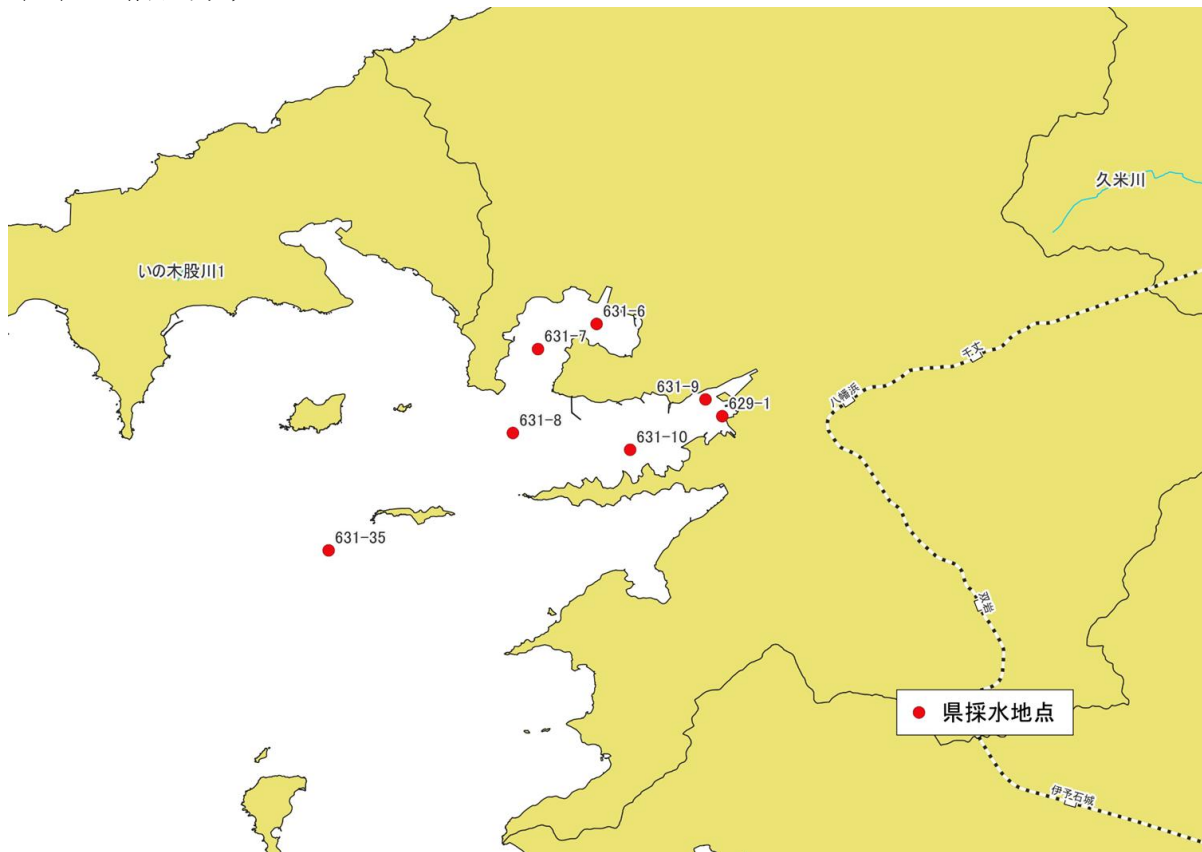
(7) 大洲海域



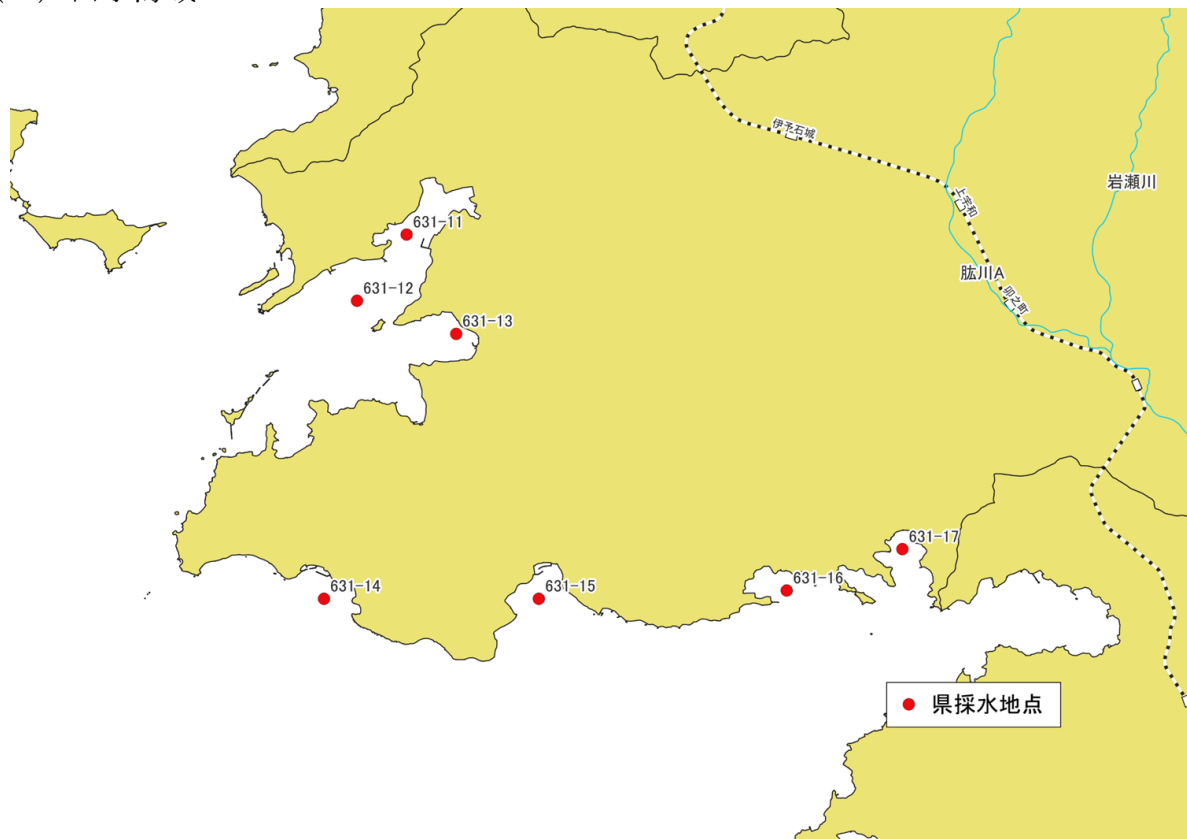
(8) 伊方海域



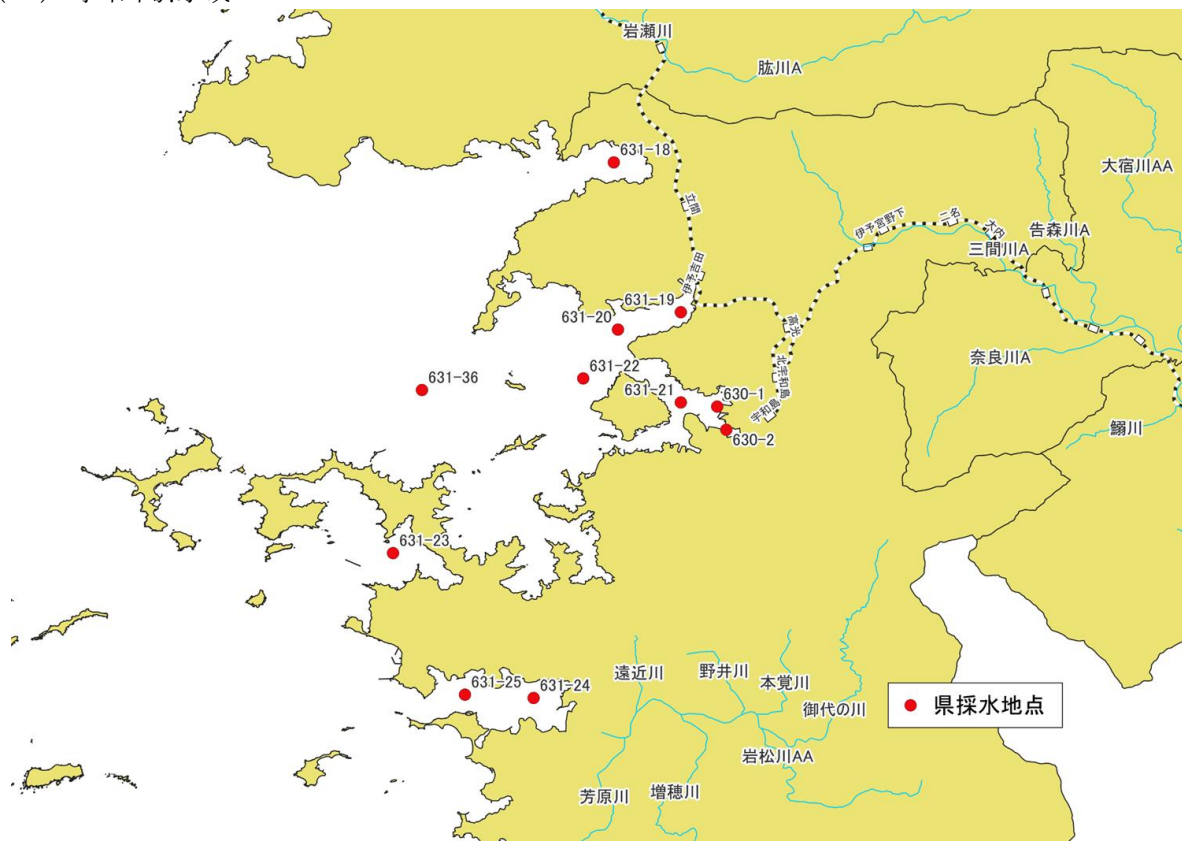
(9) 八幡浜海域



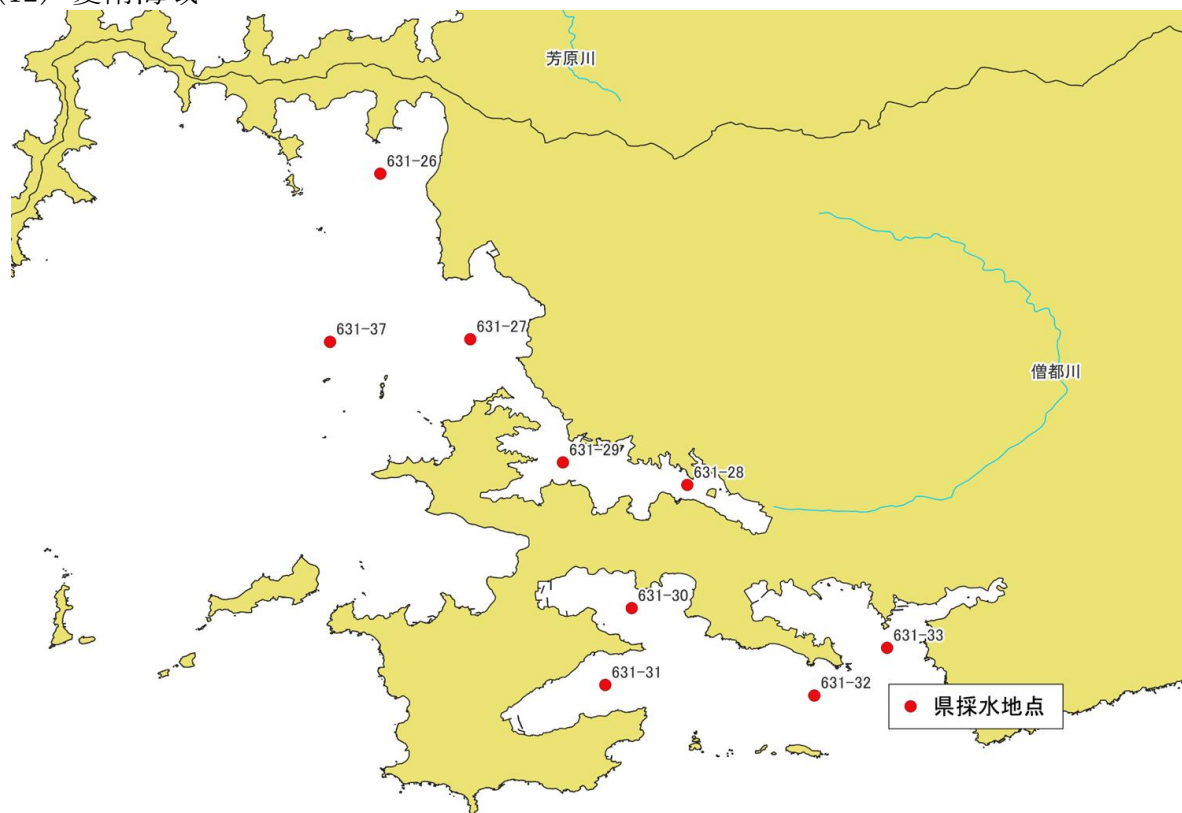
(10) 西予海域



(11) 宇和島海域



(12) 愛南海域



資料3-14 令和6年度水浴場の水質調査結果

名称	市町	シーズン前					シーズン中				
		ふん便性 大腸菌群数 (個/100mL)	COD (mg/L)	透明度 (m)	油膜	水質 判定	ふん便性 大腸菌群数 (個/100mL)	COD (mg/L)	透明度 (m)	油膜	水質 判定
寒川豊岡海浜公園ふれあいビーチ	四国中央市	<2	1.9	>1	なし	水質AA	<2	3.1	>1	なし	水質B
マリナーパーク新居浜	新居浜市	<2	2.5	>1	なし	水質B	<2	3.0	>1	なし	水質B
休暇村瀬戸内東予	今治市	<2	2.7	>1	なし	水質B	11	3.8	>1	なし	水質B
志島	今治市	<2	1.9	>1	なし	水質AA	3	2.9	>1	なし	水質B
唐子浜	今治市	<2	2.0	>1	なし	水質AA	100	2.6	>1	なし	水質B
大角海浜公園	今治市	<2	1.6	>1	なし	水質AA	<2	1.7	>1	なし	水質AA
伯方ビーチ	今治市	<2	1.9	>1	なし	水質AA	<2	1.6	>1	なし	水質AA
沖浦ビーチ	今治市	<2	1.5	>1	なし	水質AA	<2	1.9	>1	なし	水質AA
台	今治市	<2	1.9	>1	なし	水質AA	3	2.9	>1	なし	水質B
多々羅キャンプ場	今治市	<2	1.7	>1	なし	水質AA	6	1.9	>1	なし	水質A
松原	上島町	<2	1.9	>1	なし	水質AA	<2	2.7	>1	なし	水質B
御三戸(河川)	久万高原町	10	2.1	>1	なし	水質B	3	1.2	>1	なし	水質A
五色姫海浜公園	伊予市	<2	1.3	>1	なし	水質AA	<2	1.2	>1	なし	水質AA
ふたみシーサイド公園	伊予市	<2	1.1	>1	なし	水質AA	<2	1.8	>1	なし	水質AA
長浜	大洲市	<2	1.1	>1	なし	水質AA	<2	1.4	>1	なし	水質AA
大早津	西予市	<2	1.3	>1	なし	水質AA	19	2.3	>1	なし	水質B
須ノ川	愛南町	<2	1.2	>1	なし	水質AA	<2	1.5	>1	なし	水質AA
鹿島	愛南町	<2	0.9	>1	なし	水質AA	<2	0.9	>1	なし	水質AA
堀江	松山市	4	1.2	>1	なし	水質A	6	1.8	>1	なし	水質A
鷺ヶ巣	松山市	<2	1.1	>1	なし	水質AA	<2	1.7	>1	なし	水質AA
相子の浜	松山市	<2	1.1	>1	なし	水質AA	<2	1.6	>1	なし	水質AA
鹿島	松山市	<2	1.1	>1	なし	水質AA	<2	1.5	>1	なし	水質AA
立岩海岸	松山市	<2	1.1	>1	なし	水質AA	<2	1.6	>1	なし	水質AA
長浜海岸	松山市	<2	1.1	>1	なし	水質AA	<2	1.4	>1	なし	水質AA
姫ヶ浜	松山市	<2	1.0	>1	なし	水質AA	<2	1.4	>1	なし	水質AA

1 判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

- (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。
- (2) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって、「水質AA」「水質A」「水質B」あるいは「水質C」を判定し、「水質AA」及び「水質A」であるものを「適」、「水質B」及び「水質C」であるものを「可」とする。

各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」、「水質A」以上である水浴場を「水質A」、「水質B」以上である水浴場を「水質B」とし、それ以外のものを「水質C」とする。

水浴場の水質判定基準

		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不検出 (検出限界 2個/100mL)	油膜が認められない	2mg/L以下 (湖沼は3mg/L以下)	全透 (1m以上)
	水質A	100個/100mL以下	油膜が認められない	2mg/L以下 (湖沼は3mg/L以下)	全透 (1m以上)
可	水質B	400個/100mL以下	常時は油膜が認められない	5mg/L以下	1m未満～50cm以上
	水質C	1,000個/100mL以下	常時は油膜が認められない	8mg/L以下	1m未満～50cm以上
不適		1,000個/100mLを超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/Lを超えるもの	50cm未満※

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出下限未満のことをいう。

透明度(※の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

2 「改善対策を要するもの」については以下の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとする。

- (1) 「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400個/100mLを超える測定値が1以上あるもの。
- (2) 油膜が認められたもの。

資料3-15 令和6年度地下水の水質調査結果

ア 継続監視調査（定期モニタリング調査）

調査地域	調査項目数	調査地点数	環境基準超過地点数	環境基準超過項目 [測定値(mg/L)]
四国中央市	2	3	0	
新居浜市	1	2	0	
西条市	1	1	0	
今治市	3	17	2	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 [12~17]
上島町	2	5	2	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 [11~22]
東温市	18	3	0	
松山市	49	13	4	テトラクロロエチレン [0.015~0.026]、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 [19~20]
松前町	1	1	0	
砥部町	1	1	1	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 [18]
伊予市	2	5	0	
久万高原町	1	1	0	
内子町	1	1	0	
大洲市	49	2	0	
伊方町	1	2	0	
八幡浜市	1	1	0	
宇和島市	1	2	1	砒素 [0.019]
鬼北町	1	1	0	
合計	—	61	10	

イ 概況調査

調査地域	調査項目数	調査地点数	環境基準超過地点数	環境基準超過項目 [測定値(mg/L)]
西条市	5	1	0	
今治市	5	1	0	
上島町	5	1	0	
東温市	5	1	0	
松山市	53	9	0	
松前町	5	1	0	
砥部町	5	1	0	
内子町	5	1	0	
西予市	5	1	0	
宇和島市	5	1	0	
鬼北町	5	1	0	
合計	—	19	0	

資料3-16 水質汚濁防止法特定施設一覧表

番号	業種	施設の種類
1	鉱業又は水洗炭業	(イ)選鉱施設、(ロ)選炭施設、(ハ)坑水中和沈でん施設、(ニ)掘削用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業	(イ)豚房施設(総面積50m <sup>2</sup> 未満を除く)、(ロ)牛房施設(総面積200m <sup>2</sup> 未満を除く)、(ハ)馬房施設(総面積500m <sup>2</sup> 未満を除く)
2	畜産食料品製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設(洗びん施設を含む。)、(ハ)湯煮施設
3	水産食料品製造業	(イ)水産動物原料処理施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)脱水施設、(ニ)ろ過施設、(ホ)湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)圧搾施設、(ニ)湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)湯煮施設、(ニ)濃縮施設、(ホ)精製施設、(ハ)ろ過施設
6	小麦粉製造業	洗浄施設
7	砂糖製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設(流送施設を含む。)、(ハ)ろ過施設、(ニ)分離施設、(ホ)精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業	粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業	洗米機
10	飲料製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設(洗びん施設を含む。)、(ハ)搾汁施設、(ニ)ろ過施設、(ホ)湯煮施設、(ヘ)蒸留施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)圧搾施設、(ニ)真空濃縮施設、(ホ)水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)圧搾施設、(ニ)分離施設
13	イースト製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業	(イ)原料浸せき施設、(ロ)洗浄施設(流送施設を含む。)、(ハ)分離施設、(ニ)洗だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)ろ過施設、(ハ)精製施設
16	麺類製造業	湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業	湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業	抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)湯煮施設、(ハ)洗浄施設
18の3	たばこ製造業	(イ)水洗式脱臭施設、(ロ)洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	(イ)まゆ湯煮施設、(ロ)副蚕処理施設、(ハ)原料浸せき施設、(ニ)精練機及び精練そう、(ホ)シルケット機、(ハ)漂白機及び漂白そう、(ト)染色施設、(フ)薬液浸透施設、(リ)のり抜き施設
20	洗毛業	(イ)洗毛施設、(ロ)洗化炭施設
21	化学繊維製造業	(イ)湿式紡糸施設、(ロ)リントー又は未精練繊維の薬液処理施設、(ハ)原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業	湿式バーカー
21の3	合板製造業	接着機洗浄施設
21の4	パーティクルボード製造業	(イ)湿式バーカー、(ロ)接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業	(イ)湿式バーカー、(ロ)薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業	(イ)原料浸せき施設、(ロ)湿式バーカー、(ハ)碎木機、(ニ)蒸解施設、(ホ)蒸解廃液濃縮施設、(ハ)チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設、(ト)漂白施設、(フ)抄紙施設(抄造施設を含む。)、(リ)セロハン製膜施設、(ヌ)湿式繊維板成型施設、(ル)廃ガス洗浄施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	(イ)自動式フィルム現像洗浄施設、(ロ)自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業	(イ)ろ過施設、(ロ)分離施設、(ハ)水洗式破碎施設、(ニ)廃ガス洗浄施設、(ホ)湿式集じん施設

25	( 欠番 )	
26	無機顔料製造業	(イ)洗浄施設、(ロ)ろ過施設、(ハ)カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機、(ニ)群青製造施設のうち、水洗式分別施設、(ホ)廃ガス洗浄施設
27	前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	(イ)ろ過施設、(ロ)遠心分離機、(ハ)硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設、(ニ)活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設、(ホ)無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設、(ヘ)青酸製造施設のうち、反応施設、(ト)よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設、(フ)海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設、(リ)バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設、(ス)廃ガス洗浄施設、(ル)湿式集じん施設
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業	(イ)湿式アセチレンガス発生施設、(ロ)酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設、(ハ)ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設、(ニ)アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設、(ホ)塩化ビニルモノマー洗浄施設、(ヘ)クロロプレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業	(イ)ベンゼン類硫酸洗浄施設、(ロ)静置分離器、(ハ)タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）	(イ)原料処理施設、(ロ)蒸留施設、(ハ)遠心分離機、(ニ)ろ過施設
31	メタン誘導品製造業	(イ)メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設、(ロ)ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設、(ハ)フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業	(イ)ろ過施設、(ロ)顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設、(ハ)遠心分離機、(ニ)廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業	(イ)縮合反応施設、(ロ)水洗施設、(ハ)遠心分離機、(ニ)静置分離機、(ホ)弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設、(ヘ)ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設、(ト)中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設、(フ)ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設、(リ)廃ガス洗浄施設、(ス)湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業	(イ)ろ過施設、(ロ)脱水施設、(ハ)水洗施設、(ニ)ラテックス濃縮施設、(ホ)スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業	(イ)蒸留施設、(ロ)分離施設、(ハ)廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業	(イ)廃酸分離施設、(ロ)廃ガス洗浄施設、(ハ)湿式集じん施設
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）	(イ)洗浄施設、(ロ)分離施設、(ハ)ろ過施設、(ニ)アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設、(ホ)アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設、(ヘ)アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設、(ト)イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設、(フ)エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設、(リ)2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設、(ス)シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設、(ル)トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設、(ヲ)ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設、(ニ)プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器、(ハ)メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設、(ヨ)メチルメタアクリレートモノマー製造

		施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設、(㌸) 廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業	(イ)原料精製施設、(ロ)塩析施設
38 の 2	界面活性剤製造業	反応施設 (1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)
39	硬化油製造業	(イ)脱酸施設、(ロ)脱臭施設
40	脂肪酸製造業	蒸留施設
41	香料製造業	(イ)洗浄施設、(ロ)抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)石灰づけ施設、(ハ)洗浄施設
43	写真感光材料製造業	感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)脱水施設
45	木材化学工業	フルフラーール蒸留施設
46	第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業	(イ)水洗施設、(ロ)ろ過施設、(ハ)ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設、(ニ)廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業	(イ)動物原料処理施設、(ロ)ろ過施設、(ハ)分離施設、(ニ)混合施設、(ホ)廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業	洗浄施設
49	農薬製造業	混合施設
50	有害物質を含有する試薬の製造業	試薬製造施設
51	石油精製業 (潤滑油再生業を含む。)	(イ)脱塩施設、(ロ)原油常圧蒸留施設、(ハ)脱硫施設、(ニ)揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設、(ホ)潤滑油洗浄施設
51 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業 (防振ゴム製造業を除く。)、再生タイヤ製造業又はゴム板製造業	直接加硫施設
51 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業	ラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業	(イ)洗浄施設、(ロ)石灰づけ施設、(ハ)タンニンづけ施設、(ニ)クロム浴施設、(ホ)染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業	(イ)研磨洗浄施設、(ロ)廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業	(イ)抄造施設、(ロ)成型機、(ハ)水養生施設 (蒸気養生施設を含む。)
55	生コンクリート製造業	バッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業	混合施設
57	人造黒鉛電極製造業	成型施設
58	窯業原料 (うわ窯原料を含む。) の精製業	(イ)水洗式破碎施設、(ロ)水洗式分別施設、(ハ)酸処理施設、(ニ)脱水施設
59	砕石業	(イ)水洗式破碎施設、(ロ)水洗式分別施設
60	砂利採取業	水洗式分別施設
61	鉄鋼業	(イ)タール及びガス液分離施設、(ロ)ガス冷却洗浄施設、(ハ)圧延施設、(ニ)焼入れ施設、(ホ)湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業	(イ)還元そう、(ロ)電解施設 (熔融塩電解施設を除く。)、(ハ)焼入れ施設、(ニ)水銀精製施設、(ホ)廃ガス洗浄施設、(ハ)湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業 (武器製造業を含む。)	(イ)焼入れ施設、(ロ)電解式洗浄施設、(ハ)カドミウム電極又は鉛電極の化成施設、(ニ)水銀精製施設、(ホ)廃ガス洗浄施設
63 の 2	空きびん卸売業	自動式洗びん施設
63 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設	廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業	(イ)タール及びガス液分離施設、(ロ)ガス冷却洗浄施設 (脱硫化水素施設を含む。)
64 の 2		水道施設等施設の浄水施設 (浄水能力が 10,000m <sup>3</sup> /日未満を除く) である(イ)沈でん施設、(ロ)ろ過施設

65		酸又はアルカリによる表面処理施設
66		電気めっき施設
66 の 2		エチレンオキサイド又は 1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
66 の 3	旅館業	(イ)ちゅう房施設、(ロ)洗濯施設、(ハ)入浴施設
66 の 4	共同調理場	ちゅう房施設（総床面積が 500m <sup>2</sup> 未満を除く。）
66 の 5	弁当仕出屋又は弁当製造業	ちゅう房施設（総床面積が 360m <sup>2</sup> 未満を除く。）
66 の 6	飲食店（次号及び 66 号の 8 を除く）	ちゅう房施設（総床面積が 420m <sup>2</sup> 未満を除く。）
66 の 7	そば店、うどん店、すし店、喫茶店その他の飲食店（次号に掲げる事業を除く。）	ちゅう房施設（総床面積が 630m <sup>2</sup> 未満を除く。）
66 の 8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、その他の飲食店	ちゅう房施設（総床面積が 1,500m <sup>2</sup> 未満を除く。）
67	洗濯業	洗浄施設
68	写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設
68 の 2	病院（病床数が 300 以上の病院）	(イ)ちゅう房施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業	解体施設
69 の 2	卸売市場	(イ)卸売場、(ロ)仲卸売場
70		廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 3 条第 14 号に規定するものをいう。）
70 の 2	自動車特定整備事業	洗車施設（屋内作業場の総面積が 800m <sup>2</sup> 未満及び次号に掲げるものを除く。）
71		自動式車両洗浄施設
71 の 2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	(イ)洗浄施設、(ロ)焼入れ施設
71 の 3		一般廃棄物処理施設である焼却施設
71 の 4		産業廃棄物処理施設のうち (イ)国、地方公共団体又は産業廃棄物処理業者が設置する汚泥の脱水施設、汚泥の焼却施設、廃油の油水分離施設、廃油の焼却施設、廃酸又は廃アルカリの中和施設、廃プラスチック類の焼却施設、汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設 (ロ)廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設、廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設、PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設
71 の 5		トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）
71 の 6		トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）
72		し尿処理施設（500 人以下のし尿浄化槽を除く。）
73		下水道終末処理施設
74		特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前 2 号に掲げるものを除く。）
指定地域特定施設	政令で指定された地域において、特定施設となる施設。 （201 人以上 500 人以下のし尿浄化槽）	

資料3-17 水質汚濁防止法による一律基準

人の健康の保護に関する項目（有害物質）

[単位：mg/l]

項目	カドミウム及びその化合物	シアン化合物	有機燐化合物 <sup>(注1)</sup>	鉛及びその化合物	六価クロム化合物※	砒素及びその化合物	水銀及び有機水銀その他の水銀化合物	アルキル水銀化合物	ポリ塩化ビフェニル	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
排水水 (許容限度)	カドミウム 0.03	シアン 1	1	鉛 0.1	六価クロム 0.2	砒素 0.1	水銀 0.005	検出されないこと	0.003	0.1	0.1
地下浸透水 (許容限度)	0.001	0.1	0.1	0.005	0.01	0.005	0.0005	0.0005	0.0005	0.002	0.0005

項目	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シジピン
排水水 (許容限度)	0.2	0.02	0.04	1	0.4	3	0.06	0.02	0.06	0.03
地下浸透水 (許容限度)	0.002	0.0002	0.0004	0.002	0.004	0.0005	0.0006	0.0002	0.0006	0.0003

項目	チオベンザル	ベンゼン	セレン及びその化合物	ほう素及びその化合物※		ふっ素及びその化合物※		アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物※	1,4-ジチオサン	塩化ビニルモノマー
				海域以外 ほう素	海域 ほう素	海域以外 ふっ素	海域 ふっ素			
排水水 (許容限度)	0.2	0.1	セレン 0.1	10	230	8	15	100 <sup>(注2)</sup>	0.5	—
地下浸透水 (許容限度)	0.002	0.001	0.002	0.2		0.2		アンモニア性窒素 0.7 亜硝酸性窒素 0.2 硝酸性窒素 0.2	0.005	0.0002

注1：パラチオ、メパラチオ、メジメトン及びEPNに限る。

注2：アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

※一部の業種について、暫定排水基準が設定されている。

生活環境項目の保全に関する項目

[単位：mg/l (pH除く)]

項目	水素イオン濃度 (pH)		生物化学的酸素要求量 (BOD)		化学的酸素要求量 (COD)		浮遊物質量 (SS)	
	河川・湖	海域	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均
許容限度	5.8~8.6	5.0~9.0	160	120	160	120	200	150

[単位：mg/l (大腸菌数はCFU/ml)]

項目	ノルマルキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	ノルマルキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	フェノール類含有量	銅含有量	亜鉛含有量※	溶解性鉄含有量	溶解性マンガ含有量	クロム含有量	大腸菌数	窒素含有量※		りん含有量※	
	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均
許容限度	5	30	5	3	2	10	10	2	800	120	60	16	8

※一部の業種について、暫定排水基準が設定されている。

資料 3-18 総量規制基準の算出に用いる C 値

(1) 化学的酸素要求量 (COD)

〔CODに係る総量規制基準の算定方法〕

$$L_c = Cc \cdot Q_c \times 10^{-3}$$

または

$$L_c = (C_{co} \cdot Q_{co} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{c_j} \cdot Q_{c_j}) \times 10^{-3}$$

$L_c$ : 総量規制基準 = COD の許容排出負荷量 (kg/日)

$C_{co}$  ( $C_{ci}$ ,  $C_{c_j}$ ): 業種区分ごとに国が定めた範囲内で知事が定める一定の COD の値 (mg/ℓ)

$Q_c$  ( $Q_{co}$ ): 昭和 55 年 6 月 30 日より前に発生していた工程排水の量 ( $m^3$ /日)

$Q_{ci}$ : 昭和 55 年 7 月 1 日から平成 3 年 6 月 30 日までに新・増設により増加した工程排水の量 ( $m^3$ /日)

$Q_{c_j}$ : 平成 3 年 7 月 1 日以降 (一部の業種については平成 8 年 9 月 1 日以降)、新・増設により増加した工程排水の量 ( $m^3$ /日)

	のを除く。)					
12	冷凍水産物製造業	30	30	20		
13	冷凍水産食品製造業	40	40	30		
14	水産食品製造業 (整理番号 8 の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	40	40	30		
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	60	30	30		
16	野菜漬物製造業	40	40	30		
17	味ぞ製造業	70	70	30		
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	70	70	40		
19	うま味調味料製造業	20	20	20		
20	ソース製造業	30	30	30		
21	食酢製造業	40	40	30		
22	砂糖精製業	40	40	30		
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	50	50	30		
24	小麦粉製造業	30	30	30		
25	パン製造業	30	30	20		
26	生菓子製造業	40	40	30		
27	ビスケット類・干菓子製造業	40	40	30		
28	米菓製造業	40	40	40		
29	パン・菓子製造業 (整理番号 25 の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	40	30		
30	植物油脂製造業	40	40	30		
31	動物油脂製造業	40	40	30		
32	食用油脂加工業	40	40	30		
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	110	100	90		
34	穀類でんぷん製造業	50	50	40		
35	麺類製造業	30	30	30		
37	豆腐・油揚製造業	30	30	30		
38	あん類製造業	60	60	40		
39	冷凍調理食品製造業	50	20	20		
40	惣菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	30	30	30		
41	清涼飲料製造業	30	20	20		
42	果実酒製造業	30	30	30		
43	ビール製造業	30	30	30		

整理番号	業種その他の区分	COD (mg/ℓ)			備考
		(1) C <sub>co</sub>	(2) C <sub>ci</sub>	(3) C <sub>cj</sub>	
2	畜産農業	70	70	60	
3	天然ガス鉱業	60	60	60	
4	非金属鉱業	20	20	20	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	50	40	30	
6	乳製品製造業	30	30	20	平成 8 年 9 月 1 日以後に特定施設の新設又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 (特定施設の設置又は構造等の変更に伴って、特定排出水の量) を除く特定排出水の量 (以下「平成 8 年 9 月 1 日以前の特設施設に係る量」という。) については、化学的酸素要求量 (3) の欄の値は、30 とする。
7	畜産食品製造業 (前 2 項に掲げるものを除く。)	40	40	30	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	40	40	30	
9	寒天製造業	80	80	80	
10	魚肉ハム・ソーセイジ製造業	50	30	20	
11	水産練製品製造業 (前項に掲げるもの)	40	30	20	

44	清酒製造業	30	30	30	30
45	蒸留酒・混成酒製造業	30	30	30	20
46	インスタントコーヒー製造業	20	20	20	20
47	配合飼料製造業	20	20	20	20
48	単体飼料製造業	20	20	20	20
49	有機質肥料製造業	20	20	20	20
50	たばこ製造業	30	20	20	20
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	30	30	30	30
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下この表において同じ。)で整毛工程に係るもの	80	80	70	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	90	90	90	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程)に付帯して行われる加工処理工程(以下この表において「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含むものに係るもの	40	40	30	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	80	80	80	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	90	90	90	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	60	50	50	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	50	50	50	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	90	90	80	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	70	70	60	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	40	40	40	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	40	40	40	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	40	40	40	

68	繊維工業(整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	30	30	30
69	一般製材業又は木材チップ製造業	40	40	40	40
71	合板製造業(集材材製造業を含む。)	30	30	30	30
75	木材薬品処理業	20	20	20	20
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	70	70	60	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	60	60	60	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラウンドパルプ製造工程、リファイナードグラウンドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	50	50	50	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラウンドパルプ製造工程又は未さらしセミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	140	130	120	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラウンドパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグラウンドパルプ製造工程を含む。)	80	80	80	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラウンドパルプ製造工程(前工程の未さらしセミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセミカルパルプ製造工程を含む。))に係るもの	60	50	40	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラウンドパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグラウンドパルプ製造工程を含む。)	70	70	60	精選工程においてドラム型洗浄機を使用しているものにあつては、化学的酸素要求量の値は、80とする。
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	60	60	50	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業	90	90	80	

85	製紙業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の分離工程を含む。)に係るもの	100	70			
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	50	40			
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ、リニアモカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグラントパルプ、リニアモカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	30	20	(1) 日平均排水量30,000 m <sup>3</sup> 以上のもの	20	
				(2) 日平均排水量30,000 m <sup>3</sup> 未満のもの		
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造工程に係るもの	40	40	(1) 日平均排水量30,000 m <sup>3</sup> 以上のもの	40	
				(2) 日平均排水量30,000 m <sup>3</sup> 未満のもの		
89	機械すき紙製造業	60	60			パルプ製造工程を有するものにあつては、化学的酸素要求量(1)の欄の値は、70とする。
90	手すき和紙製造業	90	80			
91	塗工紙製造業	20	20			
92	段ボール製造業	40	40			
93	重包装紙袋製造業	70	70			
94	セロファン製造業	40	40			
95	乾式法による繊維板製造業	40	40			
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	80	80			
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	30			
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	50	50			

101	製版業	50	50			
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	30	30			
103	複合肥料製造業	30	30			
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	30	30			
105	ソーダ工業	20	20			
106	電炉工業	20	20			
107	無機顔料製造業	20	20			黄鉛製造工程を有するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。
108	無機化学工業製品製造業(前3項に掲げるものを除く。)	20	20			(1) 硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄(顔料を除く。)製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、60とする。 (2) 希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	60	60			(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、210、190とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。 (3) エピクロロヒドリン製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	50	50			合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、190、180とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でブラス	30	20			メチルメタクリレート樹脂又

118	コーラルターナル製品製造業	120	120	120	120	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、190、190とする。
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	50	50	50	30	(1) メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、50、50とする。 (2) 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。
120	プラスチック製造業	30	20	20	20	(1) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。 (2) クロロブレンダム製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130、130とする。
121	合成ゴム製造業	40	40	40	40	(1) 有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	50	50	50	50	(1) 有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	50	30	30	20	(1) 有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	30	30	30	30	(2) 有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)
125	合成繊維製造業	30	20	20	20	(1) 有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	40	40	40	30	(2) エピクロロヒドリン製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。

112	プラスチック製造工程に係るもの	40	40	40	40	はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	40	40	40	50	(1) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50とする。 (2) クロロブレンダム製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130、130とする。
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	50	50	50	50	(1) 有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)
115	脂肪酸系中間物製造業	60	60	60	40	(1) 有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)
116	メタン誘導品製造業	30	30	30	20	(2) 塩素化合物触媒を用いたアセトンの製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。
117	発酵工業	120	110	110	110	(3) エピクロロヒドリン製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。

127	石けん・合成洗剤製造業	10	10	10	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	40	40	
129	塗料製造業	40	40	40	
130	印刷インキ製造業	40	40	30	
131	医薬品原薬・製剤製造業	70	70	60	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、化学的酸素要求量(3)の欄の値は、70とする。
132	医薬品製剤製造業	30	30	30	
133	生物学的製剤製造業	30	30	30	
134	生薬・漢方製剤製造業	20	20	20	
135	動物用医薬品製造業	60	60	50	
136	火薬類製造業	20	20	20	硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。
137	農薬製造業	30	30	20	
138	合成香料製造業	120	110	110	
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	20	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	30	30	20	
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	20	20	20	
143	写真感光材料製造業	10	10	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	40	40	40	
145	イオン交換樹脂製造業	170	170	130	
146	化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	40	40	
147	石油精製業	20	20	20	潤滑油製造工程を有するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	30	硫酸洗浄工程を有するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、40、40とする。
149	コークス製造業	180	180	90	
150	石油コークス製造業	70	70	50	

151	自動車タイヤ・チューブ製造業	10	10	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	60	40	40	
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	20	20	20	
154	なめし革製造業	100	100	100	
155	毛皮製造業	50	50	50	
156	板ガラス製造業	10	10	10	
157	板ガラス加工業	10	10	10	
158	ガラス製加工素材製造業	10	10	10	
159	ガラス容器製造業	10	10	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	10	10	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	10	10	10	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業	50	50	50	
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	30	
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	10	10	10	
165	生コンクリート製造業	10	10	10	
166	コンクリート製品製造業	10	10	10	
167	セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	10	10	10	
168	黒鉛電極製造業	20	20	20	
169	砕石製造業	20	20	20	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	20	20	20	
172	うわ葉製造業	20	20	20	
173	高炉による製鉄業	10	10	10	コークス炉を有するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30、30とする。
175	フェロアロイ製造業	20	20	20	
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	10	10	10	
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。)	20	20	20	
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	20	20	20	
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	20	20	20	

	同183の項に掲げるものを除く。)					
181	冷間ロール成型形鋼製造業	20	20	20	20	
182	鋼管製造業	20	20	20	20	
183	伸鉄業	10	10	10	10	
184	磨棒鋼製造業	10	10	10	10	
185	引抜鋼管製造業	10	10	10	10	
186	伸線業	10	10	10	10	
187	ブリキ製造業	20	20	20	20	
188	亜鉛鉄板製造業	20	20	20	20	
189	めっき鋼管製造業	20	20	20	20	
190	めっき鉄鋼線製造業	20	20	20	20	
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	10	10	10	
192	鍛鋼製造業	10	10	10	10	
193	鍛工品製造業	10	10	10	10	
194	鋳鋼製造業	10	10	10	10	
195	銑鉄鋳物製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	10	10	10	10	
196	鋳鉄管製造業	10	10	10	10	
197	可鍛鋳鉄製造業	10	10	10	10	
198	鉄粉製造業	10	10	10	10	
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	10	10	10	10	
200	非鉄金属製造業	10	10	10	10	
201	電気めっき業	40	40	40	40	
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	10	10	10	10	
203	一般機械器具製造業	10	10	10	10	
204	電子回路製造業	20	20	20	20	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	10	10	10	10	
206	輸送用機械器具製造業	10	10	10	10	
207	精密機械器具製造業	10	10	10	10	
208	ガス製造工場	20	20	20	20	
209	下水道業	20	20	20	20	標準活性汚泥法その他これと同程度に下水道を処理することのできる方法より高度に下水道

						を処理することができ、その方法により下水を処理するものにあつては、化学的酸素要求量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、15、15、15とする。
210	空瓶卸売業	30	20	20	20	
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設をいう。)	30	30	30	20	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	50	40	30	30	
213	飲食店	50	40	30	30	平成18年2月1日以後に設置したし尿浄化槽を使用するものにあつては、化学的酸素要求量の値は、30とする。
214	宿泊業	50	40	30	30	平成18年2月1日以後に設置したし尿浄化槽を使用するものにあつては、化学的酸素要求量の値は、30とする。
215	リネンサプライ業	40	40	30	30	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	40	40	30	30	
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	60	60	60	60	
219	自動車整備業	20	20	20	20	
220	病院	30	30	30	30	
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。)	30	30	30	30	業種その他の区分の欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度な方法によりし尿を処理するものにあつては、化学的酸素要求量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、25、25とする。
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)	50	50	30	30	(1) 昭和55年7月建設省告示第1292号が適用される前のものにあつては、化学的酸素要求量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、40とする。 (2) 平成18年2月1日以後に設置したものにあっては、化学的酸素要求量(1)及び(2)の欄の値は、30とする。
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	40	30	20	20	(1) 日平均排水量が3,000m <sup>3</sup> 未満のもの(3)に掲げるものを除く。)にあつては、

224	ごみ処理業	30	30	30	は、化学的酸素要求量(1)の欄の値は、50とする。
225	廃油処理業	20	20	20	(2) 昭和62年6月30日以前に設置されたもの(3)にあ掲げるものを除く。)にあつては、化学的酸素要求量(2)の欄の値は、40とする。
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	20	20	20	(3) 嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加え、た方法により高度にし尿を処理すること及び化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、20、10とする。
227	死亡獣畜取扱業	40	40	40	
228	と畜場	40	40	40	
229	中央卸売市場	20	20	20	
230	地方卸売市場	20	20	20	
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則(昭和46年総理府・通商産業省令第2号)第1条の2に掲げるものをいう。)	20	20	20	
232	前各項に分類されないもの	10	10	10	(1) 金属鉱業に係るもの (2) 衣類・その他の繊維製品製造業に係るもの (3) 石こう製品製造業に係るもの (4) 上水道業又は工業用水道業に係るもの (5) 生活排水に係るもの(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上もの)

	(6) 生活排水に係るもの(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満のもの)	50	50	40	
	(7) (1)から(6)までに分類されないもの	10	10	10	

(2) 窒素含有量

[窒素に係る総量規制基準の算定方法]

$$Ln = Cn \cdot Qn \times 10^{-3}$$

または

$$Ln = (Cno \cdot Qno + Cni \cdot Qni) \times 10^{-3}$$

Ln: 総量規制基準=窒素の許容排出負荷量 (kg/日)

Cn (Cno)、Cni: 業種区分ごとに国が定めた範囲内で知事が定める一定の窒素含有量の値

(mg/ℓ)

Qn (Qno): 平成14年9月30日より前に発生していた工程排水の量 (m<sup>3</sup>/日)

Qni: 平成14年10月1日から新・増設により増加した工程排水の量 (m<sup>3</sup>/日)

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量 (mg/ℓ)		備考
		(1) Cno	(2) Cni	
2	畜産農業	60	60	
3	天然ガス鉱業	60	60	
4	非金属鉱業	15	15	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	30	10	
6	乳製品製造業	20	10	
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	30	10	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	20	10	
9	寒天製造業	20	10	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	20	10	
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	45	10	
12	冷凍水産物製造業	45	10	
13	冷凍水産食品製造業	45	10	
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	45	10	

15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	20	10
16	野菜漬物製造業	20	10
17	味そ製造業	20	10
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	45	10
19	うま味調味料製造業	20	10
20	ソース製造業	20	10
21	食酢製造業	20	10
22	砂糖精製業	20	10
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	20	10
24	小麦粉製造業	20	10
25	パン製造業	20	10
26	生菓子製造業	20	10
27	ビスケット類・干菓子製造業	20	10
28	米菓製造業	20	10
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	10
30	植物油脂製造業	20	10
31	動物油脂製造業	20	10
32	食用油脂加工業	20	10
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	20	10
34	穀類でんぷん製造業	20	10
35	麺類製造業	20	10
37	豆腐・油揚げ製造業	30	10
38	あん類製造業	20	10
39	冷凍調理食品製造業	30	10
40	惣菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	20	10
41	清涼飲料製造業	20	10
42	果実酒製造業	20	10
43	ビール製造業	20	10
44	清酒製造業	20	10
45	蒸留酒・混成酒製造業	20	10
46	インスタントコーヒー製造業	20	10
47	配合飼料製造業	20	10
48	単体飼料製造業	20	10
49	有機質肥料製造業	20	10

50	たばこ製造業	20	10
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	20	10
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下この表において同じ。)で整毛工程に係るもの	20	10
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	20	10
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下この表において「染色整理工程付帯加工処理工程」という。))を含むもの	20	10
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。))に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	25	10
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。))に係るもの	25	10
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。))に係るもの	20	10
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。))に係るもの	20	10
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。))に係るもの	25	10
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	20	10
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	20	10
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	20	10
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	20	10
68	繊維工業(整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	10
69	一般製材業又は木材チップ製造業	20	10
71	合板製造業(集材材製造業を含む。)	20	10
75	木材薬品処理業	20	10
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	20	10
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	20	10

78	るもの パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラフトパルプ製造工程、リフアイナーカニカルパルプ製造工程に係るもの	20	10	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラフトパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	20	10	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグラフトパルプ製造工程を含む。）又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	20	10	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	20	10	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラフトパルプ製造工程に係るもの	20	10	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	20	10	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	20	10	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	20	10	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラフトパルプ、リフアイナーグラフトパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグラフトパルプ、リフアイナーグラフトパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	20	10	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	20	10	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	20	10	

89	機械すき和紙製造業	20	10	
90	手すき和紙製造業	20	10	
91	塗工紙製造業	20	10	
92	段ボール製造業	20	10	
93	重包装紙袋製造業	20	10	
94	セロファン製造業	20	10	
95	乾式法による繊維板製造業	20	10	
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10	
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	20	10	
101	製版業	20	10	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	15	10	(1) アンモニア製造工程にあっては、窒素質含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30とする。 (2) アンモニア誘導品製造工程にあっては、窒素質含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、200、200とする。 (3) 尿素製造工程にあっては、窒素質含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1,500、1,100とする。
103	複合肥料製造業	15	10	
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）	15	10	
105	ソーダ工業	15	10	
106	電炉工業	15	10	
107	無機顔料製造業	50	40	
108	無機化学工業製品製造業（前3項に掲げるものを除く。）	20	10	窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあっては、窒素質含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものについては、窒素質含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。

110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料とするものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料とするものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料とするものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15とする。
114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	窒素又はその化合物を原料とするものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
115	脂肪族系中間物製造業	15	10	(1) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。 (2) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、500、500とする。
116	メタン誘導品製造業	15	10	
117	発酵工業	15	10	
118	コーラターール製品製造業	800	800	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
120	プラスチック製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料とするものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
121	合成ゴム製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料とするものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。

122	有機化学工業製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	(1) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15とする。 (2) イソシアン酸及びその誘導品製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15とする。 (3) メラミン製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、850、850とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	15	10	
124	レーヨンの製造のうちアセテートの製造に係るもの	15	10	
125	合成繊維製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	15	10	
127	石けん・合成洗剤製造業	15	10	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	15	10	
129	塗料製造業	15	10	
130	印刷インキ製造業	15	10	
131	医薬品原薬・製剤製造業	15	10	医薬品原薬製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、20とする。
132	医薬品製剤製造業	15	10	
133	生物学的製剤製造業	15	10	
134	生薬・漢方製剤製造業	15	10	
135	動物用医薬品製造業	15	10	
136	火薬類製造業	15	10	
137	農薬製造業	15	10	
138	合成香料製造業	15	10	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	15	10	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整製品	15	10	

142	造業 ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	15	10	
143	写真感光材料製造業	15	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	15	10	
145	イオン交換樹脂製造業	15	10	
146	化学工業（整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	
147	石油精製業	20	10	
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	
149	コークス製造業	600	400	
150	石油コークス製造業	20	10	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	20	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に除るもの	20	10	
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	20	10	
154	なめし草製造業	20	10	
155	毛皮製造業	20	10	
156	板ガラス製造業	20	10	
157	板ガラス加工業	20	10	
158	ガラス製加工素材製造業	20	10	
159	ガラス容器製造業	20	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	20	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	20	10	
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	20	10	
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	
164	ガラス・同製品製造業（整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10	
165	生コンクリート製造業	20	10	
166	コンクリート製品製造業	20	10	
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	20	10	
168	黒鉛電極製造業	20	10	
169	碎石製造業	20	10	
170	鉱物・土石粉砕等処理業	20	10	
172	うわ葉製造業	20	10	

173	高炉による製鉄業	15	10	(1) コークス製造工程において、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、600、400とする。 (2) ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
175	フェロアロイ製造業	15	10	
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	15	10	
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
179	熱間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
180	冷間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
181	冷間ロール成型形鋼製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
182	鋼管製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
183	伸鉄業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
184	磨棒鋼製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
185	引抜鋼管製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。

186	伸線業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ55、55、40とする。
187	ブリキ製造業	15	10	
188	亜鉛鉄板製造業	15	10	
189	めっき鋼管製造業	15	10	
190	めっき鉄鋼線製造業	15	10	
191	表面処理鋼材製造業（整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。）	30	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ55、55、40とする。
192	鍛鋼製造業	15	10	
193	鍛工品製造業	15	10	
194	鋳鋼製造業	15	10	
195	鋳鉄鋳物製造業（次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。）	15	10	
196	鋳鉄管製造業	15	10	
197	可鍛鋳鉄製造業	15	10	
198	鉄粉製造業	15	10	
199	鉄鋼業（整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ55、55、40とする。
200	非鉄金属製造業	20	10	
201	電気めっき業	20	10	窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ55、55、40とする。
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	(1) 溶融めっき工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ55、55、40とする。） (2) アルマイト加工工程（窒

203	一般機械器具製造業	20	10	窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ55、55、40とする。
204	電子回路製造業	20	10	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	20	10	(1) 民生用電気機械器具製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ55、55、40とする。） (2) 半導体素子製造工程にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ55、55、40とする。
206	輸送用機械器具製造業	20	10	自動車・同付属品製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ55、55、40とする。）
207	精密機械器具製造業	20	10	時計・同部分品製造工程（時計側を除く。）にあっては、窒素含有量の欄の値は、30、20とする。
208	ガス製造工場	20	10	
209	下水道業	25	15	(1) 標準活性汚泥法その他の窒素を除去する下水中の窒素を高濃度で除去するもの（高濃度を処理するもの（高濃度を処理するもの）にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ55、55、40とする。） (2) 高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの（高濃度の窒素を含有するもの）にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ55、55、40とする。

210	空瓶卸売業		25	15
211	共同調理場（学校給食法第6条に規定する施設をいう。）		25	15
212	弁当仕出屋又は弁当製造業		25	15
213	飲食店		25	15
214	宿泊業		25	15
215	リネンサプライ業		25	15
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）		25	15
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）		25	15
219	自動車整備業		25	15
220	病院		25	15
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）		30	20
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。）		40	20
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）		25	15
224	ごみ処理業		25	15
225	廃油処理業		25	15
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）		40	20
227	死亡獣畜取扱業		25	15

228	と畜場		25	15
229	中央卸売市場		25	15
230	地方卸売市場		25	15
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則第1条の2に掲げるものをいう。）		25	15
232	前各号に分類されないもの	(1) 金属鉱業に係るもの (2) 衣類・その他の繊維製品製造業に係るもの (3) 石こう製品製造業に係るもの (4) 上水道業又は工業用水道業に係るもの (5) 生活排水に係るもの（日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上のもの） (6) 生活排水に係るもの（日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満のもの） (7) (1)から(6)までに分類されないもの	10 10 10 10 30 40 10	10 10 10 10 20 20 10

(3) りん含有量

〔りんに係る総量規制基準の算定方法〕

$$Lp = Cp \cdot Qp \times 10^{-3}$$

または

$$Lp = (Cpo \cdot Qpo + Cpi \cdot Qpi) \times 10^{-3}$$

Lp：総量規制基準＝りんの許容排出負荷量（kg/日）

Cp (Cpo)、Cpi：業種区分ごとに国が定めた範囲内で知事が定める一定のりん含有量の値

Qp (Qpo)：平成14年9月30日より前に発生していた工程排水の量（m<sup>3</sup>/日）

Qpi：平成14年10月1日から新・増設により増加した工程排水の量（m<sup>3</sup>/日）

整理番号	業種その他の区分	りん含有量 (mg/ℓ)	備考
		(1) Cpo	
2	畜産農業	8	8
3	天然ガス鉱業	2	1
4	非金属鉱業	1.5	1.5
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造	4	1

6	乳製品製造業	5	1	
7	畜産食料品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	8	1	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	3	1.5	
9	寒天製造業	3	1.5	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	3	1.5	
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	3	1.5	
12	冷凍水産物製造業	3	1.5	
13	冷凍水産食品製造業	4	1	
14	水産食料品製造業（整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	4	1.5	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	4	1.5	
16	野菜漬物製造業	3	1.5	
17	味ぞ製造業	4	1.5	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	8	1.5	
19	うま味調味料製造業	3	1.5	
20	ソース製造業	3	1.5	
21	食酢製造業	3	1.5	
22	砂糖精製業	3	1.5	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	3	1.5	
24	小麦粉製造業	3	1.5	
25	パン製造業	3	1.5	
26	生菓子製造業	6	1	
27	ビスケット類・干菓子製造業	3	1.5	
28	米菓製造業	3	1.5	
29	パン・菓子製造業（整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。）	3	1.5	
30	植物油脂製造業	4	1.5	
31	動物油脂製造業	2	1	
32	食用油脂加工業	3	1.5	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	3	1.5	
34	穀類でんぷん製造業	3	1.5	
35	麺類製造業	3	1.5	
37	豆腐・油揚げ製造業	5	1	

38	あん類製造業	5	1	
39	冷凍調理食品製造業	8	1	
40	惣菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	4	1.5	
41	清涼飲料製造業	3	1.5	
42	果実酒製造業	3	1.5	
43	ビール製造業	3	1.5	
44	清酒製造業	3	1.5	
45	蒸留酒・混成酒製造業	3	1.5	
46	インスタントコーヒー製造業	3	1.5	
47	配合飼料製造業	2	1	
48	単体飼料製造業	2	1	
49	有機質肥料製造業	2	1	
50	たばこ製造業	2	1	
51	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）	2	1	
55	繊維工業（整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下この表において「染色整理工程に係るもの」という。）	2	1	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	2	1	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下この表において「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	2	1	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	5	1	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	5	1	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	5	1	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	2	1	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	5	1	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	2	1	

85	程を含む。)に係るもの パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	2	1	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラフトパルプ、リファイナー、グランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグラフトパルプ、リファイナー、グランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	2	1	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	2	1	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	2	1	
89	機械すき和紙製造業	2	1	
90	手すき和紙製造業	2	1	
91	塗工紙製造業	2	1	
92	段ボール製造業	2	1	
93	重包装紙袋製造業	2	1	
94	セロファン製造業	2	1	
95	乾式法による繊維板製造業	2	1	
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	2	1	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	1	
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	2	1	
101	製版業	2	1	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	2	1	
103	複合肥料製造業	2	1	
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	2	1	
105	ソーダ工業	2	1	
106	電炉工業	2	1	
107	無機顔料製造業	2	1	
108	無機化学工業製品製造業(前3項に掲げるものを除く。)	2	1	
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用する

65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	2	1	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	2	1	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	2	1	
68	繊維工業(整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	1	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	2	1	
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)	2	1	
	はパルプ製造業	2	1	
75	木材薬品処理業	2	1	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	2	1	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	2	1	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラフトパルプ製造工程、リファイナー、グランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	2	1	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラフトパルプ製造工程又は未さらしセメキケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	2	1	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグラフトパルプ製造工程を含む。)	2	1	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	2	1	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラフトパルプ製造工程の未さらしケミグラフトパルプ製造工程を含む。)	2	1	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	2	1	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工	2	1	

110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	2	1	量のものにあっては、それぞれ含有量の順に従い、6.5、4とする。 りん又はその化合物を原料とする触媒又は中和剤として使用するものには、それぞれ含有量の順に従い、6.5、4とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	2	1	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	2	1	
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系・有機顔料製造工程、環式プラスチック及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	2	1	りん又はその化合物を原料とする触媒又は中和剤として使用するものには、それぞれ含有量の順に従い、6.5、4とする。
114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号10.9の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
115	脂肪族系中間物製造業	2	1	りん又はその化合物を原料とする触媒又は中和剤として使用するものには、それぞれ含有量の順に従い、6.5、4とする。
116	メタン誘導品製造業	2	1	
117	発酵工業	2	1	
118	コールドタル製品製造業	2	1	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	2	1	りん又はその化合物を原料とする触媒又は中和剤として使用するものには、それぞれ含有量の順に従い、6.5、4とする。
120	プラスチック製造業	2	1	
121	合成ゴム製造業	2	1	
122	有機化学工業製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	2	1	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	2	1	
125	合成繊維製造業	2	1	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	2	1	
127	石けん・合成洗剤製造業	2	1	

128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
129	塗料製造業	2	1	
130	印刷インキ製造業	2	1	
131	医薬品原薬・製剤製造業	2	1	医薬品原薬製造工程（りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあっては、4とする。
132	医薬品製剤製造業	2	1	
133	生物学的製剤製造業	2	1	
134	生薬・漢方製剤製造業	2	1	
135	動物用医薬品製造業	2	1	
136	火薬類製造業	2	1	
137	農薬製造業	2	1	
138	合成香料製造業	2	1	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	2	1	
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	2	1	
143	写真感光材料製造業	2	1	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	2	1	
145	イオン交換樹脂製造業	2	1	
146	化学工業（整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
147	石油精製業	2	1	
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
149	コークス製造業	2	1	
150	石油コークス製造業	2	1	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	2	1	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	2	1	
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	2	1	
154	なめし革製造業	2	1	
155	毛皮製造業	2	1	
156	板ガラス製造業	2	1	
157	板ガラス加工業	2	1	

158	ガラス製加工素材製造業		2	1	
159	ガラス容器製造業		2	1	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業		2	1	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業		2	1	
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業		2	1	
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）		2	1	
164	ガラス・同製品製造業（整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。）		2	1	
165	生コンクリート製造業		2	1	
166	コンクリート製品製造業		2	1	
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）		2	1	
168	黒鉛電極製造業		2	1	
169	砕石製造業		2	1	
170	鉱物・土石粉砕等処理業		2	1	
172	うわ栗製造業		2	1	
173	高炉による製鉄業		2	1	
175	フェロアロイ製造業		2	1	
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）		2	1	
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）		2	1	
179	熱間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）		2	1	
180	冷間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）		2	1	
181	冷間ロール成型形鋼製造業		2	1	
182	鋼管製造業		2	1	
183	伸鉄業		2	1	
184	磨棒鋼製造業		2	1	
185	引抜鋼管製造業		2	1	
186	伸線業		2	1	
187	ブリキ製造業		2	1	
188	亜鉛鉄板製造業		2	1	
189	めつき鋼管製造業		2	1	
190	めつき鉄鋼線製造業		2	1	
191	表面処理鋼材製造業（整理番号187の項		2	1	

	から前項までに掲げるものを除く。）				
192	鍛鋼製造業		2	1	
193	鍛工品製造業		2	1	
194	鋳鋼製造業		2	1	
195	鋳鉄铸件製造業（次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。）		2	1	
196	鋳鉄管製造業		2	1	
197	可鍛鋳鉄製造業		2	1	
198	鉄粉製造業		2	1	
199	鉄鋼業（整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。）		2	1	
200	非鉄金属製造業		2	1	
201	電気めっき業		2	1	りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては、りん含有量(1)の欄の値は、4とする。
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）		2	1	(1) 溶融めっき工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、りん含有量(1)の欄の値は、4とする。 (2) アルマイト加工工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、りん含有量(1)の欄の値は、8とする。
203	一般機械器具製造業		2	1	
204	電子回路製造業		2	1	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業		2	1	民生用電気機械器具製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、りん含有量(1)の欄の値は、6とする。
206	輸送用機械器具製造業		2	1	自動車・同付属品製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、りん含有量(1)の欄の値は、4とする。
207	精密機械器具製造業		2	1	
208	ガス製造工場		2	1	
209	下水道業		2	1.5	(1) 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の



資料 3-19 汚濁負荷量の測定手法（化学的酸素要求量・窒素含有量・りん含有量）

計測方法・頻度	適用条件 (事業規模等)	日平均排水量	日平均排水量	用水の量と特定排水との関係が明らか		その他 (差し引き方法)
		400m <sup>3</sup> /日以上	400m <sup>3</sup> /日未満	400m <sup>3</sup> /日以上	400m <sup>3</sup> /日未満	
汚染状態の計測方法 ∧ 化学的酸素要求量・窒素含有量・りん含有量 ∨ mg/l ∨	(1) 水質自動計測法	○	○	—	—	○
	(2) コンポジットサンプラー及び指定計測法 (※)	(1) によることが技術的に適当でない場合 その他(1)によりがたいと認められる場合可能	○	—	—	(1) によることが技術的に適当でない場合 その他(1)によりがたいと認められる場合可能
	(3) 指定計測法 (※) 1日3回以上試料採取	都道府県知事が定める場合可能	○	—	—	都道府県知事が定める場合可能
	(4) 水質簡易測定法 1日3回以上試料採取	同上	○	—	—	同上
排水量 ∧ m <sup>3</sup> /日 ∨	(1) 流量計・流速計 (2) 積算体積計	○	○	○	○	○
	(3) 簡易な計測方法	都道府県知事が定める場合可能	○	—	○	都道府県知事が定める場合可能
測定頻度	毎日		200～400m <sup>3</sup> /日 ：7日に1回以上 100～200m <sup>3</sup> /日 ：14日に1回以上 50～100m <sup>3</sup> /日 ：30日に1回以上			
	知事が定める場合		緩和可能			

※指定計測法：昭和46年9月環境庁告示第64号に掲げる方法

資料 3-20 県条例による上乗せ排水基準

1 化学的酸素要求量 (COD)

(1) 指定地域特定施設以外に特定施設がある 1 日当たりの最大の水量が50m<sup>3</sup>以上である工場又は事業場の排水 (単位: mg/l)

区分	区域	業種	基準		許容限度		基準適用期日				
			通常排水量	最大排水量	日間平均	最大					
既設	県下全域	金属鉱業、非金属鉱業又は非鉄金属製造業に係るもの	通常排水量 1 万 m <sup>3</sup> 以上 / 日		10	15	S51. 1. 1				
			通常排水量 5 千 m <sup>3</sup> 以上 1 万 m <sup>3</sup> 未満 / 日		15	20					
			通常排水量 5 千 m <sup>3</sup> 未満 / 日		20	30					
		食品製造業に係るもの	畜産食品製造業 (食鳥処理加工業を除く。) に係るもの			50	70	S51. 1. 1			
				飲料製造業 (清酒製造業及び蒸留酒製造業を除く。) に係るもの			50		70		
					農産保存食品製造業に係るもの (ジュース原液の製造を行うものに限る。)	通常排水量 5 千 m <sup>3</sup> 以上 / 日			50	70	
						通常排水量 5 千 m <sup>3</sup> 未満 / 日			100	130	
					弁当製造業に係るもの				60	80	H元. 10. 1
		その他のもの			100	130	S51. 1. 1				
		繊維工業 (衣服その他の繊維製品製造業を除く。) に係るもの		通常排水量 1 万 m <sup>3</sup> 以上 / 日		10	15	S51. 7. 1			
				通常排水量 1 万 m <sup>3</sup> 未満 / 日		100	130				
				木材及び木製品製造業 (家具製造業を除く。) に係るもの			70	100	S57. 7. 16		
		パルプ・紙及び紙加工品製造業に係るもの	パルプ・紙及び紙加工品製造業に係るもの	パルプ製造業に係るもの	セミケミカルパルプの製造を行うもの	通常排水量 23 万 m <sup>3</sup> 以上 / 日		70	100	S51. 7. 1	
						通常排水量 20 万 m <sup>3</sup> 以上 23 万 m <sup>3</sup> 未満 / 日		80	110		
						通常排水量 20 万 m <sup>3</sup> 未満 / 日		90	120		
				クラフトパルプの製造を行うもの	通常排水量 11 万 5 千 m <sup>3</sup> 以上 / 日		70	100	S51. 1. 1		
					通常排水量 10 万 m <sup>3</sup> 以上 11 万 5 千 m <sup>3</sup> 未満 / 日		80	110			
					通常排水量 10 万 m <sup>3</sup> 未満 / 日		90	120			
				その他のもの			50	70			
				紙製造業に係るもの	紙製造業に係るもの	マニラ麻又は植物靱皮繊維を原料とするもの	通常排水量 1 万 m <sup>3</sup> 以上 / 日		65	90	S52. 4. 1
							通常排水量 5 千 m <sup>3</sup> 以上 1 万 m <sup>3</sup> 未満 / 日		70	100	
							通常排水量 2 千 m <sup>3</sup> 以上 5 千 m <sup>3</sup> 未満 / 日		90	120	
							通常排水量 2 千 m <sup>3</sup> 未満 / 日		100	130	
						未使用パルプを原料とするもの	通常排水量 5 千 m <sup>3</sup> 以上 / 日		40	55	
							通常排水量 3 千 m <sup>3</sup> 以上 5 千 m <sup>3</sup> 未満 / 日		50	70	
						その他のもの	通常排水量 3 千 m <sup>3</sup> 未満 / 日		55	75	
							通常排水量 4 万 m <sup>3</sup> 以上 / 日		40	55	
		通常排水量 2 万 m <sup>3</sup> 以上 4 万 m <sup>3</sup> 未満 / 日					60	80			
		通常排水量 1 万 m <sup>3</sup> 以上 2 万 m <sup>3</sup> 未満 / 日					65	90			
		通常排水量 5 千 m <sup>3</sup> 以上 1 万 m <sup>3</sup> 未満 / 日					70	100			
通常排水量 3 千 m <sup>3</sup> 以上 5 千 m <sup>3</sup> 未満 / 日		80	110								
通常排水量 3 千 m <sup>3</sup> 未満 / 日		90	120								
その他のもの			50	70							
化学工業に係るもの	有機化学工業製品製造業に係るもの	アクリロニトリルの製造を行うもの	通常排水量 30 万 m <sup>3</sup> 以上 / 日		20	25	S51. 7. 1				
			通常排水量 30 万 m <sup>3</sup> 未満 / 日		25	35					
		合成ゴム製造業に係るもの	通常排水量 5 千 m <sup>3</sup> 以上 / 日		10	15					
			通常排水量 5 千 m <sup>3</sup> 未満 / 日		50	70					
		発酵工業製品製造業に係るもの			50	70					
		その他のもの	通常排水量 15 万 m <sup>3</sup> 以上 / 日		10	15		S51. 1. 1			
			通常排水量 15 万 m <sup>3</sup> 未満 / 日		15	20					

既設	化学工業に係るもの	化学繊維製造業（レーヨン製造業及びアセテート製造業に限る。）に係るもの		通常排水量10万m <sup>3</sup> 以上/日	20	30	S51. 7. 1
				通常排水量10万m <sup>3</sup> 未満/日	30	40	
		その他のもの		通常排水量5千m <sup>3</sup> 以上/日	10	15	S51. 1. 1
				通常排水量5千m <sup>3</sup> 未満/日	20	30	
	石油精製業に係るもの				10	15	S51. 1. 1
	弁当仕出屋				60	80	H元. 10. 1
	飲食店				60	80	
	県下全域	サービス業に係るもの	し尿処理施設（指定地域特定施設であるし尿浄化槽を除く。）を設置するもの		30	40	S51. 7. 1
			その他のもの	洗たく業に係るもの		100	130
		その他のもの		通常排水量30万m <sup>3</sup> 以上/日	20	25	S57. 7. 16
				通常排水量15万m <sup>3</sup> 以上30万m <sup>3</sup> 未満/日	25	35	
				通常排水量1千m <sup>3</sup> 以上15万m <sup>3</sup> 未満/日	50	70	
		通常排水量1千m <sup>3</sup> 未満/日	100	130			
	酸又はアルカリによる表面処理施設を設置するもの				20	30	S51. 1. 1
	共同調理場				40	60	H元. 10. 1
	し尿処理施設のみを設置するもの				30	40	S51. 7. 1
	下水道終末処理施設を設置するもの	活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により処理するもの			20	30	H51. 1. 1
		高速散水濾床法、モディファイド・エアレーション法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により処理するもの			50	70	
	その他のもの（水質汚濁防止法施行令別表第1第1号の2の施設を設置するものを除く。）		通常排水量5千m <sup>3</sup> 以上/日		10	15	S51. 1. 1
			通常排水量5千m <sup>3</sup> 未満/日		20	30	
新設	県下全域	し尿処理施設のみを設置するもの		25	35	S49. 7. 19	
		下水道終末処理施設を設置するもの		20	30		
		その他のもの		通常排水量2千m <sup>3</sup> 以上/日	10		15
				通常排水量1千m <sup>3</sup> 以上2千m <sup>3</sup> 未満/日	15		20
		通常排水量1千m <sup>3</sup> 未満/日	20	30			

(2) 指定地域特定施設のみを設置する1日当たりの最大の水量が50m<sup>3</sup>以上である工場又は事業場の排水（単位：mg/ℓ）

区分	区域	業種	基準		許容限度		基準適用期日
			日間平均	最大	日間平均	最大	
既設	瀬戸内海地域	処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽	60	80			H6. 4. 1
新設	瀬戸内海地域	処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽	25	35			H3. 7. 16

2 ノルマルヘキサン抽出物質含有量、浮遊物質（SS）、生物化学的酸素要求量（BOD）、銅含有量（単位：mg/ℓ）

区域	業種	項目	基準		許容限度		基準適用期日
			日間平均	最大	日間平均	最大	
新居浜海域	全業種	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）			3.0		S47. 1. 16
四国中央水域	パルプ又は紙製造業に係るもの	セミケミカルパルプ製造設備を有するもの	通常排水量20万m <sup>3</sup> 以上/日	SS	40	50	S48. 6. 24
			通常排水量20万m <sup>3</sup> 未満/日	SS	50	70	

四国中央 水 域	パルプ又 は紙製造 業に係る もの	クラフトパル プ製造業に係 るもの	通常排水量10万m <sup>3</sup> 以上/日	S S	40	50	S48. 6. 24
			通常排水量10万m <sup>3</sup> 未満/日	S S	50	70	
		マニラ麻又は 植物靱皮繊維 を原料とする 紙製造業に係 るもの	通常排水量1万m <sup>3</sup> 以上/日	S S	60	80	S48. 6. 24
			通常排水量5千m <sup>3</sup> 以上1万m <sup>3</sup> 未満/日	S S	65	90	
			通常排水量2千m <sup>3</sup> 以上5千m <sup>3</sup> 未満/日	S S	70	100	
			通常排水量2千m <sup>3</sup> 未満/日	S S	75	105	
		未使用パルプ を原料とする 紙製造業に係 るもの	通常排水量5千m <sup>3</sup> 以上/日	S S	40	55	S48. 6. 24
			通常排水量3千m <sup>3</sup> 以上5千m <sup>3</sup> 未満/日	S S	50	70	
			通常排水量3千m <sup>3</sup> 未満/日	S S	55	75	
		その他のもの	通常排水量4万m <sup>3</sup> 以上/日	S S	35	45	S48. 6. 24
			通常排水量2万m <sup>3</sup> 以上4万m <sup>3</sup> 未満/日	S S	55	75	
			通常排水量1万m <sup>3</sup> 以上2万m <sup>3</sup> 未満/日	S S	60	80	
			通常排水量5千m <sup>3</sup> 以上1万m <sup>3</sup> 未満/日	S S	65	90	
			通常排水量3千m <sup>3</sup> 以上5千m <sup>3</sup> 未満/日	S S	70	100	
通常排水量3千m <sup>3</sup> 未満/日	S S		75	105			
食料品製造業に係るもの	通常排水量5千m <sup>3</sup> 以上/日	S S	50	60	S47. 1. 20		
	通常排水量5千m <sup>3</sup> 未満/日	S S	70	90			
その他の業種に係るもの（水質汚濁防止法施行令別表第1第1号の2の施設を設置するものを除く。）		S S	70	90	S48. 6. 24		
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）		10			
	し尿処理施設を設置するもの（指定地域特定施設であるし尿浄化槽のみを設置するものを除く。）	B O D	30	—			
銅山川 水 域	鉱山に係るもの		銅含有量	2.0	S48. 6. 24		
四国中央 水域を除く全公共 用水域	紙製造業 に係るもの	マニラ麻又は 植物靱皮繊維 を原料とする もの	通常排水量1万m <sup>3</sup> 以上/日	S S	60	80	S52. 4. 1
			通常排水量5千m <sup>3</sup> 以上1万m <sup>3</sup> 未満/日	S S	65	90	
			通常排水量2千m <sup>3</sup> 以上5千m <sup>3</sup> 未満/日	S S	70	100	
			通常排水量2千m <sup>3</sup> 未満/日	S S	75	105	
		未使用パルプ を原料とする もの	通常排水量5千m <sup>3</sup> 以上/日	S S	40	55	S51. 3. 23
			通常排水量3千m <sup>3</sup> 以上5千m <sup>3</sup> 未満/日	S S	50	70	
			通常排水量3千m <sup>3</sup> 未満/日	S S	55	75	
		その他のもの	通常排水量4万m <sup>3</sup> 以上/日	S S	35	45	S51. 3. 23
			通常排水量2万m <sup>3</sup> 以上4万m <sup>3</sup> 未満/日	S S	55	75	
			通常排水量1万m <sup>3</sup> 以上2万m <sup>3</sup> 未満/日	S S	60	80	
			通常排水量5千m <sup>3</sup> 以上1万m <sup>3</sup> 未満/日	S S	65	90	
			通常排水量3千m <sup>3</sup> 以上5千m <sup>3</sup> 未満/日	S S	70	100	
			通常排水量3千m <sup>3</sup> 未満/日	S S	75	105	

※1日当たりの平均的な排水の量が50m<sup>3</sup>以上である工場又は事業場に係る排水について適用。ただし、し尿処理施設を設置する工場又は事業場にあつては、1日当たりの平均的な排水の量が50m<sup>3</sup>未満のものについても適用する。

資料 3-21 市町別の特定事業場数

(令和 7 年 3 月末現在)

法令 区分 市町名	水質汚濁防止法		瀬戸内海環境保全 特別措置法		愛媛県公害 防止条例	合計
	排水量 50m <sup>3</sup> /日以上	排水量 50m <sup>3</sup> /日未満	排水量 50m <sup>3</sup> /日以上	排水量 50m <sup>3</sup> /日未満		
四国中央市	9	226	51	1	5	292
新居浜市	5	171	20	0	7	203
西条市	8	325	26	1	12	372
今治市	33	354	18	0	11	416
上島町	6	44	0	0	4	54
松山市	25	581	61	4	13	684
東温市	3	66	6	0	3	78
久万高原町	4	45	0	0	2	51
伊予市	5	52	9	0	1	67
松前町	5	51	8	0	1	65
砥部町	14	41	3	0	1	59
内子町	1	125	4	0	2	132
大洲市	9	315	12	0	6	342
八幡浜市	7	93	7	0	2	109
伊方町	6	140	2	0	1	149
西予市	11	378	6	0	6	401
宇和島市	8	373	6	2	4	393
松野町	1	20	0	0	0	21
鬼北町	6	48	0	0	2	56
愛南町	9	94	2	3	4	112
計	175	3,542	241	11	87	4,056

備考：排水量は、平均水量である。

水質汚濁防止法第 5 条第 3 項にかかる特定事業場は除く。

資料3-22 排水基準の概要

区分	法律・条例	基準	項目	工場・事業場の種類	規制区域等
濃度規制 (排水基準)	水質汚濁防止法	一律 排水基準	有害物質(28項目)	全特定事業場	県下全域
				有害物質使用特定事業場 (地下浸透規制)	
				指定地域特定施設 <sup>(注)</sup> を 設置する特定事業場	瀬戸内海流入区域
			生活環境項目 (15項目)	排水量通常 50m <sup>3</sup> /日以上 の特定事業場	県下全域 ※窒素・リンは以下のとおり。 窒素：瀬戸内海流入区域 リン：瀬戸内海流入区域及 び大渡ダム(高知県) 流入区域
				指定地域特定施設 <sup>(注)</sup> を 設置する排水量通常 50 m <sup>3</sup> /日以上 <sup>(注)</sup> の特定事業 場	瀬戸内海流入区域
			愛媛県 公害防止条例	上乗せ 排水基準	化学的酸素要求量 (COD)
	指定地域特定施設 <sup>(注)</sup> を 設置する排水量最大 50 m <sup>3</sup> /日以上 <sup>(注)</sup> の特定事業 場	瀬戸内海流入区域			
	浮遊物質(S S)	排水量通常 50m <sup>3</sup> /日以上 の特定事業場			四国中央水域流入区域(畜産 を除く。)&及び県下全域の製 紙工場
	ノルマルキサン抽出物質 (鉱油類)	〃			新居浜海域流入区域
	〃 (動植物油脂類)	〃			四国中央水域流入区域(畜産 を除く。)
	銅含有量	鉱山に係るもの			銅山川水域流入区域
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	し尿処理施設			四国中央水域流入区域(指定 地域特定施設 <sup>(注)</sup> のみを設置 するものを除く。)
	横出し 排水基準	有害物質(9項目)	排水施設を設置する特 定事業場	県下全域	
生活環境項目 (14項目)					
総量規制	水質汚濁防止法	総量規制 基準	COD、窒素、リン	排水量通常 50m <sup>3</sup> /日以上 の特定事業場	瀬戸内海流入区域
				指定地域特定施設 <sup>(注)</sup> を 設置する排水量通常 50 m <sup>3</sup> /日以上 <sup>(注)</sup> の特定事業 場	

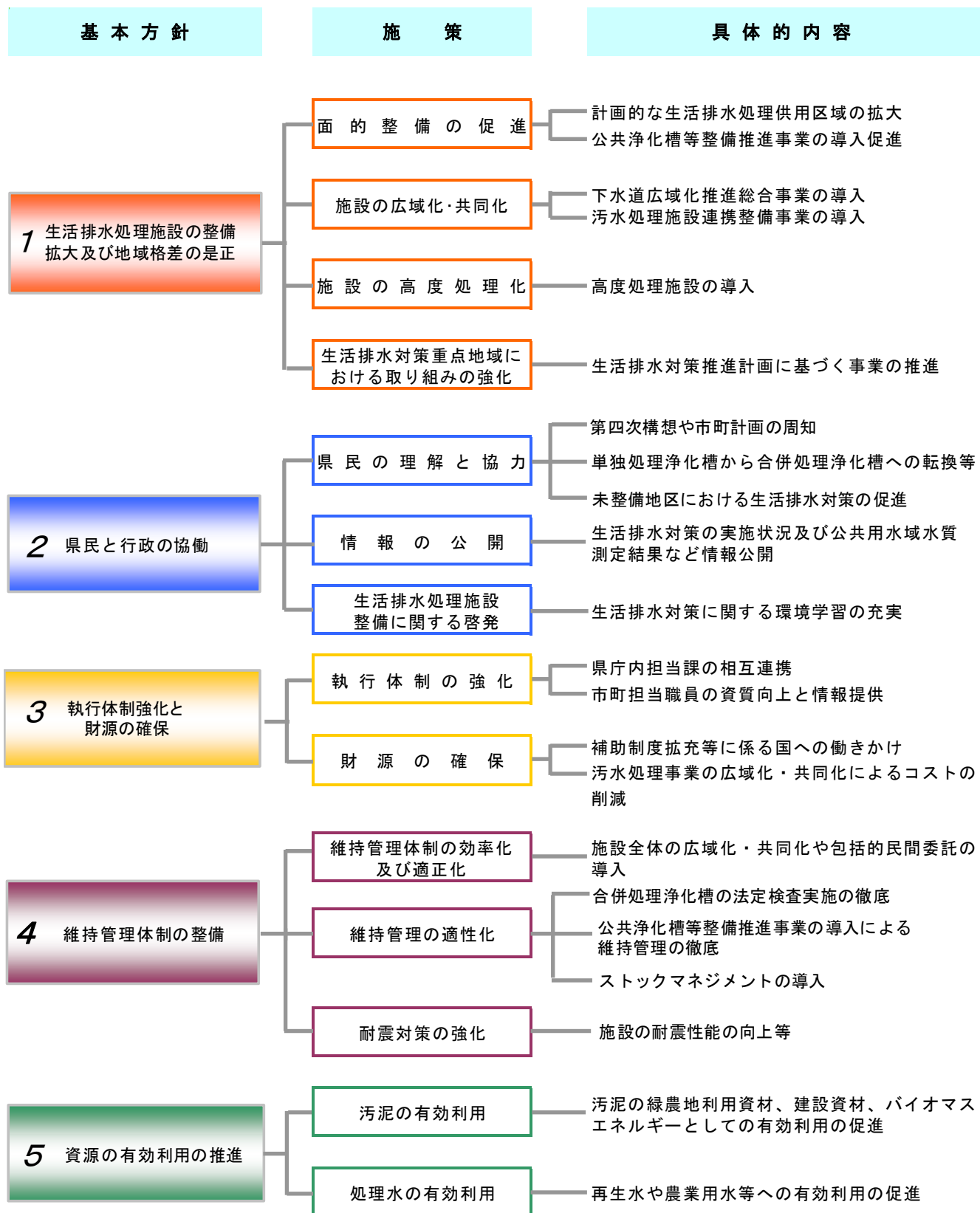
(注) 瀬戸内海流入区域に設置される処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽

資料3-23 ゴルフ場自主水質検査結果(令和6年)

種別	農薬名	成分名	調査 検体数	基準 超過数	検出 濃度 (mg/L)	排水中の濃度		
						水濁指針値 (mg/L)	水産指針値 (mg/L)	
殺菌剤	イカルガ35SC	チフルザミド	2	0	0.007 0.017	0.37	1.4	
	オブテインフロアブル	ペンフルフェン	1	0	<0.001	0.53	0.1	
	クルセイダーフロアブル	テブコナゾール	1	0	0.004	0.77	2.6	
	シバンバPROフロアブル	アゾキシストロビン	2	0	0.004 <0.001	4.7	0.28	
	セルカデイスフロアブル	フルキサピロキサド	1	0	0.005	0.55	0.29	
	セレンターフ顆粒水和剤	ペンシクロン	1	0	<0.1	1.4	1	
	タフシーバフロアブル	ペンシクロン	6	0	0.003 <0.001 <0.001 <0.001 <0.001	1.4	1	
	ファンターフ顆粒水和剤	ピリベンカルブ	1	0	<0.001	1	0.6	
	殺虫剤	イザナミフロアブル	フルキサメタミド	1	0	<0.001	0.22	0.039
		オルトラン水和剤	アセフェート	1	0	<0.001	0.063	55
カルホス乳剤		イソキサチオン	1	0	<0.00002	0.05	0.0002	
ダイアジノン粒剤		ダイアジノン	1	0	<0.001	0.02	0.00077	
テトリーノフロアブル		テトラニリプロール	1	0	<0.001	23	0.17	
ナイスイーグルSC		クロルフルアズロン	1	0	<0.00005	0.87	0.00029	
パンチショットフロアブル		ビフェントリン	1	0	<0.00025	0.26	0.000058	
フルスウィング		クロチアニジン	1	0	0.002	2.5	0.028	
リラークDF		チオジカルブ	1	0	<0.001	0.8	0.027	
アージラン液剤		アシュラム	1	0	<0.001	10	90	
除草剤	アシュラスター液剤	アシュラム	4	0	0.002 <0.001 <0.001 <1	10	90	
	アダッシュ顆粒水和剤	プロピザミド	4	0	0.093 <0.05 <0.001 <0.001	0.5	4.7	
	アルテミストフロアブル	アトラジン	1	0	0.021	未審議	1.5	
	イデトップフロアブル	トリアジフラム	1	0	<0.001	0.23	2.5	
	カーブSC	プロピザミド	1	0	<0.0008	0.5	4.7	
	キレダー	ACN	1	0	<0.001	0.055	0.063	
	クサブロック	プロジアミン	1	0	<0.0005	1.7	0.0046	
	コンクルード顆粒水和剤	フルポキサム	2	0	<0.001 <0.001	0.21	2.3	
	シバッチ乳剤	S-メトラクロール	2	0	0.001 0.003	2.5	0.23	
	スペクタクルフロアブル	インダジフラム	2	0	<0.001 <0.001	0.5	0.71	
	ソリストSC	ピロキサスルホン	3	0	0.001 <0.0005 <0.0005	0.5	0.0074	
	ティアラフロアブル	フルフェナセット	1	0	<0.001	0.29	1.3	
	トリビュートOD	ホラムスルフロシ	1	0	<0.001	13	97	
	フルハウスフロアブル	オキサジクロメホン	1	0	<0.024	0.24	8.3	
	モニュメント顆粒水和剤	トリフロキサスルフロシナトリウム塩	2	0	<0.001 <0.001	未審議	0.28	

- ・指針値欄の「未審議」とは、審議が行われていないことから、指針値が設定されていないことを示す。
- ・水濁指針値及び水産指針値を超過した事例はありませんでした。

資料 3-24 第四次愛媛県全県域生活排水処理構想の推進施策の体系



資料3-25 愛媛県汚水処理事業広域化・共同化計画 ロードマップ

項目	市町等	施設の種類	受入施設	廃止施設	短期（～5年間）	中期（～10年間）	長期（～30年間）
					令和4年度～令和8年度	令和9年度～令和13年度	令和14年度～令和33年度
<b>(1) 汚水処理施設の統廃合</b>							
全市町 全事務組合		—	—	—	設備更新等の機会を捉え、統廃合の検討を継続	同左	同左
四国中央市		公共下水道とし尿処理施設の統廃合	四国中央市川之江浄化センター	アイ・クリーン	統廃合に係る工事の実施 統廃合完了予定		
新居浜市		公共下水道とし尿処理施設の統廃合	新居浜市下水処理場	衛生センター	統廃合済み		
今治市	公共下水道の統廃合	公共下水道の統廃合	北部終末処理場	小部浄化センター	統廃合済み		
			今治下水浄化センター	朝倉地区クリーンセンター 朝倉下地区水処理施設 古谷地区クリーンセンター	統廃合計画の検討	統廃合計画の検討 一部統廃合完了予定	統廃合完了予定
			大西水処理センター	塔々谷下水処理場 九和地区処理施設		統廃合計画の検討	統廃合に係る工事の実施 統廃合完了予定
			吉海浄化センター	九王水処理センター 宮脇水処理センター 山之内水処理センター	統廃合計画の検討 令和4年9月統廃合完了 一部統廃合完了予定	統廃合完了予定	
			吉海浄化センター	志津見地区処理場 南浦・名駒地区処理施設	統廃合計画の検討	統廃合に係る工事の実施 統廃合完了予定	
				椋名地区処理場 田浦地区処理場	統廃合計画の検討 統廃合に係る工事の実施	統廃合完了予定	
			吉海浄化センター	北浦東地区浄化センター	統廃合済み		
				北浦地区浄化センター		統廃合計画の検討	統廃合に係る工事の実施 統廃合完了予定
			井口浄化センター	盛地区浄化センター 瀬戸崎地区浄化センター	統廃合計画の検討 統廃合に係る工事の実施 一部統廃合完了予定	統廃合に係る工事の実施 統廃合完了予定	
			宮浦浄化センター	大三島北地区処理施設	統廃合に係る工事の実施 統廃合完了予定		
今治市	集落排水施設の統廃合	集落排水施設の統廃合	朝倉地区クリーンセンター	太ノ原・野田地区クリーンセンター 山越地区クリーンセンター 野々瀬地区クリーンセンター 清水地区し尿処理施設 緑ヶ丘団地コムブラ	統廃合済み		
			九和地区処理施設	与和木地区処理施設	令和6年4月統廃合完了		
			野々江地区処理施設	口総地区処理施設	統廃合に係る工事の実施	統廃合完了予定	
			宮窪地区処理施設	友浦クリーンセンター	統廃合計画の検討 統廃合に係る工事の実施	統廃合完了予定	
今治市	集落排水施設とコムブラの統廃合	九和地区処理施設	玉川グリーンハイソコムブラ	統廃合計画の検討	統廃合完了予定		
東温市	集落排水施設の統廃合	拝志地区浄化センター	上林地区浄化センター	令和4年3月統廃合完了			
伊予市	公共下水道と集落排水施設の統廃合	伊予市下水浄化センター	大平地区農業集落排水処理施設	統廃合計画の検討	統廃合計画の検討	統廃合完了予定	
松山衛生事務組合 久万高原町	し尿処理施設の統廃合	松山衛生ecoセンター	久万高原町環境衛生センター	令和4年3月統廃合完了			
西予市	公共下水道と集落排水施設の統廃合	西予市宇和浄化センター	永長浄化センター 神野久浄化センター 田之筋浄化センター 中川浄化センター	統廃合に係る工事の実施	統廃合完了予定		
伊方町	公共下水道と集落排水施設の統廃合	九町浄化センター	田之浦処理場	統廃合計画の検討	統廃合完了予定		
愛南町	集落排水施設の統廃合	家車クリーンセンター	平塚クリーンセンター	統廃合に係る工事の実施 統廃合完了予定			
項目	市町等	内容	短期（～5年間）		中期（～10年間）	長期（～30年間）	
			令和4年度～令和8年度		令和9年度～令和13年度	令和14年度～令和33年度	
<b>(2) 汚泥処理の共同化</b>							
東予ブロック		汚泥の共同処理を実施	各ブロックで共同化処理の検討を継続		同左	同左	
中予ブロック		汚泥の共同処理を実施	松山市内4か所の公共下水道の汚泥を集約し、固形燃料化を実施		中予ブロックでの共同化を検討	同左	
<b>(3) 委託業務の共同発注</b>							
全市町		ICTの整備	施設ごとに更新等の機会を捉え、ICT整備の検討を継続		同左	施設統廃合や市町間での整備状況を踏まえ、市町間での共同化を検討	
全市町		企業会計に関する財政システムの導入	市町ごとに公営企業会計への移行等を踏まえ、検討を継続		同左	施設統廃合や市町間での導入状況を踏まえ、市町間での共同化を検討	
全市町 全事務組合		台帳の電子化	市町等ごとに国の標準仕様等を基に、電子化の検討を継続		同左	施設統廃合や市町等内での電子化状況を踏まえ、市町間での共同化を検討	
全市町		包括的民間委託の実施	市町ごとに包括的民間委託導入の検討を継続 導入済みの市町等は、更に高いレベルの導入を検討		同左	施設統廃合や市町間での導入状況を踏まえ、市町間での共同化を検討	
<b>(4) 災害対応の広域連携</b>							
県 全市町 全事務組合	緊急時対応訓練の実施	県の施策担当課が主導し、汚水処理施設の種類ごとに訓練を実施	汚水処理施設	施策担当課	PDCAを実施のうえ、緊急時対応訓練を継続実施	同左	
			公共下水道	都市整備課			
			農業集落排水施設	農地整備課			
			漁業集落排水施設	漁港課			
			し尿処理施設	循環型社会推進課			

資料 3-26 生活排水処理施設別の汚水処理人口及び普及率

生活排水処理施設の種類	基準年度 (令和 3 年度末)	令和 6 年度末 実績	中間目標 (令和 8 年度末)	目標 (令和 14 年度末)
行政人口 (千人)	1,334	1,288	1,272	1,202
下水道 (千人)	756 (56.7%)	780 (60.6%)	766 (60.2%)	751 (62.5%)
農業集落排水施設 (千人)	33 (2.5%)	33 (2.6%)	25 (2.0%)	19 (1.6%)
漁業集落排水処理施設 (千人)	3 (0.2%)	3 (0.2%)	3 (0.2%)	2 (0.2%)
簡易排水施設 (千人)	0.03 (0.002%)	0.02 (0.002%)	0.02 (0.002%)	0.02 (0.001%)
コミュニティ・プラント (千人)	1 (0.1%)	0.6 (0.5%)	1 (0.1%)	0.2 (0.01%)
合併処理浄化槽 (千人)	302 (22.6%)	288 (22.3%)	322 (25.3%)	324 (27.0%)
汚水処理人口合計 (千人) (汚水処理人口普及率)	1,095 (82.1%)	1,104 (85.7%)	1,115 (87.7%)	1,096 (91.2%)

※ ( ) 内の％は、行政人口に対する生活排水処理施設別の割合

資料 3-27 水道水質基準

番号	項目	基準値 (mg/l)	番号	項目	基準値 (mg/l)
1	一般細菌	100個/ml以下	27	総トリハロメタン	0.1以下
2	大腸菌	検出されないこと	28	トリクロロ酢酸	0.03以下
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	29	ブロモジクロロメタン	0.03以下
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	30	ブロモホルム	0.09以下
5	セレン及びその化合物	0.01以下	31	ホルムアルデヒド	0.08以下
6	鉛及びその化合物	0.01以下	32	亜鉛及びその化合物	1.0以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下
8	六価クロム化合物	0.02以下	34	鉄及びその化合物	0.3以下
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	35	銅及びその化合物	1.0以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	36	ナトリウム及びその化合物	200以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	37	マンガン及びその化合物	0.05以下
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	38	塩化物イオン	200以下
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300以下
14	四塩化炭素	0.002以下	40	蒸発残留物	500以下
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	41	陰イオン界面活性剤	0.2以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	42	ジェオスミン	0.00001以下
17	ジクロロメタン	0.02以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	44	非イオン界面活性剤	0.02以下
19	トリクロロエチレン	0.01以下	45	フェノール類	0.005以下
20	ベンゼン	0.01以下	46	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3以下
21	塩素酸	0.6以下	47	pH値	5.8以上8.6以下
22	クロロ酢酸	0.02以下	48	味	異常でないこと
23	クロロホルム	0.06以下	49	臭気	異常でないこと
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	50	色度	5度以下
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	51	濁度	2度以下
26	臭素酸	0.01以下			